

衆議院 商工委員會議 録 第二一 号

平成三年十一月二十日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事 逢沢 一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 山本 拓君

理事 和田 貞夫君

理事 甘利 明君

理事 岩屋 毅君

理事 浦野 然興君

理事 奥田 幹生君

理事 佐藤 守良君

理事 田辺 広雄君

理事 仲村 正治君

理事 大島 章宏君

理事 小岩井 清君

理事 鈴木 久君

理事 安田 範君

理事 榊原 恒夫君

理事 渡部 一郎君

理事 川端 達夫君

理事 井出 正一君

理事 額賀福志郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 森本 晃司君

理事 新井 将敬君

理事 植竹 繁雄君

理事 尾身 幸次君

理事 佐藤 信二君

理事 齊藤斗志二君

理事 谷川 和穂君

理事 増田 敏男君

理事 加藤 繁秋君

理事 渋谷 修君

理事 水田 稔君

理事 吉田 和子君

理事 二見 伸明君

理事 小沢 和秋君

理事 江田 五月君

理事 渡部 恒三君

理事 野田 毅君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会 委員 糸田 省吾君

事務局長 矢部丈太郎君

公正取引委員会 事務局長 地頭所五男君

通商産業大臣 渡部 恒三君

国務大臣 (経済企画庁長官) 野田 毅君

経済企画政務次官 田中 秀征君

経済企画庁長官 藤井 威君

経済企画庁調整局長 吉富 勝君

経済企画庁国民生活局長 加藤 雅君

経済企画庁物価局長 長瀬 要石君

経済企画庁総合計画局長 富金原俊二君

経済企画庁総合計画局審議官 太田 道士君

通商産業政務次官 古賀 正浩君

通商産業政務次官 沓掛 哲男君

通商産業大臣官房長 内藤 正久君

通商産業大臣官房総務審議官 渡辺 修君

通商産業大臣官房商務流通審議官 麻生 渡君

通商産業大臣官房審議官 中田 哲雄君

通商産業省通商政策局長 岡松壯三郎君

通商産業省貿易局長 藤原武平太君

通商産業省産業局長 高島 章君

通商産業省立地公害局長 山本 幸助君

通商産業省機械情報産業局長 鈴木 英夫君

通商産業省生活産業局長 熊野 英昭君

通商産業省生活産業局長 堀 富男君

工業技術院長 石原 舜三君

資源エネルギー庁次長 黒田 直樹君

資源エネルギー庁公益事業部長 川田 洋輝君

中小企業庁長官 南学 政明君

中小企業庁次長 新聞 勝郎君

内閣参事官 兼内閣総理大臣官房人事課長 梅崎 壽君

外務省アジア第二課長 林 景一君

外務省経済協力局調査課長 小島 誠二君

労働省職業安定局長 野寺 康幸君

商工委員会調査室長 山下 弘文君

委員外の出席者

委員の異動

十一月十四日

辞任 佐藤謙一郎君

同月十九日

辞任 中谷 元君

十一月十九日

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

本委員会に付託された。

通商産業の基本施策に関する件
経済の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○武藤委員長 これより會議を開きます。

この際、新たに就任されました渡部通商産業大臣及び野田経済企画庁長官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。

渡部通商産業大臣。通商産業大臣を拝命いたしました渡部恒三であります。

このたび、国会冒頭にもかかわらず、大韓民国で開催された第三回アジア・太平洋経済協力関係會議に出席させていただきました。大変ありがたうございました。本會議は、中国、香港及び台湾の三者が正式に参加したほか、アジア・太平洋経済協力に関する宣言採択等があり、大変意義のある會議でありました。

世界情勢を見ますと、東西冷戦構造の終結に伴い、新たな世界経済秩序の形成が模索されており、戦後形成された政治経済秩序のもとで著しい発展を遂げてきた我が国としては、今こそ世界経済の秩序ある発展に積極的かつ主体的な役割を果たすべき責務を負うに至っております。

一方、国内に目を向けますと、我が国経済は、昭和六十一年十二月以来、内需を中心として、景気の拡大を続けてきたところでありますが、最近では、景気拡大のテンポは緩やかに減速してきております。こうした状況のもとで公定歩合の引き下げが行われましたが、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るためには、引き続き適切かつ機動的な経済運営を行っていく必要があります。

通商産業行政は、通商、産業、エネルギー、地域経済、技術、そして中小企業など、幅広い分野にわ

たっており、このような情勢の折、いずれも我が国の将来にとってゆるがせにできないものばかりで、まことに責任の重大さを痛感いたしておるところであります。

私といたしましては、全力を挙げて任務の遂行に当たる所存であります。今後とも委員各位の御意見を十分拝聴いたしまして、通商産業行政の推進に努めてまいりますので、何とぞ御指導並びに御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げます。御協力をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○武藤委員長 野田経済企画庁長官

○野田国務大臣 このたび、経済企画庁長官を拝命いたしました野田毅でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

世界経済の現状を見ますと、景気後退にあつた一部の国で回復過程に入るなど全体として減速から脱しつつあります。また、主要国間の対外不均衡には総じて改善が見られますが、発展途上国の累積債務問題など解決すべき課題も残されており

我が国経済の現状を見ますと、現在、拡大テンポが緩やかに減速しつつあります。それは、我が国経済が完全雇用を維持しながらインフレなき持続可能な成長経路に移行する過程にあることを示しております。今後につきましては、雇用者数の堅調な伸び、最近の市場金利の低下、公共投資の増大に支えられ、個人消費は着実に増加し、設備投資も総じて底がたく推移すると見込まれます。しかしながら、景気の減速が企業家や消費者の心理に及ぼす影響については十分注意していく必要があります。きめ細かい対応が必要と考えております。先週、日本銀行は、こうした点を踏まえ、公定歩合を〇・五％引き下げたところであります。政府としては、内需を中心としたインフレなき景気の拡大をできる限り持続させていくことが重要と考えております。このため、今後とも、主要国との政策協調にも配慮しつつ、物価の安定を基礎とし、適切かつ機動的な経済運営に努めてまいり

たいと考えております。

次に、対外経済面につきましては、引き続き保護貿易主義の抑止と自由貿易体制の維持・強化に向け率先して努力するとともに、世界経済活性化に対し積極的な貢献を行っていくと考えております。

国民生活の面につきましては、地価の適正化、内外価格差の縮小、労働時間の短縮等国民生活に関連する分野を重視し、消費者の視点に立った経済構造調整を積極的に進めていくとともに、消費者の保護、支援に積極的に取り組んでいく所存であります。

また、二十一世紀を展望し、人口の急速な高齢化、社会資本ストックの整備、環境・資源エネルギー制約への対応等の中長期的課題にも的確に対応していく所存であります。

今日の世界情勢には予断を許さないものがありますが、私は、経済運営に誤りなきを期し、国際社会の持続的な発展のために価値ある貢献を行うとともに、活力と潤いに満ちた「生活大国」の形成を目指して最大限の努力を行ってまいるのであります。

本委員会の皆様の御支援と御協力を切にお願ひ申し上げます。ありがとうございます。お願ひ申し上げる次第であります。(拍手)

○武藤委員長 引き続き、新たに就任されました古賀通商産業政務次官、沓掛通商産業政務次官及び田中経済企画政務次官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。古賀通商産業政務次官

○古賀政務委員 このたび、通商産業政務次官を拝命いたしました古賀正浩でございます。

渡部大臣のもと、沓掛政務次官と力を合わせ、通商産業行政に一生懸命取り組んでまいります。委員長初め委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○武藤委員長 沓掛通商産業政務次官
○沓掛政務委員 このたび通産政務次官を拝命いたしました沓掛哲男であります。

微力でございますが、古賀政務次官ともども、渡部大臣を補佐して、通商産業行政の進展のために全力を挙げて邁進する決意でございますので、何とぞ委員長初め委員各位の御指導、御支援を心からお願ひする次第でございます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○武藤委員長 田中経済企画政務次官
○田中(秀)政務委員 このたび経済企画政務次官を拝命いたしました田中秀征でございます。

商工委員会の先生方にはこれから何かとお世話になります。先生方の御指導、御支援を賜りまして、野田長官を精いっぱい補佐してまいりたいと決意をいたしております。どうかよろしくお願ひいたします。(拍手)

○武藤委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。逢沢一郎君

○逢沢委員 野田長官、今御退席のさなかでございますけれども、御就任本当におめでたうございませう。心からお祝ひ申し上げます。また、通産大臣に就任をされました渡部大臣、本当におめでたうございませう。両大臣長官の大活躍をまず冒頭お祈りを申し上げます。ありがとうございます。

渡部大臣は先ほどあいさつの中にもおっしゃっておられましたように、就任早々ソウルで開かれたAPEC、アジア・太平洋経済協力関係会議に出席をされまして、開かれた地域主義を標榜して、日本も大いに貢献をしよう、大変成果の上の会議であるというふうにお承っております。また、さきにはアメリカの通商代表のヒルズ代表が日本に來られ、会談をされたということでございます。就任早々大変お忙しくなさっておられるわけですが、どうもこの

ところの経済情勢、景気の先行きが今まではちよつと様子が変わりつつあるな、そういうことが感じられるわけでありませう。

例えば、自動車の販売台数の推移を見ておいても、あるいは住宅の新規着工の数値を拝見をいたしましたも、あるいはそれぞれの企業が将来に向かつて二三年、五年、どのくらい新たな設備投資の計画があるか、そういうことを拝聴いたしておりましたも、どうも二三年、五年とは様子が変わる方向に行きつつあるな、そう感じられませう。また、来年度はどうか大きく税収が落ち込むんじゃないか、予算を編成する上でもこれは歳入欠陥が相当深刻になるなというふうなことが伝えられておる中に、渡部先生は通産大臣に就任をされたわけでありませう。どうか大臣として適切なリーダーシップを発揮していただきまして、調和ある経済の発展、またそれを通じて国民生活の向上のために全力を尽くしていただきたい、心からそのようにお願ひを申し上げます。

また、私もこの夏以来、通産省が来年度、平成四年度に一体どういう考え方で、どういうところに重点を置き、行政を進めていこうとしておられるか、そのことについて勉強させていただいておられるわけでありませう。平成四年度通産産業政策の重点というところで承っているわけでありませう。その副題として「国際社会との連携・調和」、そして「地域産業文化の創造」、この二つのことを挙げておられる。これはまことに適切な表現であり、かつそのこと自体が日本の経済、また国民生活を考えた上で大変重要なテーマだなというふうに変更を思わせていただいたわけでありませう。

そこでまず大臣に、では一体これから先行き景気がどうなるんだらうか。経済は生き物でありませうので、なかなか見通しのつかないところもあるとは思いますが、どうも、産業界の元締めとしての大臣として、日本の経済の先行き、特に来年度の見通し、どういう見通しを持っておられるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

また、私もこの夏以来、通産省が来年度、平成四年度に一体どういう考え方で、どういうところに重点を置き、行政を進めていこうとしておられるか、そのことについて勉強させていただいておられるわけでありませう。平成四年度通産産業政策の重点というところで承っているわけでありませう。その副題として「国際社会との連携・調和」、そして「地域産業文化の創造」、この二つのことを挙げておられる。これはまことに適切な表現であり、かつそのこと自体が日本の経済、また国民生活を考えた上で大変重要なテーマだなというふうに変更を思わせていただいたわけでありませう。そこでまず大臣に、では一体これから先行き景気がどうなるんだらうか。経済は生き物でありませうので、なかなか見通しのつかないところもあるとは思いますが、どうも、産業界の元締めとしての大臣として、日本の経済の先行き、特に来年度の見通し、どういう見通しを持っておられるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○渡部國務大臣 たいま達沢委員から極めて重要な御指摘がございました。我が国は昭和六十一年以来、いわゆるインフレなき持続的成長ということで、常に消費者物価の上昇を経済成長が上回り、豊かさを増進してまいりましたけれども、最近に至ってこの経済に非常に心配な点が幾つか出てまいりました。今景気の子測のお話がありましたが、我が国経済の近年における牽引車ともいべき自動車産業においてすら今ほとんどの企業が減益になっておりますし、また経済が減速ぎみのために中小企業等にもいろいろ年末心配なことが出ております。また、そういう中で貿易黒字はきよの新聞にも、ごらんのようにこれは一千億になるのではないかと、外圧は大変厳しくなっております。今お話のありましたヒルズ通商代表とも私は前後三時間にわたっていろいろお話をしましたけれども、自動車問題あるいは部品の問題、半導体の問題と、いろいろ厳しい注文がつけられております。

こういう内外の厳しい情勢の中で、経済を守っていくことがつまり宮澤内閣のスローガンである生活大日本、国民生活の豊かさを守っていくこととありますから、私も就任最初の記者会見で思い切った金利の引き下げを一日も早くお願いしたいということ、先般〇・五%の公定歩合の引き下げが行われたのでありますけれども、今後景気の問題は、私はもう黄信号から、場合によっては赤信号になるおそれもある、そうなるからでは遅いので、これから金融面等にもいろいろ注文をつけてまいりまして、日本の経済がさらに、国際摩擦を解消しながら内需拡大に努めて、伸展していくように努力をしまいたければならないと考えておるところでございます。

○達沢委員 景気から目を離すことができない、そういう厳しい認識を持っておられる。そういう状況の中で、御案内のように国民ひとしく注目をしておりますガット・ウルグアイ・ラウンドがどうやら最終段階、最終ステージを迎えたな、そういうことであります。ヒルズ代表との話の中にも、

アメリカとヨーロッパの間では大分すり合わせができてきた、歩み寄りができてきた、そのことが新聞やテレビの報道でも私たちに伝えられたところでありませうけれども、通産大臣としてこのガット・ウルグアイ・ラウンドが今どういう段階にあつて、どういふ最終的な決着を見ることができるか、そのことにどんな見通しを持っておられるか、率直にお教えをいただきたいというふうに思っています。

○渡部國務大臣 ベーカー國務長官も私の就任早々に参りまして、これも一時間ほどお話をしました。また、さきに申し上げたように、ヒルズ代表あるいはウイルソン・カナダ国際貿易大臣など、また幸いに皆さん方のおかげで出席をさせていただいたアジア・太平洋関係会議でもいろいろの大臣とお話をしてまいりましたけれども、特に我が国が黒字になっておる相手国の我が国に対する注文は大変厳しい、これはいろいろ具体的な問題を含めてございます。

特に、その中で一番厳しいのがアメリカであります。したがって、まだいろいろこれから話しかけていかなければならない問題が多いと思えますが、結論を申し上げますと、日本は資源エネルギーも乏しい、しかも国土も狭い、そしてあの太平洋戦争において壊滅的な犠牲を受けた。その中で、今日今やアメリカ、ドイツと並んで世界の豊かな成長国というふうになつてきたのは、世界が平和であつて、また世界のすべての国と自由に貿易ができて、我々の国民のすぐれた技術と勤勉が付加価値をつくり、今日の豊かさをくり上げておつたわけですから、これを保持させていくためには何としてもウルグアイ・ラウンドは成功させなければならぬ、これは前提になる。これは委員の皆さん方にも御認識、御理解を賜りたいと思ひます。

ただ、対外政策というものはまず国益が大事であります。ですから、ガットという場はそれぞれ国の代表がみんな自分の国益を主張いたします。しかし、その自分の主張を一〇〇%通さなければならぬということでは、これは世界の平和、国際協調は成り立たないわけでありませうから、主張すべきものは主張し、また譲るべきときは譲つて、その中でこれから厳しいいろいろの中で最大公約数を求めていって、やはりこのウルグアイ・ラウンドは年内に決着をさせる、そういう方向で努力をしてまいりたいと思ひますので、先生方の御理解を賜りたいと思ひます。

○達沢委員 ぎりぎりの努力をして年内に何が何でも決着をさせたい、強い決意をお伺いしたわけでございますけれども、しっかりと頑張つていただきたい、私も精いっぱい御支援、応援を申し上げます。さて次に、アメリカとの関係、日米関係について幾つかのことをお伺いを申し上げます。

かつて駐日大使であられたマンスフィールド大使が、日米関係というのは世界の中で最も大切な二国間関係、こういう表現をされました。私もまたことにそのとおりだと思ひます。大ざっぱに申し上げて、御案内のようにアメリカのGNPは約五兆ドル、日本は三兆ドル、この二国間で世界のGNPのおよそ四〇%も占める。この数字だけ見てもこれはもう日本とアメリカがどういふ関係であるかというのは、世界に大変な影響を与える、そういうふうな認識をしなければならぬというふうに思ひます。

ところが、昨今日米両国民の間に、日本人がアメリカをどう見るか、アメリカ人が日本をどういふ感情を持つか、またアメリカ人が日本のことをどう評価しているか、さまざまな世論調査や意識調査というものが行われ、それが発表されているわけでありませうけれども、総体で大きくつかめば日米両国の関係はうまくいっている、そういう肯定的な前向きな評価が両国民の間からなされている、そのことは大切なこととして押さえておきたいわけでありませう。しかし、それと同時に微妙な感情がやはり双方に存在しているなということについても非常に注視をしておかなきゃいかぬ、そういうふうには思ひます。

例え、ついせんだつてでありますけれども、十一月十八日でありませうから、おとといの月曜日の朝日新聞にそのたぐいの調査の結果が出ておりました。例えば日本人がアメリカに対してアメリカをパートナーと見るか、ライバルと見るか、そういう設問があつたわけでありませうけれども、日本の方はアメリカをパートナーと見るという方が五〇%、しかし逆にアメリカの方は日本をパートナーとして見る方が二〇%に對してライバル視をしてる方が七七%ということでありまして、恐らくこの数字は大臣もごらんになつたのではないかと思ひます。私も少なからずショックを覚えたわけでありませう。

また、かつてこういうふうに使われておりましたね。アメリカにとって脅威は何だ、一つはソ連の軍勢力、もう一つは日本の経済力。しかし、今やソ連の軍勢力はもうアメリカにとって、あるいは世界じゅうにとつて脅威ではなくなつた、唯一残る問題は日本の経済力じやないか、あるいは日本の輸出力じやないか。ちよつとためにするうがた表現にも聞かせるわけでありませうけれども、しかしアメリカの国内にそういう世論が一部にある、あるいは感情があるというのこともまた事実ではないかなというふうに思ひます。

アマコスト大使はいろいろなお話をおつしやつておられるわけでありませうけれども、ポスト冷戦の時代は明らかに経済が活性化をする時代、経済が活性化すれば当然いろいろな摩擦も起つていく、そういう認識を示しておられます。そして世界じゅうで一番大切な二国間関係、日米という関係なんだということも同時におっしゃつておられるわけでありませう。

そういう状況の中、御案内のようにSII、日米構造協議というものが二年前、八九年からスタートしたということでありませうけれども、このSIIを通じて相互理解の促進、また良好な関係の発展のためにやはり双方が努力をしていく、そ

ういう引き続きの努力というのはいかにも大切なことだというふうにも感じざるを得ないわけであり、この構造協議について、何うところによりまずと大臣とヒルズ代表との間では特に具体的な議論はなかつたというふうにも漏れ聞いているわけであり、我々日本人はどうもこの構造協議については日本側が一方的にアメリカから追いつめられているな、そんな国民感情と申しますか、率直に言つて、ざつとばらん話になつて、私もさういふふうにも感じますね。例えば建設市場へのアクセスの問題も、いろいろ業界に難しいことがあるけれども相当改善をした、努力をした、そんなこともあるし、あるいは大臣も御案内のように、大店法もさきの国会で法律がかりました。あるいは再販制度についても今相当詰めが行われている。そういうふうにも具体的な成果は、日本の方はいろいろと困難もあるけれども前進をさせてきた。それに対してアメリカの方は一体どうなつていられるんだ。これはマスコミに出ないだけなのかもしれないけれども、日本もアメリカに対して相当のことを、実はよくぞこまごまと言つたなどというところまで言つていますね。アメリカ人というのはいくらも貯蓄率が低いじゃないか、これはやはり貯蓄率を上げてもらう努力が必要である。あるいは財政赤字も何とかしない。あるいは企業の経営者にとつて目先の利益よりもっと長期的な観点というのが必要なんだ、そういうふうなことを言つてきていて、あるわけであり、それと、そういう日本側の指摘したことが具体的に本当に改善されているんだらうか、日本が頑張っていると同じぐらいに前進しているんだらうか、どうもそのあたりが我々日本人には、特に一般の方々にはつまびらかでない、そういうふうにも感じられるわけでありまして、その進捗状況、特に日本側がアメリカ側にお願ひをしたことが一体どうなつていられるかというふうにも思ひます。

きまして両国がそれぞれ実施していくというのが当然のことだと思ひます。先生、御指摘のとおりでございます。日本側といたしましては、米側の実施状況について重大な関心を持って見守つていられるところでございまして、このような観点からフォローアップ会合という場で、通産省から貿易収支の改善を図つていく上では米側においても米国内産品の競争力の強化を図つていくことが極めて重要だということも指摘しておりますが、そのような観点から、先生からも御指摘ございましたが、例えば海外からの直接投資は米国内産品の競争力を高めるべく重要な役割を果たしておるので、開放的な投資政策を進め、規制的な動きを抑えるべきだということも主張いたしました。またメートル法についても、九二年九月の導入時期に向けてその進捗状況を示すプログレスレポートというものを作成して着実な進展を図つていく必要があるんだ、これがアメリカの競争力を高めるべく重要なことだということも指摘いたしました。さらに先ほどお話がございました、米国内産品が短期的な利益を追求するという点では経営は成り立たなくなるわけ、長期的な展望を持つていくことが必要だということも指摘し、議論を進めてきております。

米側の措置につきましては、一部進捗が見られるもの、米国会等の関係で必ずしも進展してないというの、先生御指摘のとおりでございます。今後とも日米構造協議というのにはスタートのときから双方でいかなきやいなという精神にのっとりまして、米側に対して積極的な対応を求めていくように努めてまいりたいと思ひます。○達沢委員 ありがとうございます。いづれにいたしましても、構造協議の成果を上げていくという事は、これはもう日米双方にとつて大事な事、日米にとつて大事な事、このことは世界じゅうにとつてとても大切な事、でありますので、しっかりとした成果が上がるように引き続きの努力をお願いを申し上げたいと思ひます。特に、どうもアメリカは日本に対して、日本の市場というのはどうもフェアな市場になつてないな、そういう印象を持っておられるようでありまして、したがつて、この構造協議を通じて日本の構造壁は随分なくなつた、アメリカと同等の競争ができる枠組みになつた、そういうふうにも理解していただけるように引き続きの努力をお願いしたいと思ひますし、また同時にアメリカについても、日本は言うべきことは言つて、そしてそのことが進捗しているんだという事は、はっきり国民の皆様に對して知らしめる、広報をしていただくという事についても御努力をいただきたい。お願いを申し上げておきたいと思ひます。

さて次に、自主規制の問題、輸出自主規制についてお伺ひをいたしたいと思ひます。実は今、私どもの手元に「我が国の主要な通商問題の推移」という一覽と申しますか、コピーがございまして、繊維に始まつて鉄鋼、テレビ、工作機械、自動車、VTR、御案内のようにずつと経済摩擦がございまして、輸出自主規制をしてきた。これは一目でわかるわけでありまして、そういうことになっているうちに自主規制、輸出自主規制ということをして日本側がアメリカに対して、ECに対して、あるいはその他の地域に対して行つていられるものもあるわけでありまして。輸出自主規制というの、私もすぐそれはやはり自動車というの、私どもが思ひ浮かぶわけでありまして、けれども、改めて考えてみると、一体この輸出自主規制というの、何なんだろうかなという事なんです。一体これはきちんとして日本の法律に基づいた一つの行為、概念というふうにも規定ができるのか、あるいは広い意味での行政指導のよくなるものなのか、あるいはほんのりなもので、言つてみれば率直に言葉のとおり、業界が自主的に洪水のような輸出をするのを差し控えよう、そういう自主的な判断に基づく行為なのか、一体どうなんだろうなとはた考えたわけでありまして、けれども、この輸出自主規制というの、一体何なのかという事について改めてお教をいただきたい。定義ということが適当なのかどうかよくわからないのですが、教えていただきたいと思ひます。○岡松政府委員 輸出自主規制についてさきまなものがございまして、一定の定義があるわけではございませんが、外為法、具体的にはその下の輸出貿易管理令でございまして、あるいは輸出取引法によりまして、我が国からの輸出に關して、その価格あるいは数量について規制を行つて対外貿易摩擦の回避に努めるように措置しているものというの、輸出自主規制かと存じます。○達沢委員 ガットにおいては、明らかに求める方向は関税化ということでありまして、灰色的なグレーなものだという位置づけが自主規制にはあるというふうにも伺つていられるわけでありまして、けれども、このガットの場でもいゆる輸出自主規制の問題はどのように取り扱われているのか、あるいは取り扱われる方向にあるのかということについてお教をいただきたいと思ひます。また同時に、この自主規制というの、日本は、私の手元にございまして、随分たくさんやつていられるんですね。アメリカ向けに、アメリカに対して自主規制をしていられる。例えば数値制御旋盤でありますとか工作機械、鉄鋼構造物、フォークリフトトラックというの、EC十二カ国に対して自主規制をしていられる。特殊鋼は対アメリカ。アメリカに向けてのものがやはり目につくなどということなんです。じゃ、アメリカは一体自主規制というふうなことをECやあるいはアジアやそういうところに行つていられるのかどうか、そういうことについてもお教をいただければと思ひます。○岡松政府委員 先生御指摘の輸出自主規制の問題でございまして、ガットで認められておりますのは、ガット十九条によりまして緊急輸入制限、

すなわち、ある産業が他国からの輸出によって被害を受けるという事実がありました場合には、ガットに決められた一定の手続に従って緊急輸入制限をすることができ、これはセーフガード条項と言っているわけですが、そういう形でののがいわばガットのルールに従った正常な規制ということになるわけでございます。

それに対して御指摘の輸出自主規制は、いわば輸入側がやるのではなくて輸入国、輸出国との話し合いによって輸出国が自主的に措置をとるということでございますので、ガットルールから見ますとこれは灰色措置というふうに言われているわけでございますが、灰色と言われるように、ガット上はどちらかといえば余り明確な位置づけがないものというところをあらわしているわけでございます。その意味で、御質問のウルグアイラウンドでどういう取り扱いかということでございます。このように灰色措置が先生御指摘のようにいろいろと広がってきている。これでは何のため貿易ルールのガットかということになるわけでございます。このルールをきちっとただしいこうということから、このウルグアイ・ラウンドにおきましては灰色措置と言われる自主規制を禁止しない撤廃してこうということでございます。同時にきちんとしたルールに基づいてセーフガードがとり得るようになってはどうかというそのルールの明確化ということが議論されているところでございます。

○ 遠沢委員 ありがとうございます。

こういうふうに見てまいりますと、世界で最も大切な日米関係、大切なんだけれどもその中身はさまざまにあるな、そういうふうなふうに思っています。しかし、やはり理解を、世界の平和や繁栄のために、とにかくせざるに協調しながら力を合わせてやっていかなければいけません。例えば、セラミックパッケージなんというのはもう日本からほとんど一〇〇%アメリカに輸出をしているというふうなことであります。そういうものも実際あるわけでありまして、これはやはり

相当な摩擦は将来ともあるなというふうにも感じられるわけでありまして。

そこで、大臣に改めてお伺いするわけでありまして、より良好な日米関係を将来にわたって築いていくために、一体どんな経済や産業政策、貿易や投資を含めての政策やあるいは態度というものが必要になるのか、その御所見についてお伺いできればというふうに思っています。

○ 渡部国務大臣 先ほどから遠沢委員がお話のとおり、日米関係、極めて重要な問題でありまして、明治維新後百二十年の歴史を振り返ってみても、日本とアメリカの関係がいろいろとあり、日本は平和で豊かでありましたが、あの日米戦争を思い出すと、日本とアメリカの関係が悪くなったときは世界にとってもお互いにとても極めて不幸な時期でありました。したがって、我が国が世界の平和に貢献し、また国民の福祉と生活を豊かにしていくために日米関係というのは極めて重要な問題でございます。

ただ、残念ながら結果として四百億ドルあるいは五百億ドルという貿易黒字が続いております。この貿易黒字がある限り、アメリカとしては日本に対していろいろの言い分が出てくるわけでありまして、ただ、今遠沢委員御指摘のようにアメリカこそまさに自由主義経済の世界のリーダーなのでありますから、やはりアメリカは世界の自由主義経済のリーダーであるという誇りを失ってはならないと思っております。また、日本も自由主義経済によって今日の豊かさを築いてきておられるわけでありまして、基本的に世界の中のお互いの国の考え方、哲学は一致しておるのであります。ただ、残念ながら、遠沢委員もいろいろ経験されておられると思いますが、日本はアンフェアと会談するたびに話せば、日本はアンフェアじゃないか、そういうことが結局一番問題になっておられるのですが、これは我々が反省して直さなければならぬこともあります。同時にアメリカ側の誤解もございまして、ですから、日米外交で最も大事なことは、お互い言うべきことは速慮し

ないで率直に言う、その中で我々に過ちがあればこれは直す、またアメリカにも誤解があればそれは直してもらおう。日米構造協議はまさしくそういう中で生まれたものであって、単にアメリカから押しつけられたからやむを得ずやるというよりは、これから新しい時代の中で日本が国民の豊かな生活を目標として進むべき方向を指示しておるものであると我々は考えます。

具体的な問題等いろいろ御疑念がありますれば政府委員から答弁をさせますが、基本的には世界の平和のために、世界の自由のためにお互い手を握って貢献していかなければならないという、国の進むべき哲学についてはお互い一致しております。しかし、現実には四百億ドルから五百億ドルの、日米貿易の中で我が国の黒字になっている、つまりアメリカにしてみれば赤字になっている。かつては自動車王国であったアメリカが今は半導体において、あるいはテレビにおいて、そういう具体的な中でアメリカ側のいらいらも我々は理解をしていかなければならないということも、今、私も就任わずかばかりの間でありますけれども、これらの問題でベーカー國務長官あるいはヒルズ通商大臣等から受けた指摘については、相手側が誤解をしている面については、私は率直に、それはあなたの方の誤解であるというふうに申し上げましたが、また、我が方として改善すべきものについては、これは通産省の各関係者に改善するように指示をいたし、基本的には、繰り返すようでありませうけれども、アメリカに日本もかかるといって、またアメリカからはなかなか買わないというところから、先般、五十に近い日米貿易に最もかわりの深い企業の方等にも御参集をいたしたい、できるだけアメリカからの輸入をするように積極的に協力をしてほしいということ、お互いの貿易が拡大均衡の方向で進んでいくように努力をしてみたいと思っております。

○ 遠沢委員 ありがとうございます。

それでは、時間も大分少なくなつてまいりましたので、最後に地域産業政策のことについて冒頭にも申し上げましたように、平成四年度は、地域産業、文化を創造するんだ、通産省としてもそういう大きな柱を掲げておられるわけでありまして、地域における産業の育成、とりわけ中小企業の振興というのは日本にとって最重要の課題、テーマの一つである、そういうふうに私も思っています。昭和六十一年に五年間の時限立法で、特定地域中小企業対策臨時措置法、これをつくっていただきました。もうその五年が近づいてきたわけでありまして、例えば私の地元の岡山でも、さくばらんと言つと、三井造船におんぶにだつこの五野市でありますとかあるいは耐火レンガ産業が中心の備前市を中心とした地域、こういった特定地域に指定をさせていただいて、税制や金融や予算措置で相当御支援をいただきました。その後の好景気にも支えられて地域としての景気は好転をした、地域としての産業基盤のあり方は相当強化をされたということでもありますから、この法案の効果というものは相当上がったというふうに評価をしているわけでありまして、しかし、引き続き地域における産業の育成、特に中小企業への育成施策というのはとても大事だということに思っています。

改めて考えてみると、我が国の中小企業というのはそれぞれの地域や社会の中心的存在である、極めて大きな役割を果たしている、そのことに間違いないというふうに思っています。産地や企業城下町等の中小企業群というのは、地域における所得の確保や向上、あるいは雇用の機会を提供している、あるいはコミュニティの維持発展のためにもなくてはならない存在だ、そんなふうに思っています。

しかし、昨今の大きな経済の変動、中小企業をめぐる環境の変化を見ると、やはりいろいろな意味で体質が弱いものですから、行政として、政治として応援すべきところは相当応援をする、また、

企業家の精神に、それはもうやらなければいけないところはそれから精神的な支援を送るといふ態度が必要ではないかなというふうに思っています。ほうつておくとやはりこれはまずいなということであり、地域経済活力の維持発展、また個性ある地域社会の持続的発展の基盤が揺らいでしまうおそれがある、あるいはそんなことになるが国経済全体の長期的な健全性ということを損なってしまうかもしれない、そういうことであり、ここから、この観点に立ったときに、じゃあ一体地域における産地や企業城下町等における中小企業群に対してどういうことをこの時期改めてほしいかということ、非常に重要なテーマだろうというふうに思っています。

ここで中小企業庁にお伺いをしたいわけであり、まずけれども、そういう状況を踏まえて、平成四年度以降、どういった観点で地域の産業を育成するか、あるいは中小企業を応援するか、時間をごさいますので簡単に御答弁、お答えをいただきたいというふうに思います。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、産地、企業城下町等の各地域の中小企業は、地域経済社会の中核的な存在であり、当該地域経済の発展のためにも、さらには我が国経済全体の発展のためにも重要な役割を担っているわけであり、

しかし、昨今、こうした中小企業をめぐる経営環境というのは大きくかつ厳しく変化を遂げており、このような環境変化は、大企業に比べていろいろな面でハンディを持っておる中小企業にとって極めて大きな問題になっているわけであり、地域中小企業がこうした環境変化に対応しながら長期的な発展を図っていくためには、地域や伝統にはぐまれた技術、資源、人材、情報等を積極的に活用しながら、新しい分野を開拓したり、あるいは高付加価値化を図っていくということが重要であると私も考えており、その際、政府としても支援策を講じていくことが不可欠であると認識をいたしております。

このように観念に立ちまして、去る十月一日に通産大臣から、地域の中小企業に対する今後の施策のあり方につきまして中小企業近代化審議会に對し諮問を行ったところであり、現在この審議会において御審議をいただいているところであります。私もこの間、今後は、この審議会の答申も踏まえながら、地域中小企業活性化のための新しい法律案を速やかに準備いたしまして、総合的かつ本格的な地域中小企業活性化のための支援措置が講じられるよう最大限の努力をしまいたい所存であります。

○武藤委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小岩井委員 私、独占禁止政策全般について質問をいたしたいと思っております。

○小岩井委員 独占禁止政策全般について質問をいたしたいと思っております。

独占禁止法第十九条「不公正な取引方法」の禁止に抵触する、そして、不公正な取引方法に関する一般指定の九、不当な利益による顧客の誘引に明らかに関連すると思われる。

梅澤委員長は、今まで、証券会社が損失補てんという不当な利益供与の手段で顧客を誘引する、そのことによりまして証券業者相互間の公正な競争秩序が乱される、今回の事件のようにそれが有力な証券会社によって行われる場合にはその弊害の度合いが強いわけがございますというところで過去に述べているわけであり、その意味で今回の損失補てんにつきましては独占禁止法の「不公正な取引方法」に該当する、このことは十分考えられるというところで委員長は今まで述べてきているわけですね。この見解に基づいて独占禁止法違反についての証券会社大手四社を対象にした事情聴取と調査を行ってきたと思うのです。この経過あわせて公正取引委員会の判断について梅澤委員長から明確にいただきたいと思います。

○梅澤政府委員 ただいま御指摘いただきました点につきましてお答えを申し上げます。先般の臨時国会以来、この問題はたびたび国会で御指摘をいただきまして、ただいまお述べになりましたように、公正取引委員会としての考え方を述べてまいりましたので、

先般、大蔵省が特別検査を実施いたしました。その結果を立法院に報告すると同時に、即日当委員会に連絡がございまして、私も直ちにこの問題についての審査を開始したわけでございます。本日まで鋭意作業を進めてまいりましたわけでございますが、今回のいわゆる損失補てん問題につきましては、これが独占禁止法第十九条に違反するかどうか、野村証券株式会社、大和証券株式会社、日興証券株式会社及び山一証券株式会社の四社に對しまして、本日、勧告をいたしました。この勧告の内容、骨子につきましては後ほど事務局から御説明申し上げます。

同時に、今回の損失補てん問題につきましては、先般、証券業協会が準大手を含む十七社の損失補てんの事実を公表いたしました。この問題につきましては、四社については勧告、十七社を含む証券会社、証券業協会会員である証券会社全社に對しまして、今後かかる行為が行われないように、今回の四社に對する措置の内容を周知徹底するよう要請をいたしました。

本日この措置をもちまして今般の一連の証券会社のいわゆる損失補てん問題に對する独占禁止法上の対応、公正取引委員会での措置を終結したいと考えております。

○糸田政府委員 本日勧告いたしましたその内容につきまして御説明申し上げたいと思っております。私ども、これまで審査を行ってまいりまして、その結果として、野村証券ほか大手証券会社四社が昭和六十二年十月から平成三年三月末日までの間に損失補てんをいろいろと行ってきた、その大部分が顧客との取引関係を維持し、または拡大するためのものであるというように認められましたので、こういった行為は不公正な取引方法のうち

の不公正な利益による顧客誘引行為であるというところで、独占禁止法第十九条に違反するという認定をしたわけでございます。

その結果、二つの措置をとるようというところで勧告をしたわけでございますが、一つは、こういった損失補てんは独占禁止法に違反するものであるということ、それから今後こういったことはしないということ、社内役員、従業員に對して、また取引先に對しても十分周知徹底するようというところが一つでございます。それからもう一つは、こういった独占禁止法に違反する損失補てん行為は今後一切行ってはならないという不作為を求めるということ、この二点について勧告したところでございます。

○小岩井委員 今、大手四社、証券四社に對して勧告をした、独占禁止法第十九条違反だということ、勧告をしたということ、あと中小証券会社十七社と今おっしゃいましたけれども、これは勧告をしていないということであり、これは勧告をどうしてこういうふうになったのですか。

○糸田政府委員 いわゆる準大手と申しますが、十七社についても損失補てんが行われているというところは、十七社の方の自主的な公表によって私も承知いたしておりますが、今回私ども、大手四社に對して調査をし、また法的措置をとったわけでございますけれども、その持つ意味は、いわゆる証券取引においてこの大手四社の占める地位というものは圧倒的に大きいものがございます。こういった非常に大きなウェイトを占める大手四社が不当な利益によって顧客を誘引するということが行われますと、市場における公正な競争を妨げる影響が非常に大きいというふうに考えたわけでございます。即刻それを排除するということが何よりも大事であるということを考えました。

今回そういった意味で大手四社に對して法的措置をとったわけであり、それによって、大手四社の地位などからしても、証券市場にお

（和田）委員長代理退席、委員長着席

ける公正な競争というものはそれなりに回復が期待できるものというようにも考えておりました。それからまた、こういった損失補てん行為が独占禁止法に違反するものである、以後やってはならないということが今回の措置によって十二分に関係業界に周知することになるだろうと思っております。そういったことも含めまして、この業界における公正な競争の確保というものは十分図られるものと考えております。

また今回、実はあわせて日本証券業協会に對しまして要請をすることいたしました。その趣旨は、今委員おっしゃったように十七社も損失補てんをしているといったような事実がございまして、今回大手四社に對してとりました勧告とすので、今回大手四社に對してとりました勧告という法的措置、この趣旨を日本証券業協会の会員全員に對して十二分に徹底するように、そして二度とこういった行為が会員の中から行われることのないようにということをお願いをいたしました。ところでございまして、こういったことと相ましますと、損失補てん等により公正な競争を阻害するという行為はこれに反し、また、この業界における公正競争というものの回復は十二分に図られるもの、そのように考えたと考えております。

○小岩井委員 大手四社に對して勧告をしたということについては、この点については評価をいたします。ただし、独占禁止法第二十條で排除措置が出されたわけですね。排除措置についての二点、今御答弁がありました。これは、「証券四社は、次の事項を各社の役員及び従業員並びに顧客に周知徹底させること。」「顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、一部の顧客に對し昭和六十二年から平成三年にかけて行っていた損失補てん等は独占禁止法の規定に違反するものであること。」「これは、違反だということを明確に出したということですね。次に、次が問題なんですけれども、「今後、上記行為と同様の行為を行わないこと。」「それからその次に、「証券四社は、今後、顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、顧客に對し、損失補てん等を行わないこと。」「という二つのことを求めておるところでございまして、今後こういったことをしてはならないということ、この二つを求めておるところでございまして、○小岩井委員 第十九條違反だということを明確にし、おきながら、損失補てんをした事実がある、それも残っているわけですね、そうでしょう。ですから、違反の効果はそのまま残っちゃう。観点を変えて伺いますけれども、この勧告、独占禁止法違反勧告について、これについては受取人に対する返還義務を生ずるのかどうか。この点は法の解釈として何っておきたいわけですか。○糸田政府委員 いわゆる補てんを受けた取引先企業に對して、例えば独占禁止法で何か措置をと

し、損失補てん等を行わないこと。」「ということ、両方とも「今後」なんです。」「という二つのことを、これは一点目で独占禁止法違反だ、十九條違反だということも明確にし、おきながら、後で、二項目目は今後のことなんです。」「という二つのことは、独占禁止法の効果は残るじゃないか、そういうふうな理解でございせんか。その点はどうですか。」「

○糸田政府委員 先ほど私の御説明が少し不足であつた点があつたと思ひますので補足的に申し上げますが、先ほど申し上げたように、今回の私の調査により損失補てん問題というものは、昭和六十二年の十月から平成三年三月までの間に行為されたものであるというように認定いたしました。四月以降は損失補てんは行われていないというように認識しております。また、御承知のようこの証券大手四社は社内においても十二分の対応措置を講じたというように伝えられております。また、大きな新聞広告その他で、今後こういったことのないようにしたいというふうな報道もございまして。こういったことから、現在は大手四社による独占禁止法に違反するよう損失補てん問題というものは存在していないというように考えられたわけでございます。したがって、勧告における措置につきましては、先ほど申し上げたように、これまでの行為が違反するものであつたということの十分の認識を持つことと、それから、今後こういったことをしてはならないということ、この二つを求めておるところでございまして、○小岩井委員 第十九條違反だということを明確にし、おきながら、損失補てんをした事実がある、それも残っているわけですね、そうでしょう。ですから、違反の効果はそのまま残っちゃう。観点を変えて伺いますけれども、この勧告、独占禁止法違反勧告について、これについては受取人に対する返還義務を生ずるのかどうか。この点は法の解釈として何っておきたいわけですか。○糸田政府委員 いわゆる補てんを受けた取引先企業に對して、例えば独占禁止法で何か措置をと

れないかといったような御趣旨のお尋ねかと思ひますけれども、独占禁止法で措置がとれますのは、これは申し上げるまでもなく、独占禁止法に違反した行為を行った企業に對してその排除措置を広く求めることができるということでございます。直接違反をしていない者に對して何か義務を課するということは独占禁止法の予定してるところではございません。○小岩井委員 違反をした者に對して排除措置はできる。してない者については証券会社でできない。違反をしているというのは証券会社でできない。違反をした者は、受け取った側は違反をしていないということなんです。違反をして、その事実として受け取っているわけですから、その辺、どうなんです。○糸田政府委員 私どもの今回の認定は、証券会社が取引関係を維持し、または拡大するために損失補てんを行った、それが独占禁止法違反である。不当な利益をもつて顧客を誘引した行為が違反であるということでございます。したがって、補てんを受けた企業に對して独占禁止法の問題を論じておるわけではございません。○小岩井委員 勧告を出したということは評価いたしますけれども、要は、やり得だったんだね、これは。その点、指摘をいたしておきます。「不正な取引方法の禁止」、第十九條に違反をしていては、その点、指摘をいたしておきます。してはならないけれども、独占禁止法というものは違反行為に對する抑止のための法律です。ということになると、これは不正な取引方法に對する罰則というものはないので、ない。これで、今回勧告は出したけれども、独占禁止法の目的、趣旨に沿って今後この再発防止、抑止ができるのか、罰則規定がなくて、この点について、どうですか。○梅澤政府委員 独占禁止法の十九條違反に對して直接罰則の規定がないという、これは一般的な御質問でございますので私からお答え申し上げます。御案内のとおり、独占禁止法におきましては実

体行為違反について各種の罰則の規定がございまして。その基本はやはり、市場経済システムの根幹を揺るがすものとしての私的独占それからカルテルについて直接罰則をもつて禁止をしているわけでございます。そこで、十九條違反につきましては、種々御議論のあるところではございますけれども、一つは、不正な取引方法というものはある一つの行為類型がございまして、その行為を行った事業者の市場における地位あるいはその行為が行われた結果、市場の競争効果にどう影響を及ぼしたかということ、いわばこれはルール・オブ・リーズンといつておられますけれども、ケース・バイ・ケースによつて合議体である公正取引委員会が違反事実を認定するということになってはいるわけでございます。したがって、一つは、これを罰則によつて規制するためには罪刑法定主義の観点から構成要件というものが明確でなければならぬという一つの法理論がございまして。それからもう一つは、これはアメリカの法制も同じような法制をとつてはいるわけでございますけれども、ただいま申しました当然違法、パー・シー・イー・ガルン問題につきましては刑罰をもつて臨む、ルール・オブ・リーズンの領域につきましては行政措置によつて排除するというのが基本的な法律の構成になつておるわけでございます。

ただいま委員が御懸念になりましたように、しからはそういった行政措置の実効性が果たして担保できるのかという点でございます。今回の件に即して申し上げますと、過去に行いました違反行為の事実というものを排除するために、先ほど事務局から御説明申し上げましたように、従業員並びに顧客に對して周知徹底をする、この周知徹底の方法についてはあらかじめ委員会の承認を受けなければならぬというのを勧告によつて明記しておるわけでございます。一方、将来の行為につきましては、これを行つてはならないという命令をかけておるわけでございます。したがって、公正取引委員会の今回の勧告による命令に

御案内のとおり、独占禁止法におきましては実

証券会社が従わない場合、つまり審決命令に従わない場合には、これは罰則をもって担保されておるわけでございまして、仮に仮定の問題として、今回の勧告を証券会社が応諾し、なおかつこの命令に従わなかった場合には、当然告発の対象になる、いわば審決命令や違反に対して刑罰が科せられておるといふ形で間接的に担保されておるといふのが、その十九条の違反に対する公正取引委員会の行政措置の有効性を制度上保障している点でございまして。

○小岩井委員 すとんと落ちないのですか。

さらに伺いますけれども、要するに、不当な利益による顧客の誘引であるということを確認したわけですね。ということは、誘引効果を消さなければ勧告をしたことにならないのじゃないかと思うのです。一つの例として申し上げますけれども、補てんした相手方との一定期間の取引禁止、これは誘引効果を消すことになると思うのですか。このことを独禁法上でできますか。

○糸田政府委員 私ども今回の勧告をするに当たって考えましたことは、これまでの行為が独占禁止法に違反するものであった、不当な利益による顧客を誘引する行為であったということでございますが、その行為は、先ほども申し上げましたように、平成三年四月以降は行われておることは一切認められません。もう既に終わってしまったものだと考えております。それからまた、今回、それまで行ってきた行為が先ほど来申し上げておりますとおり独占禁止法に違反するものであるということと証券会社はもろもろ顧客に対しても十分周知するようにということとこの勧告で求めているわけでございまして、こういふことが徹底されることによりまして、証券会社と顧客との取引関係がこれまでであった損失補てんによって何ら左右されることなく、公正な姿で取引関係が行われるものであるということと十二分に期待しているし、またその効果も認められるものというふうな点について、特段そのようなことを考えるま

でには至らなかつたというところでございまして。○小岩井委員 勧告を出したということについては評価をいたしておりますことを冒頭申し上げましたけれども、内容的には不十分だということも申し上げておきます。この点については、受取人である企業の監督官庁である通産大臣の見解を求めたいと思っておりますが、今席におりませんので、戻つたら伺いたいと思っております。

続いて、梅澤公正取引委員会委員長は、この種の不正な取引というのは証券取引規制を行う主管庁が第一義的に規制すべきである、それが行政機能の重複を避ける観点からも有効である、そして、大蔵省の処分状況等を見定めて、排除措置としてさらに独禁法上の措置をとるかどうかがいふことを最終的に判断したい、こう述べております。今回、勧告を出したからその点についてはいいのですけれども、しかし、この考え方についてはどうなんですか。証券法と独禁法は相互に排除しないということになっております。この答弁だけ見ていると、公正取引委員会は大蔵省の監督下にあるように聞こえるのです。公正取引委員会の主体性はどこにあるのか、この点について伺っておきたいと思っております。

○梅澤政府委員 これはたびたび御質問、御指摘を受ける点でございまして、再度繰り返して御理解を賜りたいと思っております。

そもそも損失補てんという行為自身は、投資家の保護あるいは証券取引の公正さというものを損なうものとして証券取引法の法規制のもとで行われることとされております。例えば、ある一社がある一回の損失補てん行為をやつたといふことです。これを独占禁止法上問題にする事ができるかどうかという場合に、その証券会社の行いました行為の公正競争阻害性というものを判断する、これが独占禁止法上のこの問題に対する対応になるわけでございますが、証券取引法の法規制のもとにおきましては、損失補てん行為自体たつた一件でも許されないとということで規制されている法領域でございまして、この点をまず明確にしておかなければ

ならないと私は考えるわけでございまして。

であるがゆえにこそ、先般の国会で証券取引法の改正が行われまして、この損失補てん自体が明確な法違反である、罰則をもって禁止されるべき行為であるということも明確になりましたし、それから、先ほど委員が御指摘になりました受け取り側も場合によっては法違反を問われる。これは、受け取り側につきましては、独占禁止法の法目的あるいは法体系からいって独占禁止法上の措置をとるといふことはできないわけでありまして、そこはやはり、この種の不正な取引というものにつきましては証券取引法の規制が明確に行われるということが第一義的に有効であるし、アメリカ等の例を見ましても、証券の不正取引につきましては、連邦取引委員会がこれに関与したという事例は過去一件もないわけでございます。それはなぜかという、その不正な取引を排除するための最も有効な法規制、同時にそれを効率的に行うための行政コストの重複を避けるという点があると私は思うわけでございまして。その考えを今日まで私に述べてきたわけでございまして。

ただ、今回は、証券取引法が改正前の領域におきましてはこの損失補てん行為自体が法違反にはならないということも確認の上、かつ、大蔵省が営業停止等各種の処分をとつたわけでございましてけれども、それに加えて、改正前の証券取引法のもとにおいては独占禁止法違反であるということも明確にすべきであるという判断に立つて今回勧告を行つたわけでございまして。行政機能の重複ということを私がたびたび申し上げましたのは、今回このような事件につきまして、同じ時期に行政機関が同じ検査に着手するということが明らかに行政効率の重複になるし、行政コストの点からいって効率的な合理的ではない。今回も、もし新たに公正取引委員会が立件をいたしまして審査手続に入るとすれば、大蔵省と並行いたしまして、かなりの時間が私にかかつたと思うわけでございまして。その意味では、大蔵省の検査結果を手がかりとし

て短時日のうちに効率的な措置をとるといふことが、行政機関の判断として私は今でも適当であつたと考えております。

この種の事件に着手するに当たつてそれを後にするから先にするかということとは、専ら行政効率の点からいって行政機関が責任を持って判断する、もちろんそれについての合理性なり効率性の御批判は十分受けなければならぬと思っておりますけれども、その検査に着手する場合の適当な時点、その進め方、これは行政機関が責任を持って判断すべき問題であると私は考えておるわけでございまして。

○小岩井委員 通産大臣が席にお着きになりましたので、大臣に伺いたいと思っております。

証券会社による損失補てんの問題について、きょう大手四社に対して、独占禁止法第十九条違反ということで勧告が出たわけですね。そして排除措置が二点ある。ただし、十九条違反だということと明確にしながら、排除措置は「今後、上記行為と同様の行為を行わないこと」というのが第一点。それから、「証券四社は、今後、顧客との取引関係を維持し、又は拡大するため、顧客に対して、損失補てん等を行わないこと」ということと、両方とも「今後」になっているわけですね。ということとは、この独占禁止法第十九条違反の、違反の効果は残つてしまふ。ということとは、もう少し詳しく言うと、その損失補てんを取り戻さないと違反の効果が残つてしまふじゃないか。ただし、受け取り側には独占禁止法の勧告には及ばないという答弁がありました。受け取り側はほとんど企業でありますから、そういう面では監督官庁である通産大臣の見解を求めておきたいわけですね。以上です。

○渡部国務大臣 大変難しい御質問。損失補てんの問題は、今お話しのように、一義的には証券会社によって行われた証券市場の公正さを害する不適切な行為である、こういう判断がなされております。他方、損失補てんを受けた企業の側にも、結果として自己責任原則の認識を欠いた面があつた

という事は、これは否定できないと思ひます。ただし、企業が受けた損失補てんの具体的な取扱いについては、これはあくまで個別の企業の自主的な判断によつてこれを行うものと考えます。ただし、いづれにしても、企業も社会的に非常に重要な存在であり、企業が社会に対する責任を自覚して行動することが極めて重要なものである、こういう認識を持つております。

○小岩井委員 かなり時間が経過をいたしてありますので、次に移ります。

刑事罰については、独占禁止法に関する刑事罰研究会の中間報告が、本年五月十七日に出されております。この「中間報告を踏まえ、事業者及び従業者等の罰金刑の上限の切離しに係る具体的問題、罰金刑の強化を行うべき独占禁止法違反行為の範囲、罰金刑の水準、いわゆる三罰規定の見直しなどの点を中心に刑事罰の強化に係る具体的問題の検討を行うこととしており、本年秋頃までに結論を得ることを目途としている。」というくだりがあります。刑事罰研究会。この間の経過と、中間報告ですら最終報告はいつ出るのか、この点について伺いたいと思ひます。

○梅澤政府委員 御指摘のとおり研究会の中間報告が出まして、その後数回の研究会を開催していただいております。実は本日も午前中から午後にかけてこの研究会をやつていただいております。報告はありますが、現在の研究会の御討議あるいは作業の状況から見まして、私どもが期待をいたしておりますのは、十二月の中ごろまでには最終報告をちようだいしたいというふうに考へております。

内容につきましてはまだ現在御討議の過程でございます。独占禁止法第三條、つまり私的独占並びにカルテルの部分を中心としたしまして、現行の罰金刑の上限は事業者、いわゆる会社に対しての罰金刑の上限が五百万でございます。これを相当大幅に引き上げる必要があるという方向で今議論が行われております。同時に、御案内のことと存じますけれども、この行為者と法

人事業者等の刑罰の切り離しにつきましては、法務省の法制審議会の刑事法部会でも同じような方向で今議論が行われております。私どもは、法制審の御議論の経過を見ながら、十二月のしかるべき時期に最終報告をいたしまして、これは法律改正を要する問題になりますので、関係方面との調整なり御理解を賜りながら立法化をぜひお願いしたいと思ひます。

○小岩井委員 先般の通常国会の折に、課徴金についての法改正がありましたね。その折の質問で、これは刑事罰についての改正についても同時に進行すべきではないかというふうに申し上げました。今の考え方について、前向きかどうかというふうに理解をいたします。

それで、中間報告の中に、「研究会の検討状況については、今後も随時独占禁止懇話会に報告するとともに、法務省とも密接な連絡をとりつつ、研究会の最終的な結論を得た上で、その後関係機関との調整を図りながら、制度改正の実現に努めることとしていく。」こうなつています。本年度中に最終報告が出るという話を伺いました。というのは、通常国会に法改正として提案をされるというふうに理解してよろしいですか。

○梅澤政府委員 ただいま申し上げましたように、最終報告は、年度内といいますが、年内にいたただけるということでございます。したがって、通常国会に立法のための手続をお願いするとなれば、その後関係方面、もちろん政府内部の調整というものが必要になるわけでございます。そういった手順を踏んで、私どもの念願をいたしましては、通常国会に提案できる運びになればということをお願いしております。

○小岩井委員 それでは、次の質問に移りたいと思ひますが、この金利と手数料問題ですね。先ほどの証券問題に戻りますけれども、各社一律に近い社債の受託手数料、元利払い手数料等の設定があった。これは相談等のカルテルがあったかどうか、この点について伺つておきたいわけですが、もう既に独禁法上の措置はこれでおしまひだ

というわけですから、この点についてはあるいはないというふうに御答弁いただくのかもしれないけれども、確認の意味で伺つておきたいと思ひます。

○梅澤政府委員 先ほど独占禁止法上の措置を終結したいと思ひましたのは、今回の一連の損失補てんの問題だけでございます。御指摘のように、この金融あるいは証券の各種の取引慣行については、今日種々の議論がございます。これもたびたび国会で私どもの考え方を申し上げているところでございますけれども、これは金融、証券に限らないと思ひますが、寡占産業それから政府規制を多く受けている産業分野におきましては、ともすれば協同的行為あるいは独占禁止法違反につながるかねない商慣習というものが生じがちでございます。なにかんなく金融あるいは証券につきましては、長い期間政府規制の範囲というの非常に広いと思ひました。しかし、これは今日自由化あるいは競争促進に向けて制度改革の議論もされておる時期でございます。したがって、私どもは、自由化に向けての制度改革について強い関心を持つと同時に、関係省庁との調整を今後積極的に進めてまいらうという制度論の立場と、もう一つは、明白な独占禁止法違反があれば当然これは厳正な措置を講ずるわけでございますけれども、独占禁止法違反の行為ではなくても非常に不透明である、わかりにくい慣習というものにつきましては、むしろこの機会に公正取引委員会として全般的な慣習の見直しについて強く要請をいたしたいと思ひます。

○小岩井委員 今の点については、今後の公取の進め方について見守つていきたいというふうに思ひます。

次に、ラップ業界、塩化ビニール製業務用ストレッチフィルム業者の告発について伺いたいと思ひます。十一月六日、公取は独禁法第七十三條第一項の規定に基づいて検査総長に告発を行った。委員長談話が出ておりますが、「当委員会は独占禁止法

の運用強化の一環として、昨年六月に、「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表したところ、本件は、短期間に二回にわたり大幅な価格引上げが協定され、また、この協定に参加した企業が多くが過去に独占禁止法違反により審決を受けたものであることなどから、この方針に照らし告発すべき事案と判断して告発を行ったものである。

当委員会としては、今後ともこの刑事告発に関する方針に従つて刑事告発を積極的に行うなど独占禁止法の厳正な運用を行うことにより、公正かつ自由な競争を促進してまいりたい。委員長談話の中にこのように述べられております。この協定に参加した企業が多くが過去に独占禁止法違反を受けたもの」とあり、また「過去に独占禁止法違反で審決を受けている企業と業界についてはこのラップ業界だけではないのではないかと思ふのです。この点については、今回告発したのは悪いと言つてはならないです。非常に勇断を持ってやられたというふうに考へますけれども、しかしこの業界だけじゃなくて、過去に審決を受けた企業と業界というのはまだまだたくさんあると思ふのです。この点について、今回告発に踏み切つたラップ業界以外の業界について過去の事例を具体的に挙げていたいただきたいと思ひます。

○地頭所政府委員 ラップ業界は石油化学業界に属するわけでございますが、それ以外の業界で過去に違反行為を多く犯している業界をいたしましてはダンボール原紙製造業、ダンボール製造業、セメント製造業、生コン製造業、ガソリン販売業などを挙げることもできるかと存じます。

○小岩井委員 今挙げた業界、たくさんありますね。じゃ、なぜラップ業界だけ選んだのですか。

○地頭所政府委員 公正取引委員会といたしましては、昨年六月に刑事告発の方針を一般に公表したわけでございますが、それ以降における違反行為は、先ほど申しました分野では行われておらな

するといたしました生産数量協定、販売価格協定、共同ボーイコット等の事実でございますが、それはなかったわけでございます。

塩化ビニール製業務用ラップのケースにつきましては、短期間に二度にわたって相当大幅な値上げ協定をしております。それから、たゞいまも議論になっておりますように、この関係人八社のうち五社につきましては過去に価格協定等の違反歴があるということ。それから、本件カルテルはかなり組織的に行われておるものでございますし、また関係している企業も八社中七社は上場企業である。しかも、カルテルの範囲も全国的にわたって行われ、相当程度の実効性を有していたといつたものも考慮いたしまして、昨年六月に公表いたしました告発の方針に欠けたところはないという判断をして告発に踏み切った次第でございます。

○小岩井委員 告発したことについて聞いていますわけではないのです。これは勇断を持ってやったというふうに評価すると申し上げたわけですね。昨年六月二十日に出された刑事告発に関する公正取引委員会の方針、今言われました。具体的に二点あるわけですね。「一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボーイコット、その他の違反行為であつて国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案」これが一項目ですね。二項目が「違反を回復して行つて居る事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会が行う行政処分によつては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案」、今のものはこの二点目に当たるのではないかとこのように思っていますけれども、今回世間一般に言われていることを御存じですか、スケープゴートにしたと言われているんですね。まだまだたくさんあるのではないかとこのように思ふのですよ。今言われた殺ボール、セメント、生コン、ガソリン、一つ抜けているのではないですか、建設業界が抜けていますね。それ

らはこの二点の公取の方針に当てはまる違反行為がたゞあるわけですね。なぜこれだけなのか。たゞし、今後これをきつかけに積極的にやるというふうには、まだ全然そういう意思表示は、答弁はいたしていませんけれども、その辺のところも含めて、これは委員長から伺いたい。あわせて、現在告発をするという結論は出ないまでも、この二点に該当するというところで調査をしている企業ないし業界はありますか。この点についても伺いたい。

○梅澤政府委員 まず第一点目でございますけれども、昨年六月に公表いたしました告発の方針、たゞいま御引用いただきましたとおりでございます。これはいわば二つの基本的な方針でございます。実はあの方針を公表いたしました後、法務省との間でこの告発方針を移行するための詳細な運用基準を定めてございます。しかし、これは抑止力を減殺するという観点から、この告発基準の公表はいたしていません。したがって、この運用基準をつくつたということは、先ほど来委員も御指摘になっておりますけれども、今後公正取引委員会がこの告発権を発動する場合に恣意的であつてはならないということで、運用の基準を定めておるものでございます。したがって、今後この方針に照らし、かつ運用基準で定めるものについての違反事件が生じた場合は、業種のいかんを問わず告発をいたしてまいります。

それから後の方の御質問でございますけれども、この点については、私どもの業務の遂行上かつこれが仮に告発につながるような事件であるとすれば、将来の捜査の支障という問題もございまして、具体的な事件についての御答弁は御遠慮させていただきますかと思ひます。御了解を賜りたいと思ひます。

○小岩井委員 今後業界を問わずこういう事案があれば積極的に告発するということですね。ということとは、なぜこういうことを言うかということ、この独占禁止法は専属告発なんですよ。公取しか告発できないわけですね。ですから、積極的に独占禁止法の目的に沿っていくということになれば、これは告発していかなければ独占禁止法の目的に沿っていくが、独禁政策というのにはできないと思ふわけですね。ですから、その面を申し上げているわけですね。二点目については具体的に申し上げられない、これはそのとおりだと思ひます。しかし、きちんと調査をして今後あるべき告発の方向に向けて頑張つていただきたいというふうに思ひます。

以上が、ラップ業界の件についてであります。最後に何いいますが、公正取引委員会の委員の構成については、委員長及び委員の構成について、今回伊藤寛氏が任期満了になつたというふうに聞いております。この伊藤氏を除く四名の出身官庁名を伺いたいと思ひます。

○梅崎説明員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘のとおり、公正取引委員会委員のうち、一名は任期満了で欠員になつておりまして、現在委員長を含め四名となつておりますが、その出身官庁別の内訳は、大蔵省、通産省、法務省及び公正取引委員会事務局の出身者各一名となつております。

○小岩井委員 大蔵省、通産省、法務省、公正取引委員会事務局といひましたね。公正取引委員会事務局の方は、事務局に来る前はどこですか。○梅崎説明員 ただいま先生御指摘の委員につきましては、公正取引委員会に行かれる前は大蔵省で勤務しておられました。○小岩井委員 ということは、大蔵省二名、通産省一名、法務省一名というのが正確でしょうか。○梅崎説明員 ただいま先生御指摘の点でございますけれども、御指摘の委員は五十六年の七月に公正取引委員会の事務局の方に移られました。私どももいたしましては公正取引委員会の事務局の出身ということ受けております。○小岩井委員 私どもはそういうふうに見ているのですよ。大蔵省が二名いると見ているのですよ。

よ。ということは、任期満了となつた伊藤さんは公正取引委員会の事務局長から公取の委員になりましたね。これは一般的な評価では、この公取の職員として積み上げてきて、独禁政策推進の上からも功績のあつた方だと言われているのです。私も率直にそう思ひます。

それで、公取からの登用ですね、公取プロパー、この人は大蔵省ですよ、公取プロパーじゃないですよ、さつき言つた方です。公取プロパーから登用することの重要性については、伊藤さんの実績が示していると思ふのですよ。どうですか。要するに、公取の職員として積み上げてきて、その中で登用されていくという道をふさぐじやないですか、どうですか。○武藤委員長 委員長の感想、どうですか。プロパーの人を出すことは。

○梅澤政府委員 申すまでもないことでございますけれども、公正取引委員会の委員長を含む委員の任命は、国会の御承認を経て内閣総理大臣が御任命になるわけでございます。私自身は現在任命されている立場の間でございまして、人事の構成等については委員長という立場では申し上げることは差し控えていたかと思ひます。○梅崎説明員 独占禁止法は企業の事業活動の基本ルールでございます。絶えず変動する経済事象に適用され、また事業活動を規制の対象とすることから、公正取引委員会の委員長及び委員には、その職務上、法律、経済に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされております。現在、国際的により開かれた市場の実現や経済力に見合った豊かな国民生活の実現が課題となつて居る中で、内外の事業者の公正かつ自由な競争を促進するという観点から、独占禁止政策への期待が高まっているところでございまして、このような職務の重要性にかんがみまして、公正取引委員会の委員長及び委員には、公正取引委員会の事務局の出身者であるかと否とを問わず、法律に定める資格要件を有する者のうちから適切な者を広く

人選していくことが重要だと考えております。

○小岩井委員 それでは伺いますけれども、五名の委員の構成の理想的な姿というのはどういふことなんでしょうか。言ってください。大蔵省、法務省、通産省、外務省の利益代弁的な構成はやめるべきじゃないですか。

○梅崎説明員 公正取引委員会の委員は、年齢三十五歳以上で法律または経済に関する学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することとされております。公正取引委員会の行政は、経済の広範な分野におきます事業者の活動を対象とし、かつ処分に当たり準司法的手統がとられるなど、法律、経済に関する豊富な知識と高度な専門性が必要とされておりますところから、法律関係の学識経験者と経済関係の学識経験者をもって構成されております。

現在の公正取引委員会の委員は、いずれもこのような観点から法律に定める資格要件を有する者のうちから両議院の同意を得て任命されたものでございまして、人格、識見ともにすぐれた方々であつて、法律を厳正かつ公正に運用しているといふぐあいに考えております。

○小岩井委員 では伺いますけれども、公取プロパーの人は法律、経済の学識がないということなんでしょうか。今言ふのはそういうことか。

○梅崎説明員 ただいま先生御指摘のようなことを決して申し上げているわけではございませんで、委員長及び委員の選任に当たりましては、公正取引委員会事務局の出身者であるか否とにかかわらず、広く適材を選挙するのが適当であるといふことを申し上げております。

○小岩井委員 公取プロパー、公取出身者が一番適任だと思いませんか。どうですか。

○梅崎説明員 ただいまもお答え申し上げましたとおり、公正取引委員会事務局の出身者であるか否とを問わず、広く適材を選挙するのが基本であると考へております。

○小岩井委員 同じことばかり繰り返しますね。これについては重大問題なんですよ。というのは、

一連の証券問題をめぐつても、それから今までの独禁政策上の問題までも、梅澤委員長は立派な方だと私は思いますよ。だけれども、大蔵省が二名もいるから大蔵省に弱いと言われているんだね。

「主」に遠慮？重い腰なんて新聞に書かれていてでしょう。それから「国内人事情報」、私初めてこれを見たのだけれども、来年の十月に梅澤委員長、任期満了になるんだそうですね。来年の十月に任期満了になる後任の人の名前まで出ているんですよ。お名前は申し上げませんが、前大蔵次官、三十一年入省の就任が確実視されている。経歴まで出ている。見ましたか、これ。こういうことが出てくるんだよね。非常に不明朗だね。どうですか。しかも来年の、一年先の人事まで出ている。

○梅崎説明員 現在の梅澤委員長の任期は来年の九月二十三日までとなっております。現時点で任期満了後の委員長人事について政府側で特に申し上げる段階ではないと考えております。そこで、ただいま先生御指摘の雑誌というのは私どもも拝見させていただきましたけれども、これは私どもとして関知しているものではございません。

○小岩井委員 これは関知したら大変ですね。委員長、不愉快じゃないですか、自分の後任まで名前出されて、まだ再任の道だつてあるのでしょうか。しかも来年のことまで、これは鬼が笑うところじゃないですよ。委員長、どうですか。

○梅澤政府委員 この問題につきましては、内閣官房で所管されておるところでございまして、先ほど来内閣官房の方からお答えになつておられる以上、このことを私から申し上げる立場にはございません。

○小岩井委員 質問者として大変不愉快ですね。最後にこういう質問をするのは、嚴重に御注意申し上げておきます。

○武藤委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開議

○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。安田範君。

○安田(範)委員 質問に入ります前に、渡部通商産業大臣、就任大変御苦勞までございます。今日の大変に變動の激しい時期の大臣就任でありまして、ぜひ精いっぱい立派な商工行政を推進していただきたい、かように感ずるわけでありまして、企画庁長官同じであります。特に通産大臣につきましては、古くからこの商工委員会についてはかかわりが深い。とりわけ商工委員会の理事をやらせられたり、あるいはまた商工委員長をおやりになった、こういうようなこともあつて今回の大臣就任であります。特にそういう中で、商工委員長が私どもの先輩であります武藤委員長であります。さようなことから、大臣と委員長、車の両輪のごとく申しまするか、そういう関係で十分連携を深めていただきまして、円滑な通商産業行政に取り組んでいただきたい、このことを冒頭心からお願ひを申し上げておきたいと思つてあります。

そこで、初めに通商産業大臣の通商産業行政に対する基本姿勢、こういうことでお願ひをしたいと思いますのであります。大臣は、今言いましたように、大変商工には深い造詣を持っておられるわけでありまして、そういう意味から申しますと、私どもも今後の行政手腕と申しまするか、指導的な立場における力の發揮、こういうものに大変な期待をいたしているわけでありまして。

そこで、今日の東西対立の解消、こういうものに伴ひまして、新しい世界の秩序を構築していく、こういうようなことで、特に平和の構築の問題であるとかあるいは市場原理の徹底であるとかさらにはまた貿易障壁の解消そして経済圏域の問題であるとかあるいはブロック化の問題、こういうこと

とで大変多くの問題が山積をされているわけだと思つたのです。そういう意味から申しますと、特に我が国の通産行政、これも今日までのありようではなくして、大きな認識の転換と申す一つは当面の問題への対処、こういうものが極めて重要だと思つたのです。したがって、今日交際する国内外の状況に照らして、通産省といたしましてどういふ極めて大きい課題があるか、この認識の問題とそれに対する適切な対処の仕方、これについてまず基本的なひとつお願ひをしておきたい、かように思います。

○渡部通商大臣 冒頭大変温かいお言葉をお聞きしました。武藤委員長、私の早稲田大学雄弁会の最も尊敬する先輩でございますので、この前の国会のときいろいろ心配されましたけれども、商工委員長になつていただいてよかつたなど私も通産大臣就任のとき大変気を強くいたしておりました。

今安田先生からのお話にありますが、まさに東西冷戦の終結後の新しい世界の秩序をつくっていくという中で、経済情勢も、ソ連、東欧のあのような状態、また南北問題、大きく変化を遂げまいりました。先般、お許しをいただいてアジア、太平洋閣僚会議に出席して、私はこのことを肌で感じました。ASEAN六カ国の経済関係と話をしまして、大変我が日本に対する期待が大きい、また、大洋州、オーストラリア、ニュージーランドといったような人たちの期待も大きい。我々はこれから北米、ASEAN、NIES、それぞれの国の中で、しかもアジアにおける唯一のサミット参加国として重い責任がある。まず第一に、世界経済に日本がいかに貢献するかという新しい時代にやつてまいりました。また、国内的にも、六十一年以後いわゆるインフレなき持続的成長が続いてまいりましたけれども、なかなか世の中そう都合のいいことばかり続くものではありませんで、最近日本の景気にも心配される問題がいろいろ出てまいりました。

その中で日米の貿易摩擦は、私も先般ベーカー

國務長官あるいはヒルズ通商代表などの会見の中で、さらに厳しいものになっておることを肌で感じました。しかし、日米問題というのは、先ほども私は申し上げましたが、明治維新以後近代日本百二十年の歴史の中で、日本とアメリカが不幸な状態になっておるときは世界が不幸な状態になっておるときでありまして、難しい懸案を辛抱強く力いっぱい解決してこれも前進をさせていかなければならない。また、宮澤内閣、生活大國ということもスローガンに掲げましたけれども、これからは経済と生産というものが消費者優先、消費者のニーズにこたえらるということをやつていかなければならない。

いろいろ私は、問題を多く抱えておる厳しい時期に大変重い責任を仰せつかったということでも痛感を感じておるのでありますけれども、先生御指摘のとおり、二十一世紀に向かつての新しい世界の新秩序の中で、また、新しい我々の生活大國を目指しての国の進むべき方向の中で通産行政というものを進めてまいりたいと思っておりますので、先生のなご一層の御指導をお願いしたいと思います。

○安田(範)委員 御指導なんというわけにいきませんけれども、そういうことで今の御決意をもとにしまして精いっぱいお取り組みをいたしたいと思います。特に日本が先進国という立場から考えますと、日本の動向、これは国際社会に大変な影響を与える、こういうことはもう当然の話でありますから、そういうことも十分に含めて適切な対処をお願い申し上げたい、かように思います。

それと、お話の中にありました宮澤首相の所信の表明、同時にまた先ほど大臣からもこの場で表明がありました。生活大國へ転換をしていく、このことにつきましては後ほどまた触れさせていただきます。今日通産行政の中で政策の大転換をする一つの柱だ、かように私も認識をいたしておりますので、これについては改めてまたお尋ねを

したいと思っております。

そこで、今の御答弁の中にもありました、過般ソウルで開かれました第三回のアジア・太平洋経済協力閣僚会議、APECの関係でありますけれども、これについて関連をして質問をさせていただきます。

大変お忙しい時期に出張された、こういうことで、御苦労についてはお察しを申し上げます。ありますが、こういう中で我が国はこの会議の中で、ガット・ウルグアイ・ラウンド、この年内の実質合意を全力を尽くして解決をする、こういう表明をされた、同時にまた、それぞれの加盟各国におきましても、相次いで新ラウンドの推進の必要性、こういうものについて表明をされた、これは、先進国と発展途上国の南北調整問題、こういうものが続いておられます。農業あるいはサービス貿易の扱い、さらには日本が拒否姿勢をとり続けております単純外国人労働者問題、こういうものも討議のテーマになってまいりました。こういうふうな聞き及んでおるわけでありまして、こういう中で宣言を採択したという状況になってきておるわけでありまして、その宣言によりまして、アジア・太平洋地域内の将来の自由貿易圏形成に一歩踏み出す、こういうような状況になりつつあるのではないかな、こういうような印象を深めたわけでありまして。

もう一つの問題としてしましては、この構想に対しましてアメリカのペーカール國務長官が経済プロック化の懸念を表明した、こういうこともあるわけですね。そういうものと、もう一つ別の問題としてしましては、北米の経済協力の関係です。アメリカ、そしてカナダ、メキシコ、この三方で経済プロックをつくるという形になってきておるわけですね。こういう問題を一連のものとして考えた場合に、これからの調整は非常に大変だろう、こういう印象を一つ持つわけでありまして。

もう一つは、この加盟国には御承知のように社会主義国もある、アメリカ、日本のように先進国

もある、そしてまた御承知の発展途上国もまた混在をしております。こういう状況でありますから、それらを含めて加盟国全体の自由貿易構想、こういうものを進展をさせつつ、このプロック全地域がこれから大きく発展をしていく、こういうものにはいろいろな調整が必要なんじゃないか、かように考えるわけでありまして。それらの調整、非常に困難かと思っておりますけれども、今後の見解と申します見方、言うならば受ける側、そういうものと反対の側、そういうものもあろうと思っておりますので、それについての若干の見解をお示ししたかった、かように思います。

○渡部國務大臣 まさに安田先生がおっしゃるとおり、今回のアジア・太平洋閣僚会議、今後の日本世界における責任を痛感させる幾つかの問題がございました。

その前に一言お礼を申し上げさせていただきます。けれども、国会開会中にもかかわらず野党の皆さん方の御理解を得てこの会議に出席させていただきました。行って見ましたらランタイムというのがあります、これは閣僚以外の方は参加させない、しかもそこで非常に重要な会合がなされて、最初に高橋級レベルでつくった原案に対してある国の閣僚から修正案が出たり、いろいろあったのですけれども、あのとき従来のように我々閣僚が日本から出席できていなかったとすれば、これは欠席裁判になっておったので、国会の皆さん方の御理解、世界の中の日本の責任を御理解いただいた、会議の初めから終りまで出席させていただいて日本の立場を十分に世界の人たちに申し上げる機会を持つことができました。これはお礼を申し上げなければなりません。

今度のアジア・太平洋閣僚会議、御承知のように中国、台湾、香港、三つのグループが新しく参加をいたしました。私はアジア・オリンピックでスポーツが政治の壁を越え、さらに今回経済が政治の壁を越え大きく前進していることを評価いたしております。また、前二回の会議では共同宣言というものを採択することができなかったわけであ

りまして、今回は、激しい各国間の議論はありましたが、その中で共同宣言が行われました。また、こういう場合は非常にいいことだから継続してやろうということ、事務局の設置あるいは予算を各国が持つというようなことも行われました。その中で、マレーシアが参加する、しないというようなことで心配されましたが、法務大臣が、あの国では法務大臣が総理の次に高い重い立場にあるので、出席をいたしまして、今先生御心配のいわゆる北米あるいはASEANといったような地域主義が心配されましたけれども、その地域主義を、プロック化を乗り越えて大きく世界に向かつて開かれた経済を進めていこう、こういう基本方針が決められました。

私は記者会見で、日本の果たすべき役割はかつて私が経験した国対委員長のようなものだ、北米、またASEAN、NIEsあるいは大洋州といったようなそれぞれの特色のある地域が、それぞれの地域の独自の考え方がありますけれども、日本はいわばその中で中心的役割、こう言う言葉に誤解を生ずるおそれがありますけれども、いわばそれぞれの国と共通の接点を持つという立場でこれを調整していく大きな役割を持つておるのではないかな、こういう責任も感じましたので、いざれにしても我が国は貧しいあの戦後の荒廃の中から、平和と自由な経済活動によって今日の豊かさを上上げてまいりましたのでありますから、世界が平和であるように、そして自由にみんなが交易できるように、その先頭に立って頑張らなければならぬという重い責任を痛感して帰ってまいりましたことを御報告させていただきます。

○安田(範)委員 時間の関係がありますので、要望を申し上げたいと思っております。

最初も触れましたけれども、アメリカ、カナダ、メキシコ、この地域における北米の自由貿易協定、さらにはまたマレーシアが提唱していると思うのですけれども東アジアの経済協定体ですか、こういうもの、いろいろと問題を残していると思っております。

そういうものがありますけれども、さらにそれを乗り越える努力、さらにまた経済体制も違うという面もありますし、同時にまた経済の格差というものも非常にひどい状況がある。そういう面からしますと、包括的にはなかなか大変な問題だと思えますけれども、私も考えます。この、やはり今回のアジア・太平洋地域、こういうものについてもうちょっと認識を深める、特に日本の場合はこの地域を中心的に考える、こういう姿勢が非常に大切なことというふうに思うのであります。もちろんECの問題も非常に重大ではありますけれども、アジアを中心にしたいとしましたら平和を確立したり、同時にまた、それぞれのアジア中心の国民の人たちが満足できるように生活の状況というものを築くというのには、何にも増して国際化の時代で日本のとるべき政策であろう、かように考えます。ですから、ただAPERCは大成功だよというようにただでではなしに、ひとつそこを考慮してもらいたい。

もう一つは、APERCについての日本国民全体の認識というものは非常に低いのではないかと思うのですね。第三回ですからそこまで認識が高まるというわけにはなかなかまいらないかわかりませんが、この辺についても、政府としてはやはり日本の今日の立場を十分踏まえて、APERC全体についてのPR、こういうものもする必要があるのでないか、こんなことを考えて、一言これは注文を申し上げておきたいと思うのであります。

次に、やはり今日の国際的な重要課題といえますか、国内においてもまさにそのとおりなんでありまして、カット・ウルグアイ・ラウンドの状況であります。何遍も触れられておりますから詳しくは申し上げませんが、とにかく年内いっばいに何とか全体を成功させよう、こういう雰囲気については十分わかっておるのですけれども、そういう中で私も一番関心を持たなきやならないのは、やはり米の問題であります。この米の問題が、成功させるかどうかについて相当かぎのよう

な形で報道されている、こういう面はあると思うのですね。そういうことからしまして、今日、米の問題は十二月合意、年内合意、こういうものについて、どの程度のウェートを保持しているのかな、こういう考えを持たざるを得ないのですね。その辺につきまして、貿易担当大臣という立場もあるものですから、さような意味で、米のウェート、十二月のウルグアイ・ラウンドの決着とかかわりを持つた形でひとつ御答弁をいただきたい、かように思うのです。

○渡部國務大臣 農業の問題、御案内のようにアメリカとECの問題、またアメリカと日本の問題、いろいろあった中で、やはりこれは多角的貿易ということ、ウルグアイ・ラウンドで決着をつけようということ、今話が進められておるわけでありまして、結論を申し上げます、先ほど申し上げたように、我が国は自由主義経済によって世界の中で国民が最も恩恵を受けておる国でありますから、このルールを決めていくウルグアイ・ラウンドは何としても成功させなければなりません。

成功させるための幾つかの問題がありますけれども、その中で農業の問題、特に米の問題がシンボリックに報道されておるわけでありまして、これは農林水産省の問題でありますけれども、私の所見を申し上げます、ただ、この問題を避けて通ることはできない、いずれ内閣が決断する時期がやってくると思っております。

ただ、誤解のないように一言つけ加えさせていただきますと、そのことが農業を犠牲にするというふうなことであつてはならないので、やはり我が国は国会決議もあり、また今、穀物の大部分をアメリカから輸入しておる現実もあり、また、農林省が奨励して農家の皆さん方につくっていただいた水田の八十万ヘクタールを減反しておるといふ現実もあるのではありませんか、そういう中で、これは農林水産省の問題であります、政府全体としても、農家、農民の皆さん方を犠牲にしない、将来に展望を持たせるといふような前向きな農業

政策の中で、農家の皆さん方の理解を得て、このウルグアイ・ラウンドを成功させるために、あるとき政府は決断しなければならぬ、このように考えております。

○安田(範)委員 大臣の答弁を聞いていますと、率直に申し上げましていろいろの考えが浮かぶわけですが、これは基本的には、私も米の市場開放は許してはならないということ、同時にまた、関税化の問題についても、これは阻止をしていきたいな、こういうふうに結論として申し上げたいわけでありまして。

大臣になられたら日経新聞のインタビュウがありましたね。そのときから大分トーンダウンといいますが態度が変わったな、こんなふうな印象を非常に強く受けているわけなんです。特に、昨日の読売新聞でしたか、各閣僚、自民党の人たちの多数が、五十万トンぐらいの受け入れはやむを得ないのじゃないか、こういうふうな合意もしたというふうなことが報道されておるわけでありまして。

こういうことから見まして、大変失礼なことを申し上げますけれども、渡部通産大臣、かつてはベトコン議員などと言われましたが、これは今の渡辺外務大臣と一緒に、まさに農民を代表する、こういう立場の中で大変な御努力をなされたという経緯も、大臣は福島県で私は栃木県でありますから隣の県でして、十分記憶に鮮明なものがあつたわけ、そういう面からしますと、今日、今の答弁も含めてなんですけれども、豹変とまでは申し上げませんが、大分柔軟な形に変わつた。

ただ、私も考えます。国会決議を三たび繰り返したということについてはやはり重く受けとめておく必要がある、こういうことに尽きるわけでありまして。こういうことについては、ここでいろいろな議論をしてもせんないこと、ということにならうかと思つて、その気持ちと、農家、農民を犠牲にしないという今のお話がございます。

いましたけれども、結局自由化あるいは関税化ということになりますと、もう言葉にはどう表現しようとも、実質的にはこれは相当の農業の破壊につながるような状況が生まれてくるのではないかと、こういう懸念を私も強めておるわけでありまして、この辺については、ひとつしかと受けとめておいていただきたい、かように考えて次の項に移らせていただきます。

時間が過ぎるのが大変早いものですから困つちやうですが、次に、いわゆる通産省編の九〇年代の通産政策のビジョン、これについてお聞きしたいと思つておる。

このビジョンにつきましては、六〇年代あるいは七〇年代、八〇年代そして九〇年代、四回目かと思うのですが、それぞれの政策ビジョンというのを見ても、政策目標というものは大変大きな変化を遂げつつある、こういうことに気づくわけでありまして。そういう中で特に今回は、今までの生産第一と申しますか、企業社会と申しますか、そういう一つの物の考え方を基盤にしてやられた通産政策、あるいは国全体の政治の方向もそうではなかったかというふうに思うのであります。それを今回九〇年代のビジョンで初めて生活というものを大きく前面に押し出した。言うならば、目をみはるほどの大転換のビジョンではないかな、こういうふうな感心をしていられるわけ。そういう面では、決して悪い方向ではなくて、今日までの経過を踏まえて、企業社会から人間社会という立場におきましては大変高く評価してもよろしい、こういうふうな感心して読ませていただきました。

ただ、そういう中で非常に心配なのは、ビジョンだから仕方があるまいというふうなことになるかどうかは別にしまして、やはりビジョンということでも、発表するということになりますと国民に大きな期待を与えるわけですね。これは必ず多くの皆さんが期待を持つ、同時にまた関心も深くなる、こういう状態があると思つておるわけでありまして、今までの経過を見ますと、特に七〇年代、八

○年代のビジョンから見ますと、実績といふのはどこまで上がったのだろうか、政策といふものがビジョンに大体どのくらい忠実に計画されたのかな、こういう面では非常に私も、不信感と言つては悪いのですが、言葉は悪いかも知れませんが、せなければ、そういう不信感を持つような今日までの経過といふものがあつたように思えてならない。したがつて、今回のビジョンにつきまして、やはり一つはアクションプログラム、こういうものをつくつて現実にそれらのビジョンが政策化をされる、こういうような方向といふものはとれないものかどうか。これは、通常の都道府県の自治体でありますと、一つの基本構想ができる、そういうことになれば、今度は実施計画といふものがきちんと計画をされて年次別の予算化もされる、こういうことで、住民の皆さんに十分にわかりやすいような形でそれなりの政策が展開をされるということになつてくるのですが、ただ、残念ながら今日までのビジョンの経過を見ますと、それらがどうも実施に当たつての具体性が乏しい、この指摘をせざるを得ないですけれども、この辺についてはいかがなものでしょうか、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、昨年の七月に発表されました通産省の九〇年代ビジョン、これは産業構造審議会の答申でございますが、大きく三つの柱を打ち出しております、国際社会への貢献、それからゆとりと豊かさのある生活、さらには長期的な経済発展基盤の促進、こういうことで御指摘のとおりでございます。

この九〇年代ビジョンをもとにいたしましたとして、例えばその初年度に該当いたします昨年度でございますけれども、通産省、毎年翌年度の重点施策といふのを全省ベースで検討いたしましたして、予算、税、財投、さらには法律その他あらゆる政策手段を駆使いたしましたして実現していく、こういうやり方をして施策の展開を図つておるわけでございます。

例えば昨年度、平成三年年度の例で申し上げますと、先生御指摘のありましたゆとりと豊かさの柱のもとに、大変御支援いただきましたが、大店法改正に伴います魅力ある商店街の整備等々において法律改正をいたしました、千六百二十億円等の商店街整備のための予算を組んでいただいたとか、あるいは中小企業の労働力確保の観点から、魅力ある職場の実現のために、時短の促進とか職場環境の整備を図つていただきまして、あるいはリサイクルリング法を通していただきまして、それに伴う一層の環境対策に乗り出すとかといったような個別具体的な成果をゆとりと豊かさを目指して実現いたしましたわけでございます。平成四年度につきましても、全く先ほど先生おっしゃつたようなゆとりと豊かさといふのを一つの柱にいたしましたして現在平成四年度予算要求中でございます、大いにそれを具体的に実施していきたい。

したがいまして、九〇年代は毎年毎年の重点施策の中で九〇年代ビジョンを実現していきたい、これがいわばアクションプログラムである、かように考えておるわけでございます。

○安田(範)委員 御答弁ありましたが、なかなか率直に言つてその簡単には理解できないわけなのです。というのは、一九七〇年代のビジョンといふのがありましたね。その中の通産政策の目標といふことで、第一の柱として、人間性豊かな生活の確保といふのが出てくるのですよ。これはまさに、今回のゆとりと豊かさと同じような形で、やはりそのときの通産省での考え方をまとめられた、まあ一つのビジョンを示したということなのですが、二十年も過ぎて、この中に書いてありますようにいろいろ、経済成長は果たしたけれどもやはりなかなか生活のゆとりと豊かさが実感できない、こういうようなことが反省点としてあつて今日出てきたのかなというふうには思ふのですが、それと同時に、反省点だけじゃなくて、今日の経済の伸展の状況からすれば当然のこととしてこのことは提起をされたのであろう、こういう面でも受けとめられるわけなんですね。特にヨ-

ロッパ先進諸国等々の比較の中におきまして、日本の一般の国民、特に勤労市民、こういう人たちの今日の生活の実態、こういうものの中から判断をいたしますと、非常に劣悪といえますが劣つていふ部分が多い、このことをやらないと、やはりもう政権とかそういうものにもいろいろかわりか来るといふようなことも反省点として出てきたのだから、こんなことを踏まえて私どももこれを見させていだいたのですが、そういう中で、個々の問題について若干話を聞かせていただきましたと思うのです。

一つは、概括的に、ゆとりと豊かさという言葉を使うのです、ゆとりと豊かさ。これは、どなたがどういふ立場でお聞きをしてもこのことについてノーと言ふ人はいないと思ふのです。が、しかし、本当の意味でゆとりと豊かさといふものを考えてみた場合に、何が豊かさなのか、何がゆとりなのだろうか、こういうことで考えますと、国民それぞれの間で受けとめ方はまちまちだと思ふのです。いろいろ、状況の変化、生活の実態の状況も違ひますから、あるいは意識の変革も大分あるわけですから、そういう面からしますと、ゆとりとは何だ、豊かさは何だ、こういうことに気づいてくるのじやないかと思ふのです。そういう意味についてひとつ簡潔に認識をお聞かせいただけませんか。

○渡辺(修)政府委員 今先生極めて具体的に御指摘いただきましたように、豊かさあるいはゆとりといふのはなかなか難しい問題がございまして、実は、先ほど先生御指摘になつた九〇年代ビジョンでも、この豊かさゆとりといふのを小委員会を設けまして、あらゆる階層の先生方にお入りいただきて相当議論を尽くしたわけではございませぬ。年代により性別により、あるいは育つてきた環境によつて皆さんそれぞれ意見が違ひます。

九〇年代ビジョンの中では、豊かさといふのは一定水準以上の衣食住その他の経済条件が満たされることであらう、ゆとりといふのは余裕がある状態を指すものと言えよう、しかしながら、豊

かさゆとりも結局各個人の主観にかかわる性格を有するものであつて、本当の意味でのゆとりと豊かさは経済指標の数値だけで示されるものではなく、また統一的な尺度で規定されるべきものでもない、最終的には国民一人一人がみずからの価値観に基づき追求し実現していくべきものであろう、こういうことがうたわれておりまして、そういう意味で、我々の九〇年代ビジョンで豊かさゆとりを、先ほど申し上げましたが定量的な基準で示すということは答申の中では出ておらないわけでございます。

ただ、そのときコンセンサスがございましたのは、今までの国や企業レベルでの経済的成功と、今申し上げました個人の生活面での充実感との間に著しくギャップがある、先ほど申し上げましたように定量的には定義はできませんけれども相当のギャップがある、これを九〇年代は埋めていかなきゃいかぬ、そのときの手法としては、個人生活における時間的、空間的、経済的なゆとりと豊かさを重点にしていこう、こういうコンセンサスが得られました、これに基づきまして、先ほど申し上げておりますような幾つかの、消費者重視、労働者重視あるいは長寿社会への対応等々の施策を提言されておるわけでございます。

○安田(範)委員 審議官言われるような状況、私も十分理解をするつもりであります。そういう中で考えられますのは、例えば衣食住などという話が出ました。特に考えられななきやならないのは住宅の問題、これなどはもう象徴的に人間の豊かさの部分でかわりを持つてのじやないかというふうな思ふのです。今は大分パブルがはじけたというところで宣伝などが少なくなりましたけれども、あのパブルの最中といふ時期には何億というようなマンションをどんだん宣伝をする、新聞紙上へ広告が出されるという状況がありました。片や勤労者は、一生懸命働きましたも、何年働いても狭いマンション、そんなに立派なマンションじゃなくても購入することができない、こういうことも現実の問題としてあつたわ

けです。今日もありません。そういう面からすると、やはり住宅問題なんかを中心として考えましても、ゆとり、豊かさ、こういうものについてどうも、それぞれの個別の認識というものはちろん違うでしょうけれども、余りにも日本のそういう生活環境の整備というか、そういうものがおとくられているために豊かさが感じられない、こういうこともあらうかと思うのです。これは決して住宅の問題だけじゃないに、例えば交通の問題でもそうでずし、広く環境の問題、生活環境全体の問題をひっくるめてそういうことが言える、こんなふうに感ずるわけなんです。

そういう中で一つ一つお聞きをしたいと思いますけれども、特に住宅環境なんかにつきましては、これは具体的にこのビジョンの中では実施をすべきということではないということもあって、一つの目標といえますか、これならいいという一つの方向は示されているわけなんですけれども、具体的にそれをどう私どもが現実のものとして受けとめ、そして求めていくかということになりますと、やはりそれぞれの省庁が今日の縦割り行政の枠を超えて十分な協議の中で一つ一つの政策的に具現化をしていく、こういうことが大切だろうと思ふのです。

そういう中で一つ考えられますのは、例えば豊かさを實現させるための一つの住宅の手法ということになりますと、特に今日の未利用地の国土、未利用地の固有地ですね、こういうものをフルに活用して低廉な住宅ができないものか、こういうようなことも考えます。これは、土地購入というものを考えないで住宅をつくる、そういうことになりますれば、相当低廉な住宅ができると思うのです。特に今日の中小企業の勤労者、労働者に対してそういうものを提供していくということも一つの方法かな。特に、御承知のとおり四百三十兆という公共投資があるわけでは、それを例えば三十兆に回したということになりますれば、これは百万戸つくるといふことになりましても三十兆で十分可能、大体百平米ぐらひのやつ

ということでは考えれば、大体そのぐらひの基準で住宅が提供できる、こういう状況にもなろうと思ふのです。できないことではないわけでは、それほどに心を砕いてやれば、いろいろな意味で豊かさが実感できるような政治というものは可能なんではないか、こういう印象も強くなりました。わけがあります。

さらにはまた、実はきょうは建設省あるいは労働省、それぞれおいでをいただいてお答をしてもう一つもりであったのですけれども、なかなか時間の関係がそうはまいますから、一括して申し上げてしまいますけれども、ともあれその住宅の問題なりあるいはまた交通関係、建設省にかかわりがあると思うのですが、交通関係の問題についても、やはり一極集中というものがゆとり、豊かさというものを阻害しているのではないか、こういうふうに思うのです。今日の都市の過密の交通、渋滞、こういうものはまさにいららだけりまわるともゆとりのある環境ではない、このようにも言われていくわけでありまますから、そういう面では、生活環境、都市機能、こういうものすべてがやはり豊かさあるいはゆとりと直結している、こう見てもらわなきやならないんじゃないかと思ふのです。

そういうことからしまして、やはり社会資本、これをどう充実していくか、特に、四百三十兆の公共投資、これをゆとりと豊かさにどう直結させるかという観点でこれから各省庁との協議をやつていただかないか、せつかく通産省でビジョンをつくらなければならない、そのビジョンは各省庁にまたがってあるわけですから、通産省がやはり指導的な立場で、それぞれの省庁が縦割りをちよつと緩めていただく、あるいは機構なんかもちよつと考えてもらつた方がいいと実は思つております。国民生活局なんかをきちんとつくり、そういう中で全体のこういうゆとりや豊かさが実現できるような政策の展開、こういうものを図る必要があるのかな、こんなこと

もししみじみ感ずるわけでありまます。

そんなことを念頭に置いて質問を予定をしておつたわけなんです、こういう考え方はいいかなものか、これは大臣にひとつちよつと御答弁いただかせんか。

○渡部國務大臣 まさに戦後著しい経済成長を遂げておるわけでありまますけれども、これは、数字の上で政府が、これだけ我が国は経済成長した、こういう説明をしても、国民の皆さんがそれぞれ毎日毎日の生活の中で、日本は豊かになつたなあという実感を伴つておられないのが残念ながら今日の現実であり、そのためには、今先生御指摘の交通渋滞のいららであるとか、あるいは、一生懸命一生働いても庭つき一戸建ての住宅がサラリーマンは持てないとか、問題は各省庁にまたがっておりまます。

まあ日米構造協議、公園、下水道、こういう力を入れていこうということにこれはなつておりますけれども、いわば生活空間、緑と花と太陽を満喫できるような、これが求められておるわけで、それは東京に、あるいは京浜、ここに人口が集中してしまふということではこれはできないので、この東京に集中してしまつた機能をこれからどんとどんと都宮に、さらにもつと白河の方にと、どんとどんとどんと全国に行つて、私は先般まで自治大臣をやつてふるさと創生事業を訴えましたが、これはやはり北は北海道から南は九州、沖縄まで、四十七都道府県、三千三百の市町村それぞれ地域に生まれた人たちが、それぞれの地域で未来に夢と希望を持つて暮らしていけるような、こういう日本をこれからつくつていかなければならない、と訴えてきたわけでありまます、今先生の話を承りまして、これは全く同感で、先生が先般でありまますけれども、やはり私と同じ学校で学んだからかな、今大変共鳴をいたしておるところでございます。

○安田(範)委員 まあ妙な話になつて恐縮なんです、それで、通産行政の中で、特に今、自由競争とい

いますか、自由競争、自由競争、競争原理といますか、いろいろなさういふ形で表現されておりますように、いずれにしても、今日の通産行政の考へておくことだけではなしに、国全体が市場原理を基本にしているという形、大体全体の統一した認識になつていこうと思ふのですが。

そこで私は、非常に心配される面があると思ふのです。市場原理ということになれば競争の社会です。これは、競争秩序、こういうものを中心にしてやっていくわけなんです、特に通産行政の中で中小企業、零細企業、この市場原理の中で、いかに中小企業、零細企業が努力をいたしまして、いろいろな外的な条件が異なりますから、そういう中で落後してしまふというものが必ず出まいる、こういうことが懸念をされるわけでありまます。

と同時に、後でもちよつと申し上げたいと思ふのです。特に日本の大企業と中小零細企業の資金の格差といふのはひどいわけです。特に大企業の場合には、高資金の—今の状態は高資金とは申しませんが、まあ比較的高い資金、その中にはやはり福利厚生部分のいろいろな手当てがなされていける。あるいは住宅にしましても、低利の長期の住宅資金なんか企業によつて貸し出す、こういう状況もあるわけなんです。ところが零細企業の労働者ということになりますと、もう資金も非常に低い福利厚生施設もない、あるいはもちろん低利の貸し付けなんというものは望むべくもないということになりますと、年々年を追つてこの所得の格差といふものは拡大をしていく、こういうことが予想されるわけですね。そういう面からしまして、やはり市場原理、こういう中で言ふならば弱い部分、弱い部分についてのどのような手当てが必要なのか、これは言葉では幾らでも答弁できると思ふのです。私は、例えば低利の融資がありまますよとかあるいはそれは言の補助制度もありまますよとかあるいはそれは言えると思ふのです、しかし現実の問題としてそういう制度融資なんかを利用いたしまして、

なかなか実際問題としてそれらの弱い立場の人たちが浮き上がってくる、まあ技術水準がずつと特別のがある話とは別なものですけれども、そうでもない通常の、一般的な中小零細企業ということになると、これはやはり谷間に落ち込むのじゃないか。谷間に落ち込んでしまふのじゃないか。そういう面からすると、市場原理と中小零細企業の調和というものが重要なのではないのかな、このところを当ててもらいたい。というところは、イコールの問題として、中小零細企業で働いている国民ですね、国民の人たちの底上げをしていかなければならない、こういうことに通ずるものだと思う。それらのところは明快に一言でお答えいただけるとは結構なのですが、時間がありませんから余り長いお話は困るのですが、いかがなものでしょうか。

○新聞政府委員 中小企業と大企業との間で賃金格差がやや拡大してきていることは承知しているところでごさいます。賃金等の労働条件の問題につきましては基本的には労使間のお話し合いで決めるべき問題なのだと思う。お話し合いでも、賃金につきましても中小企業の経営基盤を強化するための種々の施策を私ども講じることにござります。賃金格差縮小のための環境整備に努めてまいりたいと思っております。

特に、中小企業基本法というのが昭和三十八年にできておりまして、大企業と中小企業との間の格差の是正とか自助努力の促進ということを言っております。小規模零細対策、先生おっしゃいますことは非常に大事なことでして位置づけしております。私もそういうことで、施策を講じることに努めてその環境整備に努めてまいりたいと思っております。

また、中小企業の労働力の確保の観点からは、賃金の引き上げのみならず労働時間の短縮とか福利厚生施設の充実等の雇用管理の改善が図られますことが必要であると認識をしております。ところでございまして、本年五月に制定をしていただきました

た中小企業労働力確保法を柱といたしまして、職場の魅力向上に取り組み中小企業を総合的に支援してまいり所存でございます。

○安田(範)委員 これは答弁要りませんけれども、ちなみに申し上げておきますと、労働省の毎月勤労統計調査、これによりますと、一人当たりの賃金と産業別の格差、こういうことで、三十人未満の企業、これは五百人以上を一〇〇としまして賃金を見ますと、五十八年が五九・一％、そして平成元年五七・五％、こういうことなのです。今御答弁によりまして、三十八年かな、中小企業基本法ができた。あたかも改善の方向を向いているようなそういう印象を与えるのですけれども、現実には賃金というものは、この五十八年より今日の方が賃金格差というのが開いているわけですね。開いているのです、現実の問題として、ずっと開き放し。こういう面から考えましても、ただ単に今までの、こういう対策をやりましたよ、あるいはこういう施策もありましたよという話だけでは解決できない、とみにそういう度合いというものも開いてくる、こういうことについても十分に留意をいただかないと、これから事態に即した商工行政ということにならないのじゃないかな、こういうことを痛感をいたしますので、これは後でまた議論したいと思っております。今後の問題として御留意をいただいております。

ゆとりと豊かさをもちたいのですね。予定してありました部落解放問題関係の通産にかかわる問題、特に商工にかかわる問題、これについて若干質問をしておきたいと思っております。

御承知だと思っておりますけれども、今日部落産業、こういうものが存在しているわけですね。これは中小企業庁でしょうか、部落産業の今日の実情をどのように認識をしておられるか、これをひとつ簡潔にお述べいただきたいと思っております。

○新聞政府委員 対象地域の産業の現状を見ますと、これまでの地域改善対策によって一定の改善

が図られましてはいますものの、依然として中小零細企業が大宗を占めておりまして、経営基盤が脆弱でございます。さらに、近年対象地域産業の製品と競合いたします製品の輸入増加でありますとか消費者ニーズの多様化、高級化の急速な進展、さらにはワルグアイ・ラウンドの関税の引き下げ交渉等の環境変化が見られますことから、対象地域産業は極めて厳しい状況に置かれておるものと認識をしております。

○安田(範)委員 認識についてはよくわかりますけれども、ぜひ実態というものを十分に引きわめていただきたいと思います。特に今日の、先ほど話がありましたけれども、ワルグアイ・ラウンド交渉をめぐりましてさらに関税が引き下げられる、こういう状況になりまると、一層輸入も拡大をする。特に皮革産業、革靴を含めましてそういう面については大変な影響が出てくるのではないかな、こういうことを痛感をいたします。

特に、今日の部落産業の中心というものは主にはやはり皮革産業でしょう。あるいは革靴の関税、そういうものがあろうかと思っております。これらについて大変厳しいという認識が示されたわけでありまして、その厳しさを視点置いてこれからどうそれらの業種を底上げをしていく、対策を立てていく、このことが極めて重要だと思っております。これは先ほどのゆとりと豊かさ、こういうものとの非常に強いかわりがあると思っております。もちろん、部落問題というものは歴史的背景というものはありますから、これは基本的に解決をしなければいけない問題でありましてゆとりと豊かさ、ただ、そういう中で、今当面の問題としてゆとりと豊かさ議論をされている。そういう中で、より劣悪な状況で生活をしなければならぬ部分がある。そういうものをいかにして底上げをしていくかというのが国全体の、国民全体のゆとりと豊かさにつながるんだらうと思っております。一部の人のゆとりと豊かさであって、はならない、こういうことを基本的に置いてひとつ十分な対策を講じていただきたいと思います、特に関税の

引き下げ等につきましては慎重にもなお慎重を期してもらいたい、もし引き下げたという状況ならば、その中でその影響を受けるそれぞれの産業については最大の力点を置いた行政施策というものが必要である。このことについても、これは大臣にもひとつ御理解をいただいております。かように考えるわけでありまして。

時間が大変少なくなつたのですが、最後に、最後といつてもあれなんです、地対協がありますね。地対協の答申、こういうものを待っている。それから部落産業等々の施策をやりましようというものが非常に多いですね。言うならば、中心には地対協の答申、これを待ってという状況、これはやはりある部分では今日の政治のシステムといえますか、そういう中で、そういういろいろな機関に答申をいただく、諮問をして答申をいただいて、それを行政化をしていくという手法は全面的に否定するわけはやりませんけれども、やはり物によりましてはきちんとそれぞれの担当する所管庁がみずからの判断、主体的な判断によつてそういうものについてはしっかりと方向を出してまいり、このことがより大切なのではないかなというふうに思っております。

地対協の場合はそれぞれの関連する事務次官が十名ですか、それと学識経験者が十名、大体二十名ぐらいで構成されていると思っております。そういう面からしましても、今日の状況を踏まえて通産の果たさなければならぬ役割、このことを十分に理解をしていただいて、それで主導的な役割を果たす、こういう姿勢を示していただきたいと思います。思っております、いかがですか。一言でいいです。

○新聞政府委員 通産省といたしましては、これまで実施してまいりました地域改善対策事業の結果、対象地域産業の一般地域産業との間の格差が一定の改善をされていると考えております。しかしながら、対象地域産業は依然として中小零細企業が多数を占めておりまして、経営的にも厳しい状況に置かれておりますことから、引き続き経営

の合理化、設備の近代化、技術の向上等を促進する
ための施策を講じていく必要があるというふう
に考えておられまして、私も、地対協の審議につ
きまして、以上のような認識のもとで積極的に
参加をしたいと思います。

○安田(範)委員 時間が来てしまいましたもので
すから最後に、実は、部落解放同盟の全国研究集
会がありまして、その第十分科会の報告というも
のを私、見せていただきました。時間が無いもの
ですから、その最後のまとめの部分の一言だけ読
み上げさせていただきます。もう一つ、一言だけ読
みますが、これは大臣にも十分聞きいただきたいと
思うのですが、いろいろとありまして、「高額
所得者・多額納税者を造り上げていこう。詩りを
構築していこう、を合い言葉に」「同盟が指導して
いる税金はタダのように思っている人もいるがと
んでもないことだ。我々はさらに水準をアップさ
せよう」と努力している。こういう人は卒業して
もらいたい、といえはその会員は「私たちのこの詩
りこそが、私たちの自力自衛・自助努力してきた
姿として是非看板にいただきたい」。これは
個人として二億円、法人で二十億も払っている、そう
いう部落産業、こういうことで非常に成功した人
がいた。そういう人はもう卒業したらいよいよ
いかにという話をされる。がしかし、そうじやない
よということ、これは私の詩りなんだ、やはり
部落というものを大切に、部落というものを
誇りを持って、これから社会的にも十分な評価を
してもらおう、そのために私どもは努力をしてい
らんだということをはっきりここで申し上げてい
ることですね。こういう歴史的な背景、そして
今日の事情、こういうものを十分に今日の考え
方としては受けとめていただいで、弱いものにつ
いては適切な十分な措置をしていただきたいいな、
このことを申し上げておきたいと思っております。

○森本委員 質問に入ります前に、まず通産大臣、
非常に大事なときに御就任いただきました、大変
おめでとございます。またいろいろと責任を果
たしていただかなければならないと思っております。

○武藤委員 森本委員、
（委員長退席、和田(貞)委員長代理着席）
もう私から申し述べざるまでもなく、今国際化の
中の日本をどうするかという点でございますが、
これが、これについて通産省の果たす役割は非常
に大きい。それから、同時にまた環境問題が大き
くローズアップされてきておりますが、これに対
して果たす役割も通産省として非常に大きい。先
ほど来いろいろ安田先生からも話ございましたが、
ゆとりと豊かさ、今日までのどちらかという
と経済発展一辺倒の日本の政治のあり方から、生
活者のための政治、生活者大國へ目指していかな
ければならない。これら一つ一つをとって見ても、
我が委員会また通産大臣の果たしたただける役
割は非常に大きいのではないかと。そのときに通産
の政務次官さらにはまた商工部会長さらにはまた商工
委員長、言わずならばこの商工委員会にまた商工
委員、深い力強い大臣が御就任になったと大いに私も期
待しているところでございますので、御奮闘をよ
ろしくお願い申し上げます。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

○森本委員 今大臣の方から共同宣言ができた、
あるいは特別宣言ができた、意義があるというふ
うにおっしゃいましたが、今回のウルグアイ・ラ
ウンドで、特別宣言の中でいろいろと「参加関係
はウルグアイ・ラウンドが成功することが、国際
社会の直面する最も重要な経済問題である」、そ
のほか「世界貿易拡大の基盤を固め、保護主義の
圧力を抑え、市場に対する信頼を植え付け、この
地域及び域外における経済改革の継続を促進する
ために、ラウンド交渉での主要かつ実質的な結果
が必要であることを強調した。」等々がこの特別
宣言の中でなされておりますが、これを採択した
わけでございますが、これを受けた我が国の具体
的な対処方針について大臣の見解をお伺いしたい
と思っております。

○渡部国務大臣 森本先生から大変温かい励まし
のお言葉をちょうだいしてありがとうございます。
APEC、私はいつも言うのですけれども、こ
れは五・四・三、これは工業出荷額の世界の五
〇％、また人口で言う四〇％、面積で言う三
〇％、まさに世界の中でアジア、太平洋関係会議
の意義はまことに大きいと思っております。しかもこ
れは北米また大洋州、ASEAN、それらの特性
を持った地域、その中で私は、日本はかけ橋とし
ての役割を果たさなければなりません。また、社会
主義国の典型ともいうべき中国も台湾、香港と委
員御指摘のとおり今回は参加をいただき、また今
新しいいろいろの国から参加の申し出がある。こ
れは世界の中で大変大きな役割を果たすものであ
り、しかもその中で日本の責めというものが大変に
重い。今回はそういういろいろの特性のある地域
の国々が集まって共同宣言の合意ができた。また、
来るべきウルグアイ・ラウンドを成功させよう、
こういう合意もできた。大変意義のある会合であ
った、こういうふうに私は考えております。

もは、やはり自由貿易のルールづくりが大事だ。アメリカに対しても、私は、ヒルズさんにも、何か自分の気に食わないというところ、一方的措置を持ち出す、そういうような考えはやめてもらいたいというような話を繰り返して申し上げておりました。また一方、農業の問題、これも大変難しい問題であり、我が国は、言うまでもありません、食糧の安全保障という立場から米の自給をできる限り堅持していきたいという基本的考え方もございますし、また、先ほども申し上げましたけれども、これは長い間農林省が農家の皆さん方に奨励して、しかも農家の皆さん方がかなり大きな負担を持って、負担を抱えて、まだその負担の返済も済まないでいる水田を八十万ヘクタールも減反していただいているという現実、また、たび重なる国会決議、この中で各国が合意を得ること、アメリカとE.Cの問題もありまして、日本とアメリカの問題もありまして、大変これは厳しい問題も幾つかまだ残っております。しかしガットという場合は、まずはお互い自分の国の利益を強く主張し、そして激しいデイスカッションの中で、最後は最大公約数の中で合意を求めるということでありますから、今具体的に一つ一つ取り上げて、これが難しい、これが易しいというような段階ではございませんが、まだ厳しい問題がたくさん残っておりますけれども、これらを乗り越えて何とか年内に決着するように努力をしまいたいと思っております。

○森本委員 次に、日米関係についてお尋ねをいたします。
日本の貿易黒字が再び拡大しております。九一年度の上半期の黒字は五百一十億八千八百萬ドルで、前年同月比を大きく上回っております。さらにまた、けさの各紙の報道を見ますと、日本の来年の貿易黒字、空前の一千九百億ドルになるかとか、あるいはアメリカの九月の対日貿易赤字一・二%増の四十二億ドル等々が報道されております。アメリカとの貿易で日本の黒字がだんだん大きくなっていくにつれて、一たん鎮静化したよう

に見えておりました日米間の貿易摩擦問題が再び頭を持ち上げてきたと言っても間違いないかと思えますし、同時にジャパン・パッシングの再燃も懸念されております。特にアメリカでは、来年の選挙を控えて議会で対日強硬法案が相次いで出され、日米間の通商摩擦がさらに鮮明化される可能性が強いというふうに感ずることがあります。新聞でも「米議会で法案続々」、「標的は日本」とか「赤字」にイラ立ちを感じているとか、いろいろ書かれております。中でも、特に自動車それから自動車部品、大臣もお会いになったかと思いますが、板ガラス、この問題も今深刻化しているわけでございますが、この日米間の状況を大臣に認識していただけるのか。また、自動車あるいは板ガラス等々の交渉の経過並びに見直し、それから大臣がこういう状況下でやはり訪米される機会も近いのではないだろうか。もちろん、向こうへ行っているいろいろとお話をされることの必要性も痛感しておるわけでございますが、訪米時期はどのように考えておられるのか、御答弁願います。

○渡部国務大臣 言うまでもございませんが、日米関係は両国にとって極めて重要な問題であり、しかも今お話しのような自動車問題あるいは板ガラスの問題とか、お互いに意見の合わない、しかしこれから何とか意見を合わせなければならぬ問題等がございますから、いずれ私も訪米して、日本の立場を強く主張すると同時に、またアメリカ側の考え方も聞いて、その中で最大公約数を見出して両国関係の改善に努めてまいらなければならぬと思っておりますけれども、その時期等については、ブッシュ大統領の訪日等がまだ明確になっておりませんので、今後これらの推移を見ながら時期を決めてまいりたいと思っております。

○森本委員 次に、電力の広域融通体制問題について質問をさせていただきます。
ことしの六月十日の電気事業審議会需給部会電力基本問題検討小委員会の中間報告において、計画的な融通を一步進めて三大都市圏への融通型電源の整備を地方の電力会社が計画的に推進すべきだという提言がされております。しかしながら、大都市を管内に持つ電力会社は現在でも他の地方電力会社管内に発電所を建設していただくわけをいまして、現地電力会社より低コストの電力を都市に供給している。そういった面で大都市のための発電所等が地方にあるということではいろいろの反発が起きているその声も聞こえてくるわけでありまして、その上に、今度大都市のための発電所を地方の電力会社が地方に建設するということになつていけば、さらにその批判が起きてくるのではないだろうかと思っております。

○渡部国務大臣 これは随分前のことになりますけれども、私は商工委員をしておたときに、今の森本先生のようなお話をこの席から、当時資源エネルギー庁長官にしたことがございます。今御指摘のように、私の郷里の福島県、これは福島県と並んで電力の最大移出県であります。私がかつたときに質問をした基本は、エネルギー、特にそのエネルギーの中でも電力というものは国民経済、国民生活を支える血液のようなものである。電源立地の推進というものはこの国の発展のために欠かせざるものである。しかし、これは立地条

件というものがありませんから、発電所というものはどこでもできるものではない、やはり立地条件の最もいいところにつくるのが合理的でありますから、それが福島県とか福島県とかなり大きくできたわけでありまして、
そこで一番大事なことは、発電所をつくった地域の人たちが、ただ国のためにおれの町に発電所をつくったということだけでは納得できない。やはりおれの町に、おれの村に発電所をつくってよかつた、後々の世代まで喜んでいただければいい。地域振興のための交付金制度等をつくっていただけたらいい。私の福島県で言わせていただければ電力移交付金というものをかなりちやうどい、ちやうどいするといふ表現は今当ではまらないかもしれませんが、移交付金を差し上げておられます。

私の郷里に栃木県の鬼怒川温泉から、私の生まれた会津田島というところで第三セクターで鉄道をつくっておたわけですから、その鉄道を電化するためにはお金が要る。しかしその金は出さない。これは電力移交付金を使わしていただいで電化できたというところで、地域の人たちに非常に喜んでいただいた。私はまず何よりも大事なことは、やはり発電所をつくっておる地域の人たちが、おれの町に、おれの村に発電所をつくってよかつた、地域の振興に役立って行くこととで、この面の政策はなお積極的にこれから進めていくように指示してまいりたいと思っております。

○森本委員 大臣のおっしゃる、地域の人たちに十分役に立つようということでございますが、またその施策は講じられておると思っておりますが、またそれで地域住民の人も御理解をされ、あるいはまたいろいろの交付金等々をいただいで生活が豊かになっていくという部分があるわけでございますが、今日までそうであったとしても、今また地方の電力会社を使って地方に大都市のためのものを建設するということがいかにかなものなのかと

というのが私の大臣にお伺いしたい点でございます。

さらにまた、東京の一極集中という点がいろいろと言われているわけでございまして、もうこれ以上東京へどんどん電力を持っていくというよりも、むしろその需要供給のバランスのある、むしろ地方へそういった企業の誘導施策とかを、持っていて、そしてさらにその土地の人たちが潤っていく、あるいはまたそこに企業が同時に来てみんな栄えていく、こういう施策へむしろしなればならないのではないだろうか。東京に電力が足りないから地方の電力会社を使って、さらにまた東京へエネルギーを送らなければならぬという考え方は、今の政府が、国民生活白書も出ましたけれども、それによると東京は豊かきで一番低いということになっているわけですから、一極集中を是正しようという考え方と逆の方向になっていくのではないかと、思うので、大抵、その辺、地方の電力会社を使って大都市への電源立地をしようという考え方についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 御承知のように我が国は九電力になって、それぞれの配電地域がそれぞれの電力会社でございます。しかし一方、今御指摘のあった私の福島県、これは東北電力の配電地域であり、また私の部分も東京に来ております。電源立地、これはどこにでもできるものではありませんから、やはり水力発電所をつくるのはその資源のあるところを、なければなりませんし、原子力発電所をつくるにも、それは地盤とかいろいろ条件がありますから、ある程度これは電源立地の適地に効率的に発電所をつくっていくということであり、やはり、しかし先生御指摘のとおり、やはり東京に何もかも集まってしまうと、今までの日本の来た道、これは厳しく我々反省しなければならぬ、ということと、今日の一極集中から多極分散型国土形成という国の政策の方向が出ていますので、したがって、先ほど申し上げた電源立地

交付金などもそれぞれの地域の地産産業の振興とあるいは企業の立地とか、そういう東京の人口が、発電地域に移っていくような前向きなことに、も使えるように、ある程度今行っており、もう一つ、積極的にこれを行うように、これから指示してまいって、発電地域の人が喜んでいけるように、人口が四十七都道府県に平均に暮らしていくというところは、まさに今日の問題である土地の問題あるいは庶民が花と緑と太陽に包まれた庭つき一戸建て住宅を持てるということにもつながるわけであり、先生、先生の御意見のように、これから東京とか大阪とかそういう大都会に集中した人々が地方にどんどん分散して、いけるような政策遂行に努めてまいりたいと思っております。

○森本委員 大臣がおっしゃったように、どこにでも建てられるというものはありませんから、これは電源の立地条件というは大変必要かと思えますし、同時に、そういった地域へ集中して住民の皆さんにいろいろと御迷惑をかけていることも事実でございますから、その点についてはきちとやっつけていかなければならないと思うわけであり、同時に、それでは三大都市圏への当面の電力安定のための電源立地ということであれば、国策として電源開発株式会社というものがつくられておるわけでございます。商工委員会としても、昭和六十一年の消費生活用製品安全法等の改正案の採決の際に、「電源開発株式会社の国策会社としての機能を一層発揮させるため、同社の活性化策を、実効あるものとする」とも、電気事業の健全な発展を期する見地から、同社に広域電源等の開発を積極的に行わせるよう指導すること、このういった附帯決議をつけております。既に実績も積み重ねてきておりますので、こういった国策としての電源開発株式会社を大いに、積極的に、推し進めていくことが必要ではないかと思っております。いかがでございますか。

○川田政府委員 お答え申し上げます。最近の電気の需給の状況は大変厳しくなっておりまして、先ほどお話が出ているような九電力、沖繩をいれまして十電力ですが、電気事業者間の協力関係を強めてございまして同時に、御指摘のように、国策会社でございまして電源開発株式会社の活躍を期待をいたしたいと思っております。電源開発株式会社は、電源開発基本計画において定められた地点の電源開発を速やかに行う、電気の供給を増加するために、従来から石炭火力、水力などさまざまな電源開発及び送電線の整備を行ってきておるところでございます。数字で申し上げますと、一端でございまして、発電所については六十二カ所、一千二百二十九万キロワットの発電設備を有してございまして、全国の電気事業者に卸供給を行ってございまして、全国の電気事業者電力需給の地域間のアンバランスとか電力需給変動等への対処のため、広域運営の一層の促進を図っていく必要が出てございまして、このうち、広域電源の開発ですとか広域的な送電線の整備など広域運営に資する設備の整備につきまして、今後とも同社が有します経験、技術力などを生かしまして、引き続き重要な役割を果たしていくことを期待をいたしてございまして、

○森本委員 次に、時間帯別電灯料金制度の家庭への選択制導入問題について質問をさせていただきます。去年の十一月から、時間帯別電灯料金制度が実施されましたが、この加入状況、まだスタートして間もないということもありますが、何うところによりまして、一万八千件程度で余りその加入状況が芳しくない。これはいろいろ原因があるかと思っておりますが、本当はそれ聞きたかったのですが、ちょっと時間がございますので、そういう状況下である。その上に、今月の五日にまとめられた「料金制度研究会中間とりまとめ」では、家庭用需要について、時間帯別料金制度の選択制での試行拡大が盛り込まれた、電気料金の新しいメニューが行われるという案が中間取りまとめされたとい

うふうに聞いておるわけでございますが、これについては、早期導入することについては問題点が多々あるのではないだろうか。新聞では来年導入されるかというふうなことが書かれておりますが、電気のピークを抑えるのに、この家庭の夜間料金制度を取り入れたところで、選択とはいえずも従来夜使っている人はそのまま使っただけでありまして、そのほかのいろいろな夜間用の機器もまだ十分開発されていない中で、これは早期導入したところ果たしてどれほどの効果が出てくるのだろうかというふうな今思わざるを得ない。同時にまた、電力会社にとつては、この制度を導入するについてはコスト増になってくるのではないだろうか。なぜならば、この選択をするときにいろいろの人が相談に来られる、その相談の窓口も設けなければならぬ、あるいはそういう制度を導入するとメーターをかえていかなければならぬ。このメーターの一つ一つをかえていくにもただでかかわるわけはございませんし、従来のメーターを簡単にできるものではない。そういったこと等々がコスト増になる。そして電力会社は減取になる。やがてそれは料金改定にまたつながってくるのではないだろうかという危惧を持っております。いづれにしても、本制度の早期導入には非常に私は疑問を持っております。ついで、二三年前には、オール電化ハウスといたって電力会社が、大々的に電気を、ことを宣伝してございまして、そうして、供給が不安定になったからといって、今度通産省主導、これは通産省主導ではないかと思っております。このような電気制度を導入することには問題があるのではないかと考えております。ピーク対策を講じていくには、もっといろいろな、例えば電力多消費型産業における夏季長期休暇とか、あるいはピークカット等の産業用電力料金割引とか、社会システムを省エネルギーに変えていくとか、そういったことをとどんとん推し進めていくことが私は先決ではないかと思つてお

ですが、どうですか。
○川田政府委員 電力の需給状況につきましては、先ほど申しましたように、大変中長期的に厳しい予想が出てまいっております。こういう中で、安定供給を確保してまいりますためには、大臣も先ほど申しとおりましたが、電気というのはやはり家庭生活、産業活動になくてはならないものでございまして、安定供給の確保というのは大変大事なこととさせていただきます。

その重要な一つとして、これからは需要に合わせる供給を行っていくという考え方だけではなくて、需要の面についても合理的な範囲内でその対応を考えていくべきではないかというのが、昨今いろいろなところで御指摘をいただいているところでございます。この電気の需要の伸びの中で今後大きく伸びが予想されますのは、家庭用とか業務用の電力の需要の伸びが大きく見込まれております。今まで需要を何とかしようではないかという面では、産業用の需要につきましては、需給調整契約その他のいろいろのメニューがございまして、アプローチ、対応がなされてきておるところでございまして、家庭用とか業務用というところではなかなか難しいという側面もございまして、対応策が進んでいかなかったというのが実情でございます。

そこで、昨年から家庭用についても、試行的ではございますけれども、時間帯別料金制度というものを導入して、皆さんに需要の抑制ということについて一緒にお考え、御協力願えないか、こういうことで施策をとり始めたところでございまして。現在までの加入状況は、先ほど先生御指摘のように一万八千件余ということと、そう大きくございませぬ。まだ関連の機器が十分開発されていないということもございまして。この機器の開発は今各方面で進んでおりますので、機器の開発と相まってこの時間帯別料金制度の需要家は増大をしてくるのではないかというように思っておりますが、昨今の電力の需給情勢から見ていろいろな対応、料金制度面からの対応もいま一度検

討すべきではないかというのが、最近いろいろなところから声が強くなってまいりましたので、私も内部に研究会を設けまして料金制度面からの検討をいろいろやっておりますところでございまして。

その一つとして、家庭用の時間帯別料金制度について、今試行的にやっていると声が出てまいっておりますので、それを前向きに検討してまいらうかという声が出てまいっております。この面が現段階でございまして、まだまだとまりはございませぬけれども、今まで述べましたような事情にございまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

それから先生、その他で御指摘いただきましたように、工場の夏休み、これをできるだけ長期化あるいは分散化していただくというのは電気のキロワットの面では大変役に立つという力になる面が大きいと思っております。この面につきましては、電気事業審議会の先ほどお触れになりました需給部会の中に設けております基本問題検討小委員会の中で、十一月八日でございましたか提言を取りまとめた上で、広く産業界に夏休みの長期化、分散化について呼びかけをさせていただいておるところでございまして。できるだけいろいろな方面からの施策を講じてまいりますことによつて、電気の安定供給の確保を図ってまいりたいと思っております。

○森本委員 あと、以前も申し上げましたけれども、特に夏の高校野球のときはピークになってくると思っています。この高校野球の時期を云々という議論もあるようでございませぬけれども、これはなかなかそうはいかない。そこで、最大のピークを抑えていくには、やはり私はガス冷房をもっともつと家庭用にも普及すべきようにしなければならぬ、電力で足りない分をガスでもっともつと補うことができるのではないだろうか。今日までそのガス冷房が普及しなかったのは、料金がもう一つ格安という状況まで至っていなかったという点があるかと思いますが、こういった制度、こう

いったことに対していろいろと優遇策を講じていく必要があるのではないかと考えているところでございます。これが一番ピークを抑えることの方に力になってくると思っておりますけれども、いかがですか。

○川田政府委員 御指摘のとおりでございます。電気は夏がピークでございまして、ガスは夏は需要が少くないシーズンになっております。したがって、ガスによる冷房の普及を促進してまいりまして、電力の夏季ピーク需要の伸びの抑制を初め、電力、ガスの季節間の負荷平準化にも役に立つものでございまして。先ほどお触れしました電気の基本問題検討小委員会の中間報告におきましても、ガス冷房の普及促進等についても、私どもと検討せよという指摘を受けております。私どもは、これまでもガス冷房の普及促進のために予算、税制、財投、各面からの施策を講じてまいっております。今後さらにその拡充に努めてまいりたいというように思っております。

○森本委員 いずれにしても、これから我が国のエネルギー対策、これは本当に二十一世紀が近づけば近づくほど真剣に考えていかなければなりませんし、電力等々の不足は目に見えてあるわけでありまして。そう数多く原発をつくってやっていくというわけにもいかない。そういった状況下で、エネルギー対策は真剣に取り組まなければならぬ課題でありますし、同時に省エネを大いに進めていかなければならないと思うところであります。

そこで、昭和五十六年から五十八年にエネルギー対策投資促進税制というのが行われまして、五十九年からは今度はエネルギー利用効率化等投資促進税制云々という税制が二年ごとに行われてまいりました。平成二年から平成三年まではエネルギー環境変化対応投資促進税制、エネルギー利用の行われてまいりましたが、これは平成三年、もう本年で切れるわけでありまして。しかしこれが、

このエネルギー税制が期限が切れたからといって、これでこのまま終わってしまうとこれはもう大変なことになってしまふし、今日まで進み始めたエネルギー対策というのがここでまたストップしてしまふ。これを、平成四年度以降にもこれにかわる税制措置を講じていかなければならない、あるいはまた財投を使っていかなければならない。これは今何うところによると大蔵省が大変決っているようございませぬけれども、通産省としては全力を挙げて取り組んでもらわなければならぬと思っております。我々もこれは全力を挙げて、超党派で応援しなければならぬ問題だと思っております。こういったいろいろな施策を講じて、コージェネやガス冷房あるいは蓄熱槽などの需要標準化設備や燃料電池を促進していかねばならないと思っております。

先日、我が党の商工部会でコージェネそれから燃料電池あるいは地域冷暖房等を視察いたしました。非常に学ぶところが多かったわけでございます。ある有名なこの近くのホテルが、最近ガスタービン、省エネルギーの効果非常に高いガスタービンコージェネを導入いたしました。そこを我々も見学し、現地の人の声も聞いてまいりました。排熱の回収利用が非常に高いのでエネルギー費用の低減を可能にした、あるいはクリーンの燃料で公害防止に資することができるとか、あるいは非常用非常用兼用によつて非常用発電機費の削減が行われた、向こうの担当者の方は非常にそのことを我々に説明をされておりました。そのいろいろな議論のやりとりの中で、これは優遇税制があったから我々は導入しようという気持ちになったのだとすというお話もいただいたわけでありまして。今までの制度の中で、取得価額の七％の税額控除をやるか、あるいはまた三〇％の特別償却のいずれかの選択を適用する。そこは七％の税額控除を適用したけれども、こういう制度があったがゆえに自分たちはさらに踏み切ることができたのだというところで、非常に省エネの効果が大きいというところを我々は実感してきたわけでございます。

今度非常に厳しい状況下にあると言われておりますが、大蔵省の厳しい状況に対して通産省はどのように考えているか、お答え願いたい。

○黒田政府委員 たいま先生御指摘のとおりでございます。エネルギーの情勢、表面は落ちついているわけですが、中長期的に考えますと、需要供給両面から思い切ったエネルギーの需給構造を改革すること、そのための対策を講ずることが不可欠でございます。

御指摘のように、エネルギー関係の税制については本年度末でエネルギー環境変化対応投資促進税制が期限切れになるわけでございまして、私も新たな需要構造改革設備あるいは供給構造改革設備等を対象として加えながら、平成四年度からということでエネルギー需給構造改革投資促進税制という名称のもとに御趣旨のような税制を要望いたしていただいております。

また対象といたしましては、今先生が御指摘ございましたようなコジエネであるとか蓄熱槽であるとかガス冷房であるとか、あるいは燃料電池等エネルギーの効率的な利用、あるいは先ほど来御議論のございますような需給の平準化のための設備、あるいは新しいエネルギーを利用する設備、そういったものを対象に考えながら現在財政当局と折衝をいたしていただいております。重要性、先生御指摘のとおりでございます。私どもとしても全力を挙げてその実現に努力してまいりたいと考えております。

○森本委員 燃料電池も同様でございます。燃料電池を見学しました。なぜこんなのにこういう状況で電気が起こるのかなと我々も非常に不思議に思ったところでございますが、これはNO_xやCO₂が非常に少なく地球環境面からもすぐれておりますし、いろいろ説明を聞きながら、これは究極のコジエネだというふうに感じた次第でございます。これが将来それぞれの自動車につけられると環境面を相当守ることもできるであろう。これを高効率、無公害という点からもさらに推進していかねばならないと思うところでござい

ます。

時間がございませんので、どうぞ小型燃料電池の開発とか、あるいはいろいろなそういう燃料電池の開発に向けても、通産省一歩も譲ることなく、従来に増して大臣も頑張つていただいで、この点は日本の将来のエネルギーのためにお願いしたいと思っております。我々もまた全力を挙げてこの問題についてはそれぞれ働きかけてまいりたいと思うところでございます。

次に、公取委員長にお見えいただきましたので、公取委員長に数点質問をさせていただきますと思

います。

けさからも小岩井先生からいろいろと証券会社の損失補てん問題について質問がございました。公取が勧告を出されたということでございますが、前国会のこの委員会で、私は公取委員長の見解並びに対処についてお伺いをいたしました。その際、梅澤委員長は、独占禁止法上の不正な取引方法に該当するということが十分考えられる。大蔵省の検査の状況を手がかりとして、公正取引委員会としても事態の究明を急ぐ。独占禁止法違反行為であると認定した場合に、排除措置をとる点で手抜きがないように行いたい、そのように答弁されたわけでございます。けさから勧告を行われたということをお岩井先生に答弁されておられました。前国会で質問した立場として、もう一度公取委員長の方から今回のとった措置について、どうしたのかということをお伺いしたいと思

います。

○梅澤政府委員 証券会社によるいわゆる損失補てん問題につきましては、かねていわゆる大手四社に審査活動を続けてまいりましたところでございますが、本日、野村証券株式会社、大和証券株式会社、日興証券株式会社及び山一証券株式会社の四社に対し、独占禁止法第十九条に違反するものとして勧告をいたしました。勧告の内容、骨子については後ほど事務局から御説明申し上げます。

同時に、証券業協会を通じて公表されました、

いわゆる準大手十七社の損失補てん行為につきましても、本日、証券業協会に対し、この四社に対する勧告の要旨を周知徹底すると同時に、十七社のみならず傘下会員である全証券会社に対してこの趣旨を徹底するように要請をいたしましたわけでございます。

本日の措置をもちまして、いわゆる今回の損失補てん問題に関する独占禁止法上の対応、公正取引委員会の措置を終結いたします。

なお、この機会に、先般の国会で証券取引法が改正になりまして、この種の損失補てん行為については厳正な禁止規定ができたわけでございまして、今後、証券会社の損失補てん問題については、改正証券取引法のもとに厳正かつ効率的な規制が行われるように、公正取引委員会として強く期待するものでございます。

○糸田政府委員 たいま公取委員長からお話のございました、本日大手四社に対して行いました勧告の申しつけにつきまして御説明申し上げます。

私どもの審査によりますと、この大手四社は昭和六十二年十月から平成三年三月末までの間に、損失補てんを行ってきたところでございます。けれども、これは顧客との取引関係の維持あるいは拡大のために行われたもの、そのように認められました。こういった行為は独占禁止法上の不正な取引方法として不当な利益による顧客誘引に該当するわけでございまして、そういったことで、独占禁止法第十九条の規定に違反するということと勧告をしたわけでございます。

勧告によって求めております措置、いわゆる排除措置ということでございますけれども、二つございまして、一つは、こういった損失補てんが独占禁止法に違反するものであるということと四社が社内において役員それから従業員さらには四社のそれぞれの取引先に対して十分周知徹底するようにといいことでございます。それからもう一点は、こういった独占禁止法に違反する行為を今後再び行わないようにという不作為を求めるところでございます。この二点について勧告をしたところでござ

います。

○森本委員 今回の勧告でもまだ甘いんじゃないかといういろいろな声もありますが、いずれにいたしましても、前国会のこの委員会でも述べさせていただきましたけれども、金融機関に対して今回のような措置をとられたのは三十年ぶりのこととあります。今後金融分野に対しても公正取引委員会の監視体制を強化していくことが必要だと思

います。

○梅澤政府委員 かねがね申し上げておりますとおり、金融・証券会社はもとより、寡占産業あるいは政府規制産業というのは、特に企業の協調的活動等を通じて独占禁止法に違反する行為にながりがねない素地を持つておるわけでござい

ます。今後ともこの種の業界に対する監視を強めますとともに、独占禁止法違反事件を把握いたしました場合には厳正に対処してまいります。

○森本委員 次に、告発問題でございますが、十一月六日に公正取引委員会は、生鮮食品の包装などに使用される業務用ラップ材料メーカー八社と担当部長など八人を刑事告発されました。これは石油カルテル以来十七年ぶりで、私も大変評価するところでございます。

同時にけさの新聞で、十一月六日は担当部長などでございますが、大手役員も告発する、価格協定に深く関与していたということで報道されております。私は大手役員であろうと何であろうと厳正にしていかなければならないと思

もまだつまびらかにしておらないところがございます。まして、新聞に伝えられておりますような役員等について追加発表をするというふうなことにたいして申し上げる段階に至っておらないというのが現状でございます。もちろん、今後同種の独占禁止法違反事件がございますれば、私どももたいしては、発表を含め厳正に対処する方針をとっておりますのでございます。

○森本委員 時間が参りましたので、最後に一言申し上げて終わりたいと思います。

ラップ業界、こういったところで今回発表になって、これは私も評価するところでございます。しかし一方、こういう声が聞こえてきます。ラップ業界というのは年間売り上げが三百から四百億の小さい業界である。しかも過当競争の上、輸送費、人件費、沿岸戦争等々による石油の値上がりなどのコストが上昇して赤字経営だった。いろいろとこのラップ業界に似たようなことが多々あるのになぜラップ業界だったのか。これは一罰百戒的なスケープゴートにしたのではないだろうか。そのほかにもっとも大きなものがあるのではないかと。昨年末に勧告したセメント業界だってあるのではないかと。そういった感情を国民が持つております。こういった問題につきまして、先ほど申し上げました役員の問題も含めまして、今後国民の生活を守る上からも公取として厳しい姿勢で取り組んでいただきたい。委員長長の決意を伺います。

○梅澤政府委員 今回の発表につきましては、昨年六月発表方針を公表いたしました。それ以後起こった事件でございます。発表するのに至る我々の判断過程についてここで具体的なことを申し上げることは省略させていただきます。結論的に言って、私どもが公表いたしました発表方針に照らし、今回の事件は発表に値する要件に欠けることはないというふうに考えております。

今後におきましても、公正取引委員会の発表が恣意的なものにわたらないように法務省との間で既に、発表の運用基準についても公表はいたして

おりませんけれども、きちんとした基準をつくり、業種のいかに問はず、この方針なり運用基準に当たると判断したものににつきましては発表を行い、我が国の市場を厳正かつ公正なものとするために今後とも努力してまいりたいと思っております。

○森本委員 ありがとうございます。質問を終ります。

○武藤委員長 水田稔君。

○水田委員 まず、渡部通産大臣また野田経済企画庁長官、就任おめでとございます。お二方ともいけば日本の商行政なり日本の経済の問題については専門の方でございますし、国内の状況また日米の関係や国際的な経済の状況は大変変動期を迎えているだけにぜひ頑張っていただきたい。冒頭お願いを申し上げておきたいと思っております。まず一つは、日本の国内の経済の状況について通産大臣と経済企画庁長官に同じ質問でお答えをいただきたい、こういうぐあいになります。

いざなぎ景気を上回るかどうかといわれた景気が実際にはもうことしの三月ぐらいいは終わったのではないかとというようなことで、数字を見ましても、例えば住宅建設は昨年十一月ぐらいいから少し降り始めている。特にことしの四月からはずっと今日までマイナスということになっておる。最高百六十万戸ぐらいいの年間の建築が百二十万ぐらいいに落ちるのではないかと。また、特に高級乗用車の売り上げも落ちておる。そうすると、それに素材を供給する産業というのは生産を落とさざるを得ぬ、そういうぐあいに全体的な影響が出ておりますし、個人消費の点でも、もちろん住宅、自動車も個人消費になるわけですが、百貨店の売り上げ等もふえておるところと減っておるところがある、実際には微減ということ、個人消費が冷えてきたということを示しておるわけですね。

それらが影響して民間の設備投資が、一九八八年から一九九〇年ですか、それまで二けたで伸びておったのが今日では一けたに転落している。数字の上で見ればまさに大変厳しい状況になってきて

おる。二回にわたって公定歩合の引き下げを行ったけれども、これまでの景気を支えた中にバブルによって支えられたもの、例えば住宅建設の中には投機的なマンションの建築等があったわけですし、また、バブルで稼いだ者が高級乗用車を買ってきたというようなものがある。対外貿易の収支で見ても、高級自動車の外国からの輸入がたつと落ちる、そして貿易収支が黒字の幅が大きくなってくる、こういう状況で、すべてがそういう数字であらわれてきておるわけです。

そういう点から見ると、一体これからの日本の産業、日本の経済の運営というのは、まあバブルがはじけて、私はあの当時思ったのは、いわゆる虚業が栄えて実業が本当に軽んぜられるという社会がいつまで続くのだ、そんな社会はまともな社会じゃないと思ってきたわけです。ですから、実業が大事にされるといことはいいことではあるけれども、逆に言えば、今厳しさがある。そういう中で、特に通産行政の中で通産省が、「ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現」、いいことをうたっておるわけですね。もう一つは、「消費者を重視した行政の推進」と、こうある。ですから従来とは違った、バブルの当時に比べても生産すればいい、どんどん売れるというような形とは違った形で、国民生活なり将来に向かって我が国がどう生きていくか、そういうことを展望しながらこの基本と通産行政でなければならぬし、経済運営の基本というのは経済企画庁もそういうところへ視点をお願いしたものでなければならぬと思うのです。基本的なところですからこれは両大臣からひとつ心構えの点、これから取り組みの基本のこの二つについてまず伺いたいと思っております。

○渡部通産大臣 かつてこの商工委員会で同僚委員として議論した水田委員から御言葉がちょうだいいたして、大変ありがとうございます。景気の問題、これは経企庁長官から詳細説明があると思っておりますけれども、日本の産業経済政策を預かる通産大臣として大変心配しております。現実には六十年以後奇跡のように続いてきたイン

フレなき持続的成長というものが、先生御指摘のように減速状態にあります。これは大企業、中小企業を問わず、きのう私は自動車工業会の方と目にかかりましたが、鉄にかわって今日日本の産業の牽引車の役割を果たしておる自動車工業でも、売り上げも減る、利益も減る、こういう状態でありまして、中小企業も、売り上げも伸び悩みの状態にあり利益も減っております。一日も早く思い切って大幅な公定歩合の引き下げ、また金融の緩和等を求めてまいりました。これからは、これはもう景気が悪くなってきたからでは間に合いませんから、黄信号のうちに、これは赤信号にならないうちに、事故の起こらないうちに、経済は安全運転でいかなければなりませんから、景気の問題には大きな関心を払ってまいりたいと思っております。

二番目の、ゆとりある、消費者を重視したこれからの生活というものを通産省が訴えてまいりました。これは、時代の変化で消費者のニーズが変わってまいりました。二十年前は、ピアノを買った、それから自動車を持た、何か豊かになったような感じがしたわけでありまして、今では自動車を持つても駐車場がない、ピアノを買っても、二LDKのマンションに大きなピアノが入ってしまうとピアノに全部住んでおるところを占拠されてしまつて、貧しさだけが目立つというように、日本が豊かになったことは現実でありまして、その豊かさがむしろ生活実感の中では貧しさを感ぜさせるような状態になっておるので、これからは広い意味で、やはり豊かな生活というのは、生活環境を豊かにしていく。これは、公の面でも、公園とか下水道とか、そういうものに力を入れていただかなければならぬし、また個人の面でも、やはりサラリーマンが一生汗を流して勤めても庭つきの家を持たないというふうでは、これは世界に向かって日本は豊かになったと言えませんが、毎日毎日交通渋滞のいらいらの中で、あるいは長い通勤時間でへとへとになって会社に行くというふうなことではなりませんし、これは

毎日毎日の生活の中で豊かさをお互いが感じるような未来を目指して、これから通産省の行政もやっつけなければならぬということをご申しあげておるところでございます。

○野田内閣大臣 長年私も、通産大臣同様、この商工委員会水田先生初め先生方の御指導をいただきながらまいりました者として、よろしくお願い申し上げます。

今、通産大臣から、基本的に景気の問題あるいは生活の豊かさの問題についてお話がございました。現在の経済の情勢でありますけれども、先生御指摘のとおり、住宅であったり、あるいは自動車、あるいは消費の中身、あるいは設備投資の動向、それぞれ御指摘のとおり指標の上で一時的な元気がなくなつておる、こういうものもたくさん実はございます。

しかし、マクロ、鳥瞰図で見ますと、基本的には私どもは、今までのいわゆるパブルを含んだ経済という表現がありますけれども、結論から申し上げると、やや高目の成長の時代から、むしろより物価の安定を基礎とし、内需を中心とする持続的な拡大といえますか経済成長への経路に今ずっと移行しつつある段階にあるということではなからうかなと実は考えております。

例えば住宅にしても、今の地価の水準は確かに昨年のピークから徐々に低下してきております。しかし、まだ今の水準が、これが底だということではない印象がある。まだ水準が高いから下がっていくのではないかと、実はそういう期待感も、もうちょっと待てよ、もうちょっと待たせたらもう下がるかもしれないという種々の効果を生んでおるといことも一方では指摘がなされるわけでありませぬ。

そういう意味で、先生先ほど御指摘がありました実業、虚業という言葉をお使いになりましたが、その言葉を利用させていただくならば、まさにそういう実業の世界が中心になってこれから持続可能な安定的な成長に今移行しつつある過程にある。ただ、今までのハイスピードから見るとか

なり減速感があるということはそのとおりだと思いますし、業種あるいは中小企業を中心にそれれミクロですと見ていきますと、かなり厳しい物の見方をしておられるということもよくわかつておりますが、トータルとして見れば、私は今そういう段階にあるのではないかと。

今後、じやどうなるのかということでありませぬけれども、これは雇用者数は着実に伸びてきておりますし、それを背景として個人消費もやはり堅調な姿で推移する。あるいは公共投資がこれからの持続的な下支え効果をもたらしていくわけでありませぬ。設備投資も、特に合理化あるいは省力化あるいは新商品の研究開発投資への意欲そのものは非常にまだ旺盛なものが潜在的にはある。こんなことを考えますと、今申し上げましたように、これから内需中心型の持続可能な成長への今ラインにあるというふうな判断をいたしておるわけでありませぬ。

生活の問題については、通産省の方でも九〇年代のビジョンなどでお出しになっておりますが、実は我が国も、御案内のとおり国民生活白書をお出しをして、そういう中で、確かに今日まで、我々個人の側面においても収入の増大に重きを置くような発想があつたわけでありませぬ。しかし、むしろ収入の増大よりも自分たち一人一人の生活を大事にしていきたい。つい先般総理府の調査もありましたけれども、そういう中で非常に特徴的なことは、収入の増加よりもむしろ労働時間の短縮を選びたいという発想が実は出てきておる。これは個人のゆとりとか豊かさというものはそれぞれ個人差がありますし、見る角度によつておのずから異なつてくると思ひますけれども、基本的に、充実した生活、人生をどうやって設計をしていくのかという多様性というものが、いろいろな意味でのゆとりというものが必要になってきた。そういうことが、これは雇用の面においても必要になってきた。したがつて、中小企業でもこれからは、資金さえ高くすれば人が集まるという時代ではなくて、むしろ労働時間というものが非常に大事なポイントに

なつてくる、そういう時代になってきた。さまざま企業活動にしても、企業の収益中心型の企業経営ではなくて、むしろ社会への貢献ということを逆に前面に出していくということが企業イメージのアップにつながっていくとか、さまざまものが出てきた。さらに、環境の問題だとか、いろいろなかつては成長の制約要因と考えられ、二律背反的なアプローチの仕方があつたんですけれども、むしろ逆に、それと共存していかなければ成長そのものが達成できないのではないかと、そういう物の考え。そういう中で、むしろこれまでの企業社会中心型であつた姿から個人の生活重視型の生活者という視点からの経済運営ということも非常に大事なことになってきた。そういう中で、個々人の分野は別として、少なくとも住宅であったり、あるいは通勤時間の問題であつたり、あるいは下水道だとか公園だとか、そういう生活環境に關連する社会資本ということについては、これは公的セクターが大いにその役割を果たしていかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十兆の公共投資の基本計画を着実に達成していく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わつてきておりますし、日本の経済が単に日本の国内向けだけでなく、世界経済の中の調和といひますか、そういう中で責任が非常に大きくなつてきたということもしっかりと踏まえて経済運営をしつかりと頑張っていきたい、こう考えております。

○水田委員 総論として御答弁いただいたわけですが、二つほど各論でちょっとお伺ひしたい。一つは、年末を控えての問題で御質問したいと思ひますが、私は、証券のスキュンダルの事件、特別委員会でもやってみまして、これだけの経済力を持った日本の企業、国内だけではなくて国際的な企業もあり方というものが問われた事件ではないかと思ひます。法律に触れなければ何をして稼いでもいい、あるいははすき間を縫つて稼い

ばいい。例えばヨーロッパでも事前の利回り保証は違法、こう言う。それがあつた事後もやらぬわけですね。日本には、法律を破んで、事前にやらぬから、実際には事前にやっておるのでしようけれども、証拠を残さず事後でも保証をもらつたのは五十九社あつた、こういう報告があつたわけですね。まさにそれはそういう企業のモラルの問題。これから国際社会で日本が貢献しようというのであれば、少なくとも企業のある方としてはやっつけはならぬことだと思ひます。

それから、けさほど既に公正取引委員会から出した側の四社に、これは独占禁止法十九條違反ということで報告が行われておる。これは前の中尾大臣に私は証券特別委員会、そういう金は、これから企業のあり方をきちつとするのであれば、それはちゃんと社会還元をするべきではないか、例えばそれは難民救済であつてもいいし、あるいは災害救済であつてもいい、そういうぐあいにはすべきじゃないかと言つと、それは企業の問題で、企業の自主的な判断、こういう答えなんです。これは明らかに、法律も変えられた、今やれば違法ですね。そして、きょうの段階では、公正取引委員会も出した側を違反としていわゆる勧告しておるといふことになれば、条件も若干変わつておるし、大臣もかわつたことですから、これからの日本の企業は国内的にはやはりクリーンな運営、透明感のある運営、公正透明な、そして国際的にも信頼されるような企業の運営をする出発点としてこれは還元すべきだ。通産大臣が強く、通産の中でですよ、よその省庁の關係まで言つてくれとは言ひませぬから、通産省所管の企業に対しては強く指導をされるべきじゃないかと思ひます。が、いかがでしょうか。

○渡部内閣大臣 損失補てんの問題については、補てんを受けた企業の側にも結果として自己責任原則に対する認識を甚だ欠いた面があつたこと、これは先生御指摘のとおりだと思ひます。ただ、その企業が受けた損失補てんの具体的な取り

なつてくる、そういう時代になってきた。さまざま企業活動にしても、企業の収益中心型の企業経営ではなくて、むしろ社会への貢献ということを逆に前面に出していくということが企業イメージのアップにつながっていくとか、さまざまものが出てきた。さらに、環境の問題だとか、いろいろなかつては成長の制約要因と考えられ、二律背反的なアプローチの仕方があつたんですけれども、むしろ逆に、それと共存していかなければ成長そのものが達成できないのではないかと、そういう物の考え。そういう中で、むしろこれまでの企業社会中心型であつた姿から個人の生活重視型の生活者という視点からの経済運営ということも非常に大事なことになってきた。そういう中で、個々人の分野は別として、少なくとも住宅であったり、あるいは通勤時間の問題であつたり、あるいは下水道だとか公園だとか、そういう生活環境に關連する社会資本ということについては、これは公的セクターが大いにその役割を果たしていかなければならぬわけですから、そういう意味で、いわゆる四百三十兆の公共投資の基本計画を着実に達成していく必要がある、このように私は考えております。御指摘のとおり、世界経済も非常に大きく変わつてきておりますし、日本の経済が単に日本の国内向けだけでなく、世界経済の中の調和といひますか、そういう中で責任が非常に大きくなつてきたということもしっかりと踏まえて経済運営をしつかりと頑張っていきたい、こう考えております。

扱いについては、これはやはりそれぞれがこれから世界に生きていく企業でありますから、みずからの自主的な判断の問題であって、これを私から今とやかく申し上げるということではないような気がいたしますが、いざれにしても、企業が社会に對する重い責任を自覚して行動することは極めて重要なことであると感じております。

○水田委員 大臣、バブルがはじけて株で損した人は二百兆円とかへ消えてなくなったのです。そのうちをわずかな企業が千七百億ほど入れておるので、二百兆損した人の恨みというのは大変なものです。そして、一部上場企業でそれを懐に入れたままはおかふりをしておるのかということ、これからの企業運営でそれは社会的な信用という点では大変損ですよ。だから親切なんですよ。それはちゃんと処理をした方がこれからの企業イメージも違ふし、悪いイメージの企業だったら人は来ぬですよ。今人が採用できなくて倒産するというのがふえてくるわけですからね。そういう点ではまさに、私は法律的な権限があるから通産大臣に言つてほしいということじゃないのです。日本の産業が国民からも信頼される企業であつてほしいし、また国際的にも、よその国ではないことをあの国では何十億と懐に入れた会社かというので、外国に行つたらそれはつまはじきでしようね。そういうことがないようにすることは、通産大臣としては企業に對する極めて親切な仕事だろうと思つていますが、もう一遍いかがですか。

○渡部國務大臣 いろいろ立場がありまして、私も大臣になる前は、雲仙岳に被災しておる皆さん方のために一部出したらどうかという話をしたことともございますが、今この席から私が具体的にどうこう言うのは、これはある程度圧力になりますので、企業も立派な社会的存在でありますから、みずからの判断、またみずからの責任でこれから信用を国際的にも国内的にも保持するような御判断をなさるのではないかと、私と水田先生とのこのやりとり等も聞こえていくのではないかと、そんなふうにご感じております。

○水田委員 そういう意味に理解をして、終わります。

次は、豊かさ実感という中で、やはり日本の経済というのは、特別な公共料金のようなこういう決め方をしておるものは別として、普通はいわゆる市場原理が働いて価格が決定する。それが業者にとつてみても、また消費者にとつてみても一番いいことであることはもう間違いないと思つておる。そこでちよつとお伺いするのですが、エネルギーで、例えば都市ガスを使うとかLPGを使うとか、あるいは灯油を使うとか、あるいは炭を使うとかまきを使うとか、そういうことを選択するのには何か法律的に、どこは何を使わなければならぬという制限はありますか。

○黒田政府委員 基本的にはございませぬ。消費者の選択によつて決められるものというふうにご考へておられます。

○水田委員 そのとおりなんです。消費者の選択であるけれども、まさに市場原理が働かない、国民の生活に大変関係の深いエネルギーがあるのです。私は数年前にもこれをやつたのです。それから全く変わりがありません。消費生活に關する通産省も経企庁も、また公正取引委員会も一体これをどう見て、なぜ何もしないのだからと疑問に思つておられます。

具体的にちよつと申し上げますと、LPGの輸入価格、いわゆる卸ですね、卸の価格が昭和六十年にトン五万八千五百一十円です。そのときの小売を、これを換算して、一グラム幾らでカロリ計算をしてやりますと、トン当たり二十六万二千四百円なんです。ですから、五倍くらいになります。私は五倍になるときに何で、加工は何もしないのですから、例えばナフサを入れていろいろな化学製品をつくるのは加工がありますけれども、プロパンというのは、いわゆる船からタンクローリーで運ぶか何かパイプで運んでタンクへ入れて、それをボンベに入れる、そういう作業ですから、五倍もなるのはおかしいじゃないかと言つた

ら、それは保安のために金が要るんだ、こう言つたのです。

それから、ずっと見ますと、一番安いときには、昭和六十三年の十二月が一万五千七百五十五円、それから平成元年の一月が一万六千三百七十七円、それから、五万八千円からいうと約四分の一ですか。四分の一に下がったときに、これは通産省が指導して五%しか下がらなかつたのです。約二十三万、二十二万九千六百二十九円。そして平成三年、この九月の新しい資料でいきますと、トン当たり二万二千四百九十九円が、これは二十六万八千二百七十二円です。つまり十二倍。こういう経費はもう絶対どんな商売でもないですね。加工しないのですから、ボンベに入れかえるだけですから、これが幾ら通産省が指導しても、円高差益のときも五%ぐらひ下がつたのが精いっぱい、全く下がらなかつたのです。まさに市場原理が働かない最たるものになつておるわけですね。

これはどうしてなんです。通産省、経済企画庁、それから公正取引委員会、いわゆる国民生活に一番関係のある、都市ガスのない地域ではほとんどがプロパンを主体に使つておると思うのですが、そういうところで、それだけの大変な影響のあるものがこれだけ硬化化した価格で、しかも原価から比べれば十数倍の値段で売られるというところがまかり通つておる今の状態で、豊かさを実感できる消費者に對する行政というのは一体何なのか。これ、どうですか。

○武藤委員長 どこから聞きますか。

○水田委員 通産省、それから経済企画庁、そして公正取引委員会はこういうことに全く目を向けないのかということをお伺いしたいのです。

○黒田政府委員 LPGガスの小売価格でございませぬけれども、今先生御指摘のように、原料はほとんど海外から輸入するわけですが、これは代表的な産油国でございませぬサウジアラビアの原油の中のアラビアン・ライトという価格に連動して決まる仕組みになつておるわけがございませぬ。そのときと比べて若干連動の仕方が違ひ

ますけれども、基本的にはそれに連動して最近も動いておる。そういうことから、原料としてのプロパンあるいはアタンの価格というものがそのときと比べて原油価格の情勢を反映して動いておるというのが第一でございませぬ。

そのほかに、今先生御指摘のように、小売の段階までにはいろいろな段階があるわけがございませぬけれども、小売の段階と申すことで申し上げますと、やはり先生先ほど御指摘がございました保安関係の設備というものが非常に充実していかなくやいかぬということ、最近ではマイコンメーターというのを普及させるべく各業者とも努力をいたしているところもございませぬ。そのほか、これは導管で供給する供給形態とは違ひまして物流というのが非常に重要になるわけがございませぬ。したがって、そういう意味での人件費の高騰等に基づきます配送費の増大等を反映して価格は決まつておるものと思つておるわけがございませぬ。

それで基本的には、このLPGの価格というのは市場メカニズムの中で決まつていくわけがございませぬけれども、過去の私どもの行政といたしましては、円高が急速に進展した段階で、原料であるプロパンあるいはアタンの変動に應ずるような価格引き下げが末端段階で必ずしも十分に行われていないという背景のもとに、四回ほど円高差益と申しますか、それを価格に反映させていくようにという要請を業界にいたしたところもございませぬ。それから、前回の湾岸危機の状況の中におきましては、ちよつと石油製品の価格について同じような指導をいたしたわけがございませぬけれども、便乗値上げはしないようにという指導を行っているところもございませぬ。

現在のところはそういうことで、市場メカニズムの中でこのLPGの価格というのは決められていくわけがございませぬけれども、私どもかねてから、そういう特段の時期ということを除きましても、仕切り価格に見合った適切な価格設定を行うこと、あるいは、価格改定を行う場合には十分

にその内容を消費者に説明していただくこと、あるいは、当然のごとくご説明をさせていただきますけれども、独占禁止法の違反になるような行為がないようにという御指導はかねてやっておりますところでございます。最近またこの夏ごろから若干小売価格が、私どもの行っております価格調査によりまして、微増の状況にあるわけでございますので、十分その価格動向については監視してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○長瀬政府委員 お答えいたします。
私ども、石油産品の価格、需給動向につきましては、通産省ともどもこれを注視し、調査、監視に努めているところでございます。

LPGにつきましては、たゞいま通産省からも御答弁があったところでありますが、プロパンの小売価格が輸入価格の下落ほど下らない要因といたしましては、一つには、プロパンの商品としての性格からいまして、保安面あるいは輸送管理面ではかの商品とかなり違った、手間のかかる、そういう特性があるということがあろうかと思っております。同時にまた、プロパンガスの販売業者には個人経営などの中小零細業者が多いといった事情も介在しているかと思っております。さらには、その間にありまして全コストの中で流通コストの占める割合が九割以上ということでありまして、輸入されたまいますプロパンの原料の比率が一割程度であるというような事情がある、そういうようなことが、先生から御指摘ございましたような輸入価格の下落ほど下らないという背景にあるかと思っております。

しかしながら、御指摘なされましたように、国民生活の豊かさを実感できない要因の一つといたしまして内外価格差の問題があるということもまた事実でございますし、その間にありまして、輸入価格の下落が小売価格の下落に結びつかないという点ではまた困るわけでありまして、こういった点につきましては、消費者重視、このような観点から政府といたしまして、政府・与党内外価格差対策推進本部におきましてさまざまな角

度から取り組んでいるところでございます。プロパンガスを含めますこのような問題につきましては、経済企画庁といたしまして今後とも通産省と十分に連絡をとりながら、引き続きLPG価格の安定供給、こういう点につきまして調査をし努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○地頭所政府委員 御指摘のLPGガスにつきましては、国民生活に欠くことのできない重要な物資でございます。私ども、カルテル等の競争制限行為を規制する立場からも、かねてから強い関心を持って物資でございます。これまでも多数の排除審決を行った前例もございまして、最近では本年二月に、茨城県高圧ガス保安協会太田支部、社団法人岐阜県LPGガス協会恵那支部の各団体が、従来の最低料金プラス従量料金、数量に依じた料金でございますが、のシステムから基本料金プラス従量料金というような、これを二部料金制と言っておるようでございますが、この二部料金制に切りかえること、それから、価格引き上げについて協定をした疑いのある行為が認められたというところで警告をいたしましたところでございます。

また、先ほど六十一年ごろの価格についても御指摘があったかと思っておりますが、エネ庁が六十一年に円高差益還元の指導、これはガイドポスト的なものを設けて指導を行ったことがございましたが、その際に鳥取県LPGガス協会、それから福岡県LPGガス協会が、価格引き下げ幅について、これ以上は引き下げを行わないという下げと協定をした疑いで警告をした事例がございまして、私どもカルテル等の競争制限を規制する立場から、今後とも端緒となる情報の収集に一層努めますとともに、所要の調査を行い、違反行為が認められた場合には厳正に対処する所存でございます。

○水田委員 通産大臣、聞いていただきたいのですが、ほろもつけをするのを、折れて曲がるほどもうけるという言葉があるのです。折れて曲がるというのは、大体一に対して折れて曲がるわけ

です。三倍以上です。それがほろもつけ。これは十何倍ですかね。話にならぬわけですね。

通産省は私に、保安とか管理なんか金がかかると。うそなんですよ。LNGは温度を冷却して圧を加えなきゃならぬ。プロパンは圧力だけでいいんです。だから、圧力容器が安全ということが検定で保証されれば、今度高圧ガスのあれも次に法案を出さうですがね、それであれば安全なんですよ、扱いは、そんな難しいものじゃない。そして、なぜこの価格が自由に競争できないのかというの、容器を、特定の業者のものはそれだけがそこへ行ったら使うという仕組みになっているんです。だから、例えば、ビール瓶ならこのビール瓶、今は若干違うものもあるけれども、違ってもラベルを張りかえたらアサヒでもキリンでもどこでも使える。安全性の問題だけ。そうやってないんですよ。だからとて、一つのところが入ったらほかは入れぬという、事実上はカルテルでないかもしれないけれども、業者間のそういう取り決めがこの高い価格を維持しておるのです。ですから、通産省はそれはよく知っておるんですよ。公取も知っておるし、経済企画庁も知っておる。これができないというところに国民が実感として豊かさを実感できないいわゆる市場原理が働かないという仕組みがここにあるんですよ。

それからもう一つは、通産省は、僕が最初に聞いたのは、それはプロパンを使うが、あるいは都市ガスが入ってるところでプロパンは使ってもいいんですよ。炭を使ってもいいし石油を使ってもいい。それは消費者の選択だということですよ。選択できぬ状態がある。それは、通産省が一番よく知っておるのですよ。ガス会社が供給区域を広げようとするれば、それは通産省の認可だけでいいんですよ、普通は。しかし、持ってこいと云うんです。プロパン協会の判をもらってこいと云うのです。自由なんだ、本当は。それは実際に判を押さな

いんですよ、通産省は。そして、これは報道でありますから皆さん御承知だと思えますけれども、プロパンから都市ガス

に変えた場合には、これは大阪ガスの場合が書いてありますね。一軒当たり四万二千円を立ち会い料として一万五千五百円、保安協力費として二万六千五百円を取るわけです。これを一万円さうに上げるという要求が今されておるところです。こんなのはどこにもないですよ、こういう取り決めは。例えばプロパン使っておるのが都市ガスに変わる場合には金を出せというの、どこにも法律的に要求する権限はないのに、それは通産省がその指導をし、そして通産省が、その業界の判がなければ供給区域を認めない。全部知っておるわけです、この状態は。

だから私は、これから今般ル経済が実業の経済に変わっていくの中で、国民がお互いに豊かに暮らすとするなら、そういうところではやはり市場原理が働くような仕組みを、私はこれは例として申し上げるのですよ。だから、そのことは通産省が知り抜いてやらないのです。ですから、例えば消費者の立場で言えば、これをカロリー換算で計算しますと、LNGを使う都市ガスと、それからプロパンで言えば大体二割ぐらい、どこの場合計算しても、カロリー換算で、片一方五千万カロリーで片一方は二千万円ですか、それを換算して計算すると大体二割ぐらい安いのです。だから、同じ金を消費者が使うのならそれはいい。しかし、その選択は自由にできないような仕組みになつておるところの問題がある。

これはもう答弁は結構ですから、大臣、そういうもので、官僚は全部知っておるんですよ、知っておるけれどもやらないところに今問題があるし、これからの経済の運営というの、やはりそこが大事なことです。消費者にスタンスを置いてやるのならそこを考えてほしいということ申し上げて、これは時間ありませんから要望でとどめておきたいと思っております。
それから、あとは、ひとつ年末が迫って中小企業の資金の問題についてぜひ御配慮いただきたいのは、やはり証券が証券スキヤナルで不況になる、だから大手の企業はいわゆる資本市場から資

金を調達するというのがだんだん難しくなってくる、当然銀行に頼らざるを得ない。銀行にとつてみれば、大口の方がいいし、心配ないものですから、そこへ貸すだろう。すると、前なら幾らでも出すのでしようが、今預貸率もBIS規制で幾らも出すというふうにはいかぬから、大手が大枠にとると中小へ回る金は少なくなってくるわけですね。そういう点で、特に年末を控えて、先ほど申し上げましたように、経済の状況はちよつと下降きみですから、そういう点では中小が一番厳しい状況にあるわけですから、商工中金とか中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等、そういうところへやはり中小企業の資金手当てのための手配をぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、株式市場の低迷から新たなエクイティファイナンスがとりづらくなつておりますし、またこれから既発の転換社債等の償還のため多額な資金需要が発生するおそれがあるわけでありまして、今後大企業がこうした需要を背景に金融機関借り入れに対する依存を高めていきますと、金融自由化の進展なりBIS規制への対応ということもありまして、中小企業者は資金調達に困難を来すおそれもあるわけでありまして。

ただ、これまでのところ中小公庫や国民公庫への資金需要を見ても、堅調ながら落ちついた伸びとなっております。本年度の政府系中小企業金融機関の資金につきましても、所要の貸付規模を我々としては確保していると考えておりますが、引き続き年末にかけて中小企業をめぐり金融経済情勢を注視しながら、必要に応じまして機動的に対応し、政府系中小企業金融機関からの円滑な資金供給に万全を期してまいりたいと考えております。

○水田委員 ぜひ十分な手配をいただきたいと思ひます。

次は、日米関係について、経済企画庁長官も言われましたように、私も日米関係というのは大変

大事だし、いわゆる個別の問題もさることながら、構造協議のような形で全体的なあり方というのを議論をして、その中で着実にそれを努力していく、まさに日本はそういう努力をしておる。足らぬところもありますけれども、例えば独禁法というのは、どうもあれは本当は約束したことでは我が党が出した案の方がよかつた。あれを通してもらえばアメリカも文句言わぬのじやなかつたかと思ふ点がありますけれども、やっておるわけですね。ところが、最近、こと一年見ても、アメリカの議会では、いわゆる保護主義的な通商法案ですね。ですから、通商法三〇一条を発動する、こういう場合には、あるいは関税を二、何%を一五%に上げると、そういうような法案がメジロ押しで既に四つ出ていますし、十一月中には二つで、六つも出てくる、そういうことになっておるわけですね。

それから、宮澤内閣が発足して大統領がおいでになるかと思つたらちよつと延期だ、こう言うて後はいわゆるベーカー國務長官から、ヒルズ通商代表から、エネルギー省の長官からメジロ押しに米を、米を初め、いろいろな問題でこうやるわけですね。

これは私、心配するのは、アメリカが国内の内政の状況がよくない。国民の目を外に向けるというのはこの国でもよくやることの一つなんです。が、そして、日本たまたまやることの一つなんです。た出てきておるのではないか。それからもう一つは、日本のこれまでの対応が、いわゆる個別の問題で、縦横に始まつてすつとやられて攻めてくる。日本の新聞を見たら、それはかり出るわけですね。そして、最初はこうやつて防いでおるけれども、最後にはしようがないということでも牛肉・オレンジまで認めてきたという歴史があるわけですね。そういうことから、今、日本の若者の中に、嫌米、嫌だということ、アメリカに対して、嫌だ、そういうあれが広がってきておるわけですね。私は、決してこのことは日米お互いにとつて好ましいことじやないのです。そして、二つの国で世界のGNPの四〇%を占めるのですから、そこらはやはり

お互いに協力できる条件をつくらなければならぬ。こういう形を続けられれば、恐らくアメリカはわゆる反日、日本は反米ということではだんだんいくのじやないかと思ふのです。ですから、私は、個別の問題の解決はもちろんだ大事ですけれども、日米の間で構造協議をやつたら何か普遍的なルールに基づいて個別の問題を解決するとか、何かそういうことを今やらなければ、これは日米関係はだんだん悪くなるかと思ふ点ではないかという心配をするのですが、その点はどういうぐあいにお受けとめになつて対応されるお考えか、お伺いしたいと思います。

○渡部國務大臣 日米関係は、お互いにとつて極めて重要なことである、これは先生御指摘のとおりであります。ところが、今お話しのように、五百億ドル前後の貿易黒字というものがお互いの関係をぎくしゃくさせておるわけで、アメリカからもいろいろ注文が来る。しかし、その注文は必ずしも納得のできるものでもないものもありますし、また、それが我々にとつて当然のことであればこれは素直に受け入れられなければなりませんし、しかし、日本は日本、アメリカはアメリカですから、我々もただアメリカが要求してきたからといってすべてイエスというわけにもまいらない。お互いの利益を主張しながら、しかし世界の平和のために、また世界の自由のために日米のパートナーシップはまことに重要である。これはお互いが話し合つて理解を進めていかなければならない。まず当面は、ウルグアイ・ラウンドを成功させることにお互い全力を尽くしていくことである、こう考えております。

○水田委員 ちよつと大臣、余り簡単過ぎまして、これは重要な問題ですから、経済企画庁も、やはり日米関係の経済の問題ですから、できれば長官もお答えいただきたいと思ひます。

○野田國務大臣 基本的には、今通産大臣御答弁されたとおりの、当面のウルグアイ・ラウンドを何とかして成功に持つていかなければならぬ、これは日米欧含め、みんなが努力をしていかなければ

ならぬことだと思つております。ただ、率直に申し上げて、日米関係というものを経済面だけでとらえるという、これは経済面の現象は非常にわかりいいのですけれども、私は、一政治家として感じますのは、基本的にアメリカの方々の発想は、安全保障という問題に極めて大きなウェイトを置いておるということだと思つておられます。すべて、技術の問題にせよ、どんな問題にせよ、やはりアメリカの発想というのは安全保障だ。逆に安全保障という大義名分が立てばかなりのこともできる。それに対して日本の場合には、むしろ戦略的に、日本で言う戦略産業というのは、安全保障ということよりもむしろ経済を中心にした一つの産業政策というものが今日まで行われてきたというイメージをアメリカが持つておる。

そういう中で、多少このところアメリカの産業構造自身がやや空洞化しつつあるのではないかと、そういう意味で、構造的な問題をアメリカの産業自身が抱えておる。そしてまた、財政の問題もいろいろあるかと思ひます。それは決してアメリカ自身の政治的な努力不足ということではなくて、やはり世界の安全保障を担つていかなければならぬという、そういうある意味でのスパーパワーであるがゆえの責任を遂行していく上での不可欠な部分であつたのかもしれない。しかし、そういったことを私どもも、今通産大臣がおっしゃいましたように、お互いそれぞれの気に入らぬところをあげつらうという言ひ方の主張をするのではなくて、むしろ本当にかけがえのない、これから世界経済をみんなで引張つていく大事な一員として、しっかりと率直に意見交換をしながら政策協議を続けていかなければならぬ。これはやはり粘り強い、お互いが理解をしよう努力をしていかなければならぬと思つております。特に、議会筋はともかくとして、アメリカ政府は基本的にはそういうスタンスでやつていただいております。

○水田委員 私はこの問題、日米関係の問題は、例えば知的所有権の問題とか、また我が国の産業

構造のあり方との絡みというようなことで少し質問したいと思っておりましたが、時間がもう五分ほどしかありませんから、改めてまた一遍、十分大臣等の御意見も聞きたいと思うので。

最後に、ソ連、東欧の経済がどうなるのか。ということは、世界経済ひいては日本の経済にも影響があるわけですね。そしてアメリカも金はないし、ドイツも東を抱えたものですから外国へ出す金がない。みんな、出すのは日本が出して、こう言うんですね。しかし、ソ連の状況というのは本当に混沌としてよくわからぬわけですね。この間通産省も含めて、シベリアの緊急医薬品、食糧の援助の調査団が入る、それから渡部大臣は行っておられないのですが、中尾前大臣が十月二十日から行かれていろいろお話をしておるわけですね。

それで、時間がありませんからもうはしょって申し上げますと、一つは、私は、一番の陸路は、連邦と共和国の権限、共和国と自治州、自治共和国の権限がいまだに明確でないものだから、そういう中へ一体どういう援助ができるのかというのが問題です。

それからもう一つは、援助でただ上げる分はいいですが、貸す分ですね、これはやはり、もう通貨がどうなるかということで、今ルーブルがどうなるのか、あるいはルーブルが恐らくこの一年間で何百倍のインフレになるかも知れぬ。そういう中では非常に不安定ですが、そこらに問題があると思うのです。それ以外にも通産省は二つの調査団、大臣を含めて行かれたわけですが、何かそういう陸路になるものがほかにあるのかということをお伺いしたいのが一つ。

それからもう一つは、やはり状況が今は変わりましたから、むしろソ連邦が解体されてくることよってソ連の持つておる軍事技術が第三世界へ流出するのじゃないか、それをとめないと危ないよ、こういう話になってくるのですが、全廃はできないにしても、相当スタンスの変わった国として見て、ココムというものを直視して見る必要があるのじゃないか、そのことについてお伺い

したいのと、最後に、ソ連は、いわゆる数字の見方はいろいろありますけれども、一人当たりのGNPが五千ドルと言われてきたのです。ところが、実際に今、ルーブルを実勢価格、旅行者の価格で計算すると、私、この間五円でかえてきたので、今はもう既に四円、恐らくもう二円ぐらいに下がっているかも知れぬですね。例えば四円で計算して月二百五十から三百ルーブルで計算したら年千ドルないし千二百ドルぐらいの所得しかならぬわけですね。そして、ロシア共和国が五千ドルのときにウラル山脈を越した東側というのは千七百ドルぐらいだったのです。ですから、ODAの援助の対象になるわけですね。そして今、連邦がほとんどもう権限がなくなつてきて、共和国になつて、例えばバイカル湖の東側のヤクト自治共和国は独立宣言をする、こういうようなことになつてくれば、それぞれで考えられるのじゃないか。それは、物々上げるというのじゃなくて、例えば港湾の整備であるとか通信であるとか、日本の商社が行つても通信がモスクワよりとにかく通じぬわけですから、シベリアを中心にしてそういうODAの援助とか、あるいは輸送の機関、道路もいけませんね、それから鉄道とかそういうことを考えるべきではないだろうか、これからアジアにおける日本海を中心にした日本とソ連との新しい経済関係で、その三点をお伺いして終わりたいと思います。

○渡部国務大臣 今ソ連との今後の問題の大変難しいことについてお尋ねがございました。実はきのう、エリツイン大統領の代理というところでルーキン最高会議対外経済委員長が私のところに参りまして、先般の中尾通産大臣の貿易保険等についての協力については非常に評価をしていただきました。また、いろいろ話をしている中で、まさに先生御指摘の問題、大変重要であつたと思うので、私の方から、ソ連が円滑に経済改革を実施していくには二つの点が重要である。まず第一に、既に十の共和国によつて署名している経済共同体条約の実施などにより、連邦と共和国の

関係も含め改革の推進主体が明確化することが極めて重要でないか。また、ソ連経済の数多くの問題の解決に同時にこたえ得る包括的な経済改革パッケージが作成されることが重要ではないか。これによつて巨額の財政赤字の削減計画が明確にされるとともに、価格の自由化、民営化、競争の導入政策などが効果的に関連づけられて実施されていくことが重要ではないか、こんなことをお話ししておきました。

またこれからは、ソ連がといいますか、ロシア共和国、これが安定していくということは世界のために極めて重要なことであり、また我が民族としては北方四島の返還という極めて重大な問題をこの機会に解決しなければならぬので、一生懸命頑張つてまいりたいと思つています。

○水田委員 基本的なことは結構でございますが、いわゆるODAの共和国に対する適用と、もう一つはココム規制の問題について、すぐにじゃなく検討なら検討ということでの御答弁でもいただければと思つています。

○岡松政府委員 ソ連邦についてODAの適用がないか、またソ連邦でなしに共和国をとらえてみれば、自治区をとらえてみればODAは適格ではないかという趣旨の御質問と存じますが、ODAのあり方につきましては、共和国に対するODAを今直ちにやるのかどうかということにつきましては、まず連邦と共和国の関係あるいは共和国と我が国と一体どういう外交、政治的關係を持つていくのか、その辺を明らかにしながら慎重に検討すべき問題ではないかというふうにご考慮しておる次第でございます。これら地域につきましてはやはり対ソ支援全体の枠組みの中で検討していくべき問題ではないか、かように考えておる次第でございます。

ココムにつきましては、担当局長からお答えいたします。

○高島政府委員 ココムにつきましてお答えを申し上げます。

ココムは、先生よく御存じのとおり軍事的観点

から見まして戦略性の高い先端技術を規制しているものでございます。ただ、先端技術というのは日進月歩でございます。その規制内容については見直しが必要となるわけでございますが、最近の技術の進展を踏まえた見直しをココムで行いまして、本年五月規制緩和を盛り込みました新しいリストを採択いたしました。九月一日に発効したところでございます。これを受けまして、我が国といたしましても法制を整備いたしました。今月十四日からこの新しいリストを採択、施行したわけでございます。

ただ、ソ連にしましては、その軍事的脅威が全く払拭されたというわけには現在いかな、今般のソ連の国内におきます政治的な変革によりまして直ちにココム規制を撤廃するということは時期尚早であると考えておりました。これは他のココム参加国とも十二分に連絡をとり、情報交換しておりましたが、現在はそのういつた考えでございます。

○水田委員 終わります。

○武藤委員長 小沢和秋君。

(委員長退席、和田(真)委員長代理着席)

○小沢(和)委員 本日は、今急増しております貿易不均衡を是正する抜本対策について渡部、野田両大臣に見解を伺いたいと思つています。

委員長、質問のために資料の図表を用意いたしましたので、同僚の議員や政府側に配付をさせていただきます。よろしゅうございませうか。

では、質問させていただきます。

最近、貿易収支や経常収支の黒字が政府見通しを大きく超えて再び急増いたしております。地域的には、従来の対米不均衡に加え、EC、アジアなどに対しても不均衡が増大していることが今回の特徴であります。その輸出内容を見ますと、今大臣にも皆さんのお手元にも配付いたしましたとおり、自動車、コンピュータ、電気製品などがこれまでとおり大きな部分を占めており、トヨタ、日産など上位十社で総輸出額の三三・一%、三十

第一類第九号 商工委員会議録第二号 平成三年十一月二十日

社で五〇・五%を占めております。我が国の巨額の貿易黒字が自動車、電機などのほんの一握りの巨大企業の猛烈な輸出によつてもたらされておることとはもう明らかなと思ひます。念のため一九八〇年の上位三十社を調べてみました。十年たつても入れかわつておるのは四社だけでありました。我が党は、日本経済の維持発展のために輸出が重要な役割を果たすべきことはよく理解をしておりますが、このような一部の巨大企業の輸出ラッシュで日本が世界じゅうと貿易摩擦を起すような事態は緊急に是正しなければならぬと考えます。今まで貿易摩擦解消のため、黒字減らしのためにいろいろやつてもこういう状態だということ、従来の対策ではだめだ、もっと抜本的な対策を講ずる必要があるということを示しているのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高島政府委員 御指摘ございましたように、我が国の貿易黒字、通関ベースで見ますと九一年の四月から十月で四百七十二億ドル、対前年同期比にいたしまして四六・八%増と非常に拡大をしていくわけがございます。これは、内容を見ますと、前年急増しておりました絵画とか自動車といひました高級品の輸入が減少したり、あるいは昨年に比しまして円高になりましたためにドルベースの輸出価格が上昇させたことがございます。統一後のドイツで非常に需要が伸びましたことあるいは東南アジアの好調な内需が、これもまた日本の輸出につながつたということでございます。

今後の動向につきまして、為替レートや石油価格等の変動要因に左右されるところも大きいわけでございます。注視していく必要があるわけでございます。引続きインフレなき内需中心の持続的成長を図ることがこれはもう根幹でございます。構造的な努力の促進あるいは輸入拡大策の一層の推進に努めていく必要があるかと思ひます。

なお、八七年にピークを打ちました貿易黒字は、その後の諸般の施策によりましてずっと減少してきたわけでございます。その意味ではいろいろな施策が黒字解消に役立ってまいりました。ただ、冒頭に申し上げましたような状況でございますので、そういった施策の一層の拡充、推進が必要であらうかと思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 そこで、渡部通産大臣にお伺いしたいのですが、アメリカのブッシュ大統領はこの貿易不均衡是正のために、日本に対し、ウルグアイ・ラウンドとも絡んで、米の輸入自由化を強く要求いたしております。日本政府に圧力をかけるために要人の来日も相次いでいるわけでございますが、これに対して、宮澤首相を初め自民党の有力者が相次いで譲歩を示唆しております。あなたも昨日そういうような趣旨の発言をされたということが新聞で報道されております。

既にこれまでも、政府・自民党は我が党や農民などの反対を押し切つて、自動車などの輸出超過のしりぬぐいを農業に押しつけ、次々に農産物の輸入拡大に依つてまいりました。その結果、我が国は食糧のカロリー自給率がついに四八%まで落ち、主要国最低という状況になっております。農産物の純輸入額では世界最大という状況であります。

もうこれ以上、米についてまで輸入自由化に依つたら、日本の農業は完全に崩壊するのではないかと思ひますが、関税化であれ部分自由化であれ、日本は絶対に応ずべきではないのではないかと思ひますが、大臣の見解はいかがでございますか。

○渡部国務大臣 一言先に申し上げさせていただきますのは、委員一握りの企業とおっしゃいますけれども、自動車にしても半導体にしても弱電にしても、その企業が貿易をし、あるいは生産をし、そのことに携わつて何百万人の働く人たちがそれで所得を得て、子供を教育し、あるいはまたその企業の上昇の利益から法人税が上がつて、お年寄りの方の年金やら弱い方の社会福祉の費用やらに使われておるわけでありまして、ただ一握りとい

う言葉はちよつと極端であらう。日本は戦後、やはり技術を開発して、すばらしい製品をつくつてこれを外国に売つて、国民全体がその豊かさを享受しておるということは、委員にも御承知願ひたいと思ひます。

したがって、この自由貿易によつて最も享受を受けておる日本が、ウルグアイ・ラウンドを成功させなければならぬ大きな責任があります。しかし、たびたび私が申し上げておるように、それぞれの国が国益を背負つて、国益を代表して、ガットという場でそれぞれ議論をして今日にまで及んでおるわけでありまして、何もアメリカが言ったから、はい、そうですと、これはすべてを受け入れるものではございません。我々は、譲ることのできることもあるし、譲つてならないこともあるし、国益を前提にして、しかも、やはりこれは世界が平和で、自由で、みんながすばらしい未来に向かつて進んでいくためには、最終的には最大公約数、話し合いによつて一致点を見出して、ウルグアイ・ラウンドを成功させなければならぬということでございます。

農業については各国ともそれぞれ困難な問題を抱えておりますけれども、ウルグアイ・ラウンド交渉を年内に終結させるためには、お互いの国が相互の協力によつて解決に向けて最大限の努力を、したがって傾注する必要があります。特に、米については、農業についての相互の協力による解決に向けての最大限の努力の傾注の中で、国会決議などの趣旨を十分に体して、国内産で自給するとの基本的方針のもとで、大変苦勞の要る仕事でありますけれども、これから対処してまいりたいと存じます。

○小沢(和)委員 今のお話は、そうすると、国内産で自給をしていくことを基本にしなごら対処していくというふうに最後のところでは確かにおっしゃつたんですが、その前の方では各国の相互の協力、最大の努力をお互いにし合つてというように言われたんですが、米の輸入の自由化は認めないという点についてはどうなのかというこ

とが、今の答弁ではもう一つはつきりしないので、重ねてお尋ねをしたいと思つたのです。

○渡部国務大臣 国会決議等を十分に尊重しながら対処してまいります。

○小沢(和)委員 ここで大臣にぜひ申し上げたいのですが、あなたは昨年の総選挙で、この米の問題についてはどういふような公約をされたか、私実を言つて調べて、そのときの選挙公報をここに持ってきたんです。これがそれです。この中に、「私の政策」として「米の輸入自由化を阻止し食糧制度を堅持する」といふふうに、疑問の余地なく書かれておるのです。だから、私は、政治家であるあなたとしては、国会の決議を守り云々といふような大臣としての一応の公式の言ひようはあるかもしれませんが、このあなた自身が選挙民に対して行った公約を守るという立場からは、今のお話では私はまだ不十分だと思つたのです。これをちゃんと守るといふことをひとつここで明確願ひたいのですが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 これは、たびたび申し上げてまいりましたけれども、米は二千年の歴史にさかのばれば、豊葦原の瑞穂の国、我が日本民族にとつて心ともいふべき大変これは大事な問題であります。しかも、現状、農林省が戦後奨励して農家の皆さん方に田んぼをつくらせ、構造改善事業を進め、これはかなり多くの国費を出しておりますけれども農家の皆さんにも負担をいたさ、その返済もまだ終わつておらないという中で、これは残念ながらだんだんだんだん国民の食生活が豊かになるに従つて米の消費が減つてまいりましたから、現在の状態では四百萬トン近い過剰設備に水田がなつてしまつたといふことで八十萬ヘクタール前後水田を減反していただいております。こういう状態の中でありまして、そういう立場に置かれておる農家の皆さん方に理解していただくためのやはり積極的な農業政策、これは私の分野でありませんが、これは農林水産大臣にお願ひをしなければならぬと思つております。

う中で行われておるわけでありませうから、これを尊重しながらできる限り食糧、米の自給というものを確保するという方向の中で、しかし交渉というものは、全部おれの意見が一〇〇%だ、こういうことではお互いの話し合いは成り立たないわけでありませうから、お互いにやはり譲れない点もあつたならば譲らなければならぬこともあるし、相手側もそうでありませうから、そうでないと国民に対する責任ある政治というものはできないので、小沢さんと私の立場の違いも御了承を賜りたいと思ひます。

○小沢(和)委員 米が余るようになって減反をしておる、日本の農民が大変な苦境に立っている、だからそこから出てくる結論というのは、私は外国からお米などを輸入するようなことは困るということではなければおかしいのではないかと思ひます。

それで、ウルグアイ・ラウンドの成功のためということがつきから出ておりますけれども、私が承知をしておるのでは、このウルグアイ・ラウンドの最大の交渉の焦点というのは、農業問題についていへば輸出補助金やE.Cの可変課徴金の問題じゃないかと思ひます。だからアメリカはこの問題でE.Cと交渉しながら、同時にそれがうまくいかなかったときには貿易摩擦の最大の相手国である日本に米の問題で譲歩をさせたということになれば、今国内で人気が下がりがみのブッシュが非常に自分の政治的立場をよくできる、こういう思想があつて日本に非常に圧力を集中しているということじゃないかと思ひます。だから私は、そういうような彼らの思想に全くはめられるというようなことでは、これは国益も守れない。今こそ相手アメリカでも言うべきことは言つ、さつきから何遍かおつしやつたように思ひます。ぜひこれを言つていただいて、米の輸入自由化は絶対認めないということをはっきりお約束願ひたいんですが、政治家としての渡部さんにもう一遍お尋ねしたい。

○渡部国務大臣 先般訪問していただいたベーカー国務長官にもまたヒルズ通商代表にも、米の問題というのは我が国にとつても極めて困難な問題であるということも再三申し上げておりますが、これは一義的には農林水産大臣の問題でありませうから、これ以上のごときは農林水産大臣にお尋ねを賜りたいと思ひます。

○小沢(和)委員 それは私は許されぬことだと思ひます。しかし、きょうは商工委員会の場であるから、今の問題についてはそのことを指摘するだけで先へ行きたいと思ひますが、私は、この米の輸入自由化を推し進めていよいよ貿易赤字の解消には余り役に立たないんじゃないかという認識を持っております。

これは極端な想定でありませうけれども、米を全量アメリカから輸入することにしたらどうかということを私はちよつとここで計算をしてみました。米の国内消費量一千五百万トン、これに對して米の国際価格は二百八十四ドルですから、これを掛け合せてみますと、全量輸入したら二十九億八千二百萬ドル、円に換算いたしますと四千三百八十八億圓にしかならないわけですね。これはトヨタの輸出額二兆七千九百億圓の六分の一にもならないわけですね。だから、九〇年度の我が国の貿易黒字額が六百九十八億六千四百萬ドルであつたし、九一年度はさらに急増するということを考えてみますと、この米の輸入自由化というものは、幾ら何でも私が仮定したように全部輸入に一遍に切りかわつてしまつたということはあり得ないわけなんですけれども、こういう極端なことを想定してもこの程度しか輸入額としては日本の側はふえないことを考えても、これは本當にこんなに大騒ぎをして輸入を自由化するとういうような問題じゃないんじゃないかと思ひます。私は考えるんですが、いかがでしょう。

○藤原(武)政府委員 農業貿易の自由化でございませうけれども、これはウルグアイ・ラウンドで取り上げられておりますコンテキストと申しますのは、アメリカあるいはケアンズ・グループといった輸出のグループから強く求められておるとこ

ろでございまして、工業品の貿易自由化とは直接には無関係に進められておるといふふうになっておるわけにございませう。

それで、自由貿易の恩恵、これは単に工業品の生産者のみではなくて、兼業農家におきまます農業従事者が工業で雇用される、あるいは工業従事者の所得の上昇を通じて農産物の消費が増大をするといったことで、農業従事者を含む国民の広い層が恩恵をこうむるといふ次第になるといふことも認識すべきであると思ひます。

したがつて、工業品貿易の自由化のために農業があるいは犠牲になっておるか、そういう論議と申しますか、お考え、見方もございませうが、それは一面的ではないかと思ひます。お尋ねをしております、より多面的、総合的な観点からこの貿易の自由化、こういったウルグアイ・ラウンドといったことを考えていかなければいけないというふうな思ひをお尋ねをしております。

○小沢(和)委員 私は、日本が全世界に對し輸出超過になる構造的な最大の要因は、過労死が国際語になるような長時間・超過労働にあるのではないかと思ひます。だから、これをなくすことが膨大な貿易黒字解消の最も重要な施策になるのではないかと考えます。

一九八九年の数字で見ましても、製造業で日本の労働者の年間総労働時間は二千五百五十九時間、これに對しアメリカは千九百五十七時間、ドイツは千六百三十八時間と、日本の労働時間の長さは際立っております。国民の中から、経済大國といつても我々には豊かさもゆとりも実感できないという悲痛な声が上がつておるのには當然だと思ひます。しかし、これだけ労働時間短縮が国民的関心事となつておるときに、トヨタ、日産など主要な輸出企業は、時短どころか残業時間の伸びで総労働時間がふえておるわけでありませう。

資料に我々がつかみ得た限りでの主要輸出企業の総労働時間と所定外時間を書いてあります。これをくらんでおるといふことができますとわかりませうが、全国平均は二千七十六時間、これ以下という

のは、総労働時間では五社、所定外では三社しかないわけですね。ほかはいずれも大幅に上回つておるのですが、特に自動車会社が長いことが際立っております。長い方のベストテンの六社までが自動車ということになります。

通産当局は、我が國大企業がこの異常な国際競争力の重要な要因としてこのような長時間・超過労働があるということをお尋ねをしております。

○山本(幸)政府委員 先生御指摘のように、日本の産業の国際的な調和を確保する、あるいは御指摘のゆとりと豊かさ、そうしたことを実感できる生活を実現するためにも、日本の労働時間を短縮していくことは極めて重要であると私も認識いたしております。

通産省は先般、時短経営問題懇談会というのを開催しまして、経営の側から時短を進めるための具体的方策を検討いたしました。そしてその報告書におきましても、業種、業態に應じた時短推進へ取り組みが必要という指摘がございませう。こうした状況を踏まえまして、現在業界ごとの時短に向け、取り組みの状況等についてヒアリングを行つておりました、業界ごとの事情を踏まえまして自主的な時短推進体制の構築を要請いたしております。

御指摘のように、この時短問題につきましては私どもも、緊急な課題であると考へておりました、今後とも産業界の時短の推進に積極的に取り組む方針でございませう。

○小沢(和)委員 そこで、この問題は大臣にもお尋ねをしたいと思います。

通産省も貿易摩擦が激しくなるにつれて、労働時間短縮を労働省の問題だといふふうにはばかり言つてもおれなくなつて、九〇年代の通産産業政策の目標として、ゆとりと豊かさのある生活の実現などを掲げまして、あと三十日休んでゆとり社会の実現などとさまざまな労働時間短縮の提言をしておられるわけでありませう。ただ耳ざわりのよ

い言葉と並べるのではなく、今こそ実際に大幅な労働時間の短縮になるように、企業あるいは労働組合、労働省などに具体的に働きかけてそれを実現していただきたいと思いますが、大臣の決意のほどを伺っておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今、詳細、山本産業政策局長から答弁がありました。時代が推移、ゆとりのある生活を求める、これは先ほどの議論もありましたが、昔は何時間余計働いても収入を余計欲しいという貧しい日本だったのですけれども、私どもの長い政権の中で、今では国民の皆さんが、むしろ収入が若干減つても労働時間を短縮したいという豊かさを生活の中で求められるような経済社会ができたわけでありまして、この時に、労働時間を短くするように努力する、これは委員御指摘のように、そういうことによつてもつと、きょうまであの貧しさから今日の豊かさをつくり上げてきたわけですけれども、その豊かさが一人一人の庶民の毎日毎日の生活の中で生きていくように努力をしてまいりたいと存じます。

○小沢(和)委員 私は、もつと具体的に企業や労働組合や労働省などに大臣の立場で積極的に働きかけていただきたいということをお願いしているわけですが、ぜひそうしていただきたい。

この問題については、経済企画庁の野田長官にもぜひ伺いたいわけでありまして、経済企画庁の関係でも、最近、国民生活審議会から「個人生活優先社会をめざして」という中間報告が出されるなど、しばしば労働時間短縮の提言が行われております。私は、これを一般的提言に終わらせることなく、特に輸出関係の製造業で働く人々の長時間・超過労働、先ほどから申し上げているとおりでありますし、これを解消し、この人々にゆとりと豊かさを確保して貿易摩擦を解消する役に立てていただきたいというふうに願っているわけでありまして。

今まで経企庁としてどう努力をしてきたか、それから経済関係閣僚会議の座長としても、日本経済のかじ取り役の立場からも、ぜひ時短に積極的

に取り組んでいただきたいと思うのですが、長官の決意も伺つて、時間が来たようですから終わりたいと思ひます。

○武藤委員長 野田経済企画庁長官。――事実関係を先に、富金原総合計画局長。

○富金原政府委員 時間もございませんようです。簡単にお話をしたいと思ひますが、先生御承知のとおり、経済企画庁は経済全体の総合調整をするという立場から経済計画の作成をいたしております。現行の経済計画「世界とともに生きる日本」という計画の中でも、労働時間の短縮は国民生活の豊かさを実感する上で極めて重要な問題であるという認識のもとに、計画の中でできるだけ早く千八百時間の労働時間を実現するように努力をしております。それが一点。

それから、毎年のフォローアップというのをやっております。計画の中で実行状況をチェックするわけですが、その中でも、労働時間の短縮は進んではいないけれどもまだ十分ではないということを繰り返して述べておりました。それは政府の閣議にも報告をしてその促進に努めているわけでございます。

さらに、今御指摘ございましたが、国民生活審議会であるとか経済審議会、最近におきましては、経済審議会の中で二〇一〇年委員会という委員会で長期の展望をいたしましたけれども、その中でも、労働時間の短縮、さらにはそれを含めて自由時間、ゆとりという問題が極めて重要であるということ報告の中ではつきりうたつておりました。いろいろな意味で企画庁も真剣に取り組んでいるというのが実態でございます。

○野田国務大臣 御指摘ございましたように、労働時間の短縮の問題は、ゆとりある豊かな国民生活を實現している、生活大国を目指している、ということから見れば極めて大事な問題であります。現在の状況は必ずしも十分な状況ではありません。依然として長いというところは事実です。ただ、このところ所定内労働時間の短縮を中心に

多少改善の歩みはありますけれども、まだまだ努力をしなければならぬと思つております。これからは、関係省庁の御協力もいただきながら、先ほど来御指摘のあった民間のそういう企業との御協力もいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

○小沢(和)委員 終わります。

○武藤委員長 川端達夫君。

○川端委員 日本の経済にとつても、また国民の個々の生活にとつても非常に大きな役割と責任を持つていられる通商産業省あるいは経済企画庁両省庁に、豊かな見識と実績をお持ちの渡部大臣、野田大臣に御就任をいただき、心からお祝いを申し上げます。ぜひとも期待どおりの御活躍をお願いを申し上げます。

初めての御就任後の委員会でございまして、全般のことを中心にお尋ねを申し上げます。全般のこともよろしく願ひします。

一番初めに経済の見通しに關してでございますが、私たちが選挙区、あるいはいろいろな経済にかかわる方にお会いをします。あるいは職場に回りますと、経済の先行きというのに大変不安をお持ちの方が多い。同時に、ひたひたというよりももう少し強い勢いでかなり厳しい状況に陥つていっているという話をのべつに伺ひます。先般十一月十四日に公定歩合の引き下げをされまして、我々もぜひともと思つておりましたので、時宜を得たものと思つたのですけれども、最近の経済状況は予想以上にカーブを切つていっているのではないかと実感いたしました。民間の信用調査機関東京商工リサーチが十三日にまとめた十月の全国倒産状況によりますと、負債総額一千万以上の企業倒産が前年同月比六五・八%増の一千七十一件、八七年の十月、千六十四件以来四年ぶりに一カ月千件を超えた、こういうふうなことも報じられております。先ほど来の議論で、バブルの崩壊ということと虚業と実業というお話もございましたけれども、実業界においての経済のそういう危

機というふうな状況が相当深刻になってきているのではないかと。製造業、販売業などもこの中には随分倒産が含まれております。

そういう意味で、まず初めに、今までもいろいろと見解をお出しでございまして、経済企画庁として経済の見通し、現状、それからその先行きということに対しては一度お聞かせをいただきましたと思ひます。

○野田国務大臣 今経済の現状についてのお話があったのですが、住宅の建設あるいは自動車の新規登録台数あるいは企業収益の動向、設備投資、幾つかの指標の中で、従来に比べてかなり減速をあらわす指標があらわれておることも確かでありまして。しかし一方でまた、雇用者数というのは着実に伸びておることも、あるいはいわゆる個人消費のレベルを見てみますと底がたい堅調なものがある。必ずしも指標がそろつておるというわけでは実はありません。設備投資の問題にしても、きょうも先ほど申し上げたのですけれども、あるいは省力化、合理化への投資意欲とか、あるいは研究開発投資への意欲とか、基本的にはそういう底がたいものが現にある。これからその先を考えましても、公共投資がかなり持続的な下支え材料にもなつていくし、雇用の伸びも着実に進んでいく、そういう消費も総じて堅調にある。こういうことを考えますと、やはり現状は基本的には拡大のテンポが減速しつつある。ただ、今までのテンポが、先ほどバブルのお話もありましたが、やや高目のテンポで来ておりましただけに、減速感というものが心理の中にあるというところは、率直にそのとおりだろうと思ひます。しかし基本的には今申し上げたような状況にあり、いわばインフレなき内需を中心とする着実な成長を持続的に進んでいく、そういう過程への移行の段階にあるのではないかと。そういうふうには判断をいたしております。

今、倒産件数のお話もございました。確かに商工リサーチの結果によりますと千件を超えたというお話であります。ただ、このところ過去の年間

のあれを見てもみすと、確かに平成二年度あるいは元年度は年間で六、七千という倒産件数であったけれども、それより前の、例えば五十七年以降ピークの二万件を超えたということは別といたしまして、総じて見ると、ではこの状況が深刻ないわば景気後退の段階にあると見るということはいささか弱気が過ぎるのではないか、このように実は考えておるわけでありませう。

今後の見通しといたしましては、先ほど申し上げましたような着実な雇用の増加、そしてそれに支えられる消費あるいは公共投資、そしてまた先般公定歩合の引き下げも行われました。金利も今低目に移行いたしております。それらの事柄を考へますと、私どもはこれからも内需を中心とするインフレのない着実な成長経路をたどっていくものであるというふうに考えておるわけでございます。ただ、この減速感というものが企業家や消費者の心理にいろいろ影響を及ぼしておるといふことも十分理解をいたしておりますので、これから経済運営に当たっては機動的なきめ細かい経済運営をやつていかなければならぬ、このように考へております。

○川端委員 実際の産業の現場を所掌されている通産省としては、今きょうの委員会でも今の御答弁でも、いわゆる減速しつつ拡大基調、減速しつつ拡大をしているというのが経企庁の全般的な御判断のようですが、通産省としてはどのような認識と見通しをお持ちですか。手短にお願いをいたしたいと思ひます。

○渡部國務大臣 最近の我が国の経済、まさに川端委員御指摘のように倒産、大倒産なことでありますけれども増加傾向にあります。また、住宅着工の減少や設備投資の鈍化など、残念ながら緩やかに減少をきておることは否定できないと思ひます。企業には今経済企画庁長官から答弁のありましたように弱気の見方が大変強まってきております。こうした状況のもとで、先般の公定歩合引き下げによつて企業心理、企業の資金調達にこのことが好影響を与えることを私は期待をして

おります。

今後については景気の実態をより慎重に見きわめ、内需中心の息の長い成長が持続できるように機動的かつ適切な経済運営を行い、川端委員御心配のようにならないように、何とかこの国の国民の豊かな生活を支える前提である持続的成長を続けるように努力をしてまいりたいと存じます。

○川端委員 大変ありがとうございます。確かに今非常に微妙な時期であらう。そして長官もおっしゃいました、大臣もおっしゃいましたように、いわゆる弱気な部分、それから減速感というものが非常に大きな影響を与える可能性もあるという時期を迎えている。そういう意味で、いわゆる経済政策のとり方というものがあつた部分には慎重に、ある部分には大胆にということ、トータルの大きな目で政策運営をしていただきたいというふうに思ふわけですが。

それに関連をいたしまして、最近の新聞報道を含めましていろいろところで耳にする部分で、いわゆる税収の落ち込みに対する財源対策として財政当局がいろいろ検討されている、その中にならぬ自動車の消費税の六%が期限切れになるのを延長という問題、それから湾岸危機に關して増税を行いました石油税、それから法人税そのもののいわゆる期限つきものを財源対策として継続してはどうかというふうなことが巷間耳にいたす話でございます。この問題に關しては、先ほどもお述べになりましたように、自動車の登録台数が減つてきている、そういうふうな一般の需要者の消費、それから自動車産業自体がまさに先ほど小沢委員に対して大臣御答弁されましたけれども、ただ単に自動車だけでなく、広範な産業に影響を与えるだけの基幹産業になつてい。あるいは法人税に關しては、これは全企業にかかわることでもございます。それから、エネルギーの大きなもとである石油、こういうものに関しまして、今の期限つきの税制が、しかもこれは政治的に言へば、いわゆる約束ごととして、特別にこのため

に要るから、あるいはこの期間だけということではやられた税制が、財政事情のためにということでは継続されるということになると、これは政治的に大変な、いわゆる道義的に許されるべきことではないということと同時に、先ほど来御答弁いただいておる中でもあるような、今の微妙な時期の経済に對して与える影響というものが非常にマイナス方向に大きく働くのではないかとこの部分を懸念をいたすわけでございます。

そういう意味で、内閣を構成される一員として、この問題に對していわゆる政治的な不信をおおらないという意味での政治的な責任というもので、こういうものをやるべきでないと思ふのです。そういうことに対する考え方と同時に、この三つのことが経済においては非常に大きな影響を与える、どちらをやるかによつて、やめるのか継続するかによつて大変大きな影響を與えるという御認識なのか、余り大したことないと思つておられるのか、その部分に關して通産省、経企庁、どのようにならぬかというところをお伺いしたいと思ひます。

○山本(善)政府委員 先生御指摘の点でございますが、私どもは普通乗用車に対する消費税暫定割り増し税率六%につきましては、平成四年三月三十一日をもつて本来の税率である三%となるというふうに理解いたしております。

また、法人の臨時特別税及び石油臨時特別税につきましては、本年四月より一年限りの措置として、臨時的かつ限時的に課税されているものというふうに理解いたしております。

いずれにしても、一般論として言いますれば、税制のあり方、これは経済に大きな影響を與えるものでございまして、慎重な検討を要するものというふうに理解いたしております。

○川端委員 現行の法律はそうなつてはいるわけですが、これはそういう経済に大きな影響、とりわけ今の微妙な時期、去年の今の時期であればそんなに問題にならなかつたということ

でやられたのだと思ふのですが、現状においては大変な影響を與えると同時に、政治的に、非常に政治改革が叫ばれる中でこういうことをしては私はいけないう部分で、内閣におかれましてそういう問題が議論になれば、断固ノ一の立場を貫いていただきたい、御要請を申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、日本の経済を支える本場に大きな力というか、中心的な役割を担っているのはやはり中小企業であらうというふうに思ひます。そういう中で、中小企業も現実にはいろいろ先行きに不安を持つておられる方も多いわけですが、現実問題として中小企業は幾つかの問題を抱えていると思ひますが、その中の一つに、いわゆる人手不足がある。これは本場に深刻な問題でございますが、そういう問題の切り口で申し上げたときに、先般人材確保法をおつくりいたしまして、いろいろ御援助をいただいているというところは、非常にありがたいことだと思つてはいるのですが、いわゆる単純労働における外国人労働者の受け入れ、この問題に今までのような姿勢から一歩踏み出すような情勢に來ているのではないだろうか。中小企業の経営者の方とお話をしますと、何らかの形でそういうふうなことが政治の課題として真つ正面から取り上げて踏み込んでいただきたいという御要請を随分伺います。そういうことで、まず労働省に、現在のそういう社会的な要請を踏まえて、今この問題に對してどういう取り組みをされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○野寺説明員 外国人労働者問題につきましては、このところ、先生御指摘のとおり、労働者不足の深刻化の中で、さまざまな議論でございまして、提案でございましてと行われてはいるわけでございます。

ただ、労働力不足の解消という点から見ますと、政府といたしましては、安易に外国人労働者に依存するといったような方法よりは、まずもつて生産工程の合理化でございまして、機械化の進行でございまして、いわゆる三K職場と言われて

おりますような労働環境の改善によりまして、ますます労働力不足の解消に努めるのが先決だと思っております。

あわせまして、高齢者でございませうとか、女子でございませうとか、そういった方々の能力を有効に発揮できるように環境の整備を図ることが必要であるというふうに思っております。

外国人労働者の受け入れにつきましては、例えば二国間協定によりまして、期間でございませうとか人数等を限定いたしました方式で受け入れてはどうかといったような主張があるわけでございませうが、こういった例をとっております西欧の具体例を見ますと、次第に滞在期間が延長されてまいったり、あるいは受け入れ人数が、あるいは就労分野も含めまして適時拡大されていくとか、結果的に十分機能していないといったような現状があるわけでございませう。

そういうことを考えますと、まずもって国内の労働力を十分活用するといったことが必要でございませうし、そういう意味では外国人労働者、特に単純労働者の受け入れについては今後ともやはり受け入れないという方式を通すべきであるというふうに思っております。

○川端委員 従来の枠を超えない御答弁でございませう。しかし、現実には今の状況は、私は、アメリカにおける一九二〇年代の禁酒法の時代、お酒を飲むではないかというときに、アル・カポネが暗躍をしたというふうなことを映画でよく見るのですが、ああいうのを思い出してしまふ。現実には今やブラジルとかペルーとかの日系人以外に、いわゆる不法労働者というものが蔓延してきています。そして、同時にそれはまさにアウトローでございませうので、それを束ねる、あつせんをするという人たちがいわゆるアンダーグラウンドの人脈の中で非合法的なことをしている。そして、雇用者は現実には給料は高く払っているにもかかわらず、働いている人は搾取をされ、ほとんど三分の一ぐらいしか手にしない。そして、犯罪も起こっているわけですし、働いている人、それ

からその出身の国は反日感情が増すという状況を生み出しているのは事実なんです。そういうときに、しかも日本において労働力は本当に不足しているというときに、今のようなことで本当にいいんだらうか、私はそういうふうな疑問を持たざるを得ませぬ。現に、産業を支える労働者、今労働省がおっしゃったような省力化であり云々というところで機能する状態を既に過ぎている。今現実には過ぎていくという状況であると思うのですが、この問題に関して、通産省ほどのような御認識をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○南学政府委員 私ども中小企業にとりましても、先生御指摘のとおり、中小企業にとりまして、今労働力不足問題は大きな経営上の問題と認識をいたしております。

ただ、この労働力不足対策のために外国人労働者を積極的に受け入れるか否かという点につきましては、帰国の担保であるとか、あるいは社会的受け入れ基盤の問題など、いろいろ検討を要する問題があるわけでございまして、昨年の入管法改正におきまして、単純労働者の受け入れは行わないという政府方針がとられております。今後とも慎重な検討が必要と認識をいたしております。

なお、政府といたしましては、国際的な技術移転促進という観点から、外国人研修生の受け入れのための制度につきましては、その整備に鋭意努めていこうとております。例えば中小企業庁といたしましては、外国人研修生の受け入れを積極的に進めようという考え方に基きまして、本年度から中小企業組合、商工会あるいは商工会議所が行う外国人研修生の共同受け入れ事業に対して補助する制度を創設しまして、その実施に今努めていこうとております。また関係四省で本年九月に、財団法人国際研修協力機構の設立認可が行われまして、同機構を活用して、今外国人研修生受け入れに当たっての助言、援助等を実施しているところであります。今後とも外国人研修生の受け入れのための支援措置を積極的に講じていく考えであります。

○川端委員 時間が限られていますのでよくと申しませんが、いろいろな手だてをされているというところはよく承知をしております。しかし、研修生のいろいろな仕組みを使うということができているのは、現実には大企業にシフトをしようというのにも現実でございませう。そういう部分で、今の政府の方針をすぐ変えろというのにはなかなか難しいでしょうが、そういう次の段階への枠組みというものがどうあるべきかは、ぜひとも積極的に御取り組みをいただきたい、御要請を申し上げます。

それから同じく中小企業の諸施策に対しては、今回の税制、予算の要請に対しても、いろいろな形で中小企業対策、それから大店法施行に伴う商店街あるいは町づくりの活性化のために御配慮をいただき、要求をさせていただいていることは評価をさせていただきます。遅滞なき政策の実行をさせていただきます。

また、同時に中小企業の、どちらかというと企業に対する経営基盤の確立という意味で、いろいろな融資であるとか施策というのは今までもやってこられました。しかし、一番今人手不足で困っているときに問題になっているのは、企業としては大企業と中小企業が連携をとりながらおのおの分担をやる、そして中小の経営基盤の弱いところにはいろいろなところから援助をさせていただく、これはいいのですが、人を採用するという段に、これは大企業と中小企業は同じ土俵の中で競争をしなければいけない、そのときに現実にはほとんど負けてしまふということでは集まらないという状況であるわけですね。したがって、何らかの形で政策的に、中小企業に働く人が職を求めていくときに、中小企業に勤める方が大企業に勤めるよりメリットがあるというふうな仕組みが政策的に何か考えられないかというのを思うわけですね。ここは大変難しいことかもしれません。

いろいろな議論を我々もしましたときに、恐らくできないとおっしゃるのですけれども、例えば

パートの方を採用するにも、最近は大企業はパートを非常にたくさん雇用するというところで、中小企業になかなか来なくてくれない。それで今、パートの方の最大の政治に対する願いは、非課税限度額を上げてほしい、ということがあられるわけですね。そうしたときに、大企業は非課税限度額百万円です、中小企業で雇用する場合は百二十万円ですと言えれば、僕は中小企業にたくさんパートの方が行かれますと思うのです。税制の大家が笑っておられませうからあれですけれども、というふうな発想も柔軟に持ちながら、そういうふうなことを何か仕組みとして、働く人にとつて、選んだときに、例えば住宅が完備してあります、食堂が立派です、厚生施設が全部大企業に負けるのは当たり前なんです。そういうふうな観点で、働く人にとつてという中小企業政策が何か考えられないのかということも含めて、ひとつ、お願いと同時に考えがあらればお聞かせをいただきたいと思っております。

○南学政府委員 御指摘のとおり中小企業が人材を確保していく上で福利厚生あるいは知名度といった点で大企業よりも不利な立場に置かれておりました。これが中小企業における労働力確保の大きな要因になっていることは事実であると思っております。しかし、中小企業で働く労働者につきましては、大企業で働く労働者よりも例えば税制面において優遇をするということは、労働者の所得に対する課税の公平性の確保という観点からも極めて難しい問題ではないかと思っております。

現在私どもは、去る通常国会におきまして制定していただきました中小企業労働力確保法に基づきまして、労働省とも協力しながら、福利厚生を含む職場の魅力向上に取り組み中小企業を支援しているところであります。今後とも同法に基づきまして、労働時間の短縮、職場環境の整備、福利厚生施設の改善等に積極的に取り組む中小企業を側面から大いに支援し、中小企業における魅力ある職場づくりに努力してまいりたいと思っております。

また、中小企業の知名度の不足につきましても、平成四年度におきましてイメージアップ対策のた

めの子算要求を行っておりますので、こうした対策を通じて中小企業の労働力不足対策に努めていく考えであります。

○川端委員 またいろいろとお知恵を出していただきたいと思うし、我々もまた提言をさせていただきます。

時間が限られておりますので、本日は、事業の承継税制に関して大変な悩みをお持ちになつておられるという問題も含めていろいろと御質問を申し上げたかたのですが、あとわずかになりましたので次の機会に譲らせていただきます。実はきのう質問をいろいろ準備をしていたときに夕刊を読みました。そうしましたら、「野菜供給へ経企庁応援」という記事が載つておりまして、非常にうれしく思いました。今国民が本当にも野菜、野菜と悩んでおられますときに、きめ細かい観点から、例えば曲がったキュウリを送るとかいうことを含めて御配慮をいただいたことは、本当に大ヒットではないかということ喜んでおります。

つきましては、お礼を申し上げると同時に、これに対して一点だけお伺いをしたいのですが、昨今異常な野菜の値上がりが見実に起こっている。物価に直接的にかかわる品々でございますし、物価ということも国民の生活に大変な影響を与えるわけですが、この現象が全国的に起きている。台風被害、それから秋の長雨の被害というものはもちろんあったというふうに思います。しかし、私は、それ以外の要因というものが根底にはあるのではないかなというふうな気がいたしてならないわけですが、現在のこの野菜の異常な高騰の原因、それからこれからの見通しというものに対して経企庁としてはどのような御認識をされているのか、伺いたいと思います。

○長瀬政府委員 温かいお言葉をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

今般の生鮮野菜の価格上昇、これは基本的にはやはり近來にない九月中旬以降の長雨、日照不足、そして台風の影響によりまして冠水、浸水、暴風

雨、そういったことによりまして天候の影響を受けたということが主因であるというふうに思うわけでございます。ちなみに台風等の被害が少なかつた北海道を主産地といたしますニンジン、タマネギでありますとか、あるいは湿害に強い里芋というふうなものにつきましては、価格が平年並みの水準にとどまっております。

しかしながら、ただいま先生から御指摘がございましたように、そのような天候要因の背後に構造的な要因がなかったか、こういうことになりまして、これは先般私ども公表させていただきました物価レポートの中におきまして、天候不順以外の要因として幾つかの点を指摘いたしております。手短かに申し上げさせていただきますと、一つは、やはり品種なり産地の要因でありまして、近來軟弱野菜そのほかにつきまして、天候に弱い品種がふえてきた、あるいはまた、主産地が形成されましたけれども、これが台風の直撃を受けますと大変大きな被害を受けるといふようなことがあろうかと思っております。同時にまた生産面の要因といつたしましては、農家や担い手の高齢化、こういう状況が起つてきておりました。野菜関係は機械化が困難である、労働時間の縮小が進まない、こういうことからのいたしまして農家の生産意欲の減退ということが懸念されるところでござい

ます。さらには市場面というところからいたしまして、いわば先取りというふうな問題について、これは評価の分かれるところでございますけれども、特に供給量が減りました状況のもとでは先取りというふうな問題でありますとか、あるいは外食産業におきまして価格よりも数量を重視した仕入れ態度というふうなものも影響しているのではないかと、いうことを指摘いたしております。そのほかには消費者の要因、消費面の要因といたしましては、鮮度を初めといたします品質を重視するといふような傾向があるわけでありまして、これは大変重要なことでありますけれども、しかし、過剰な鮮度あるいは過剰な包装に対する要求というふうなもの

は価格の引き上げに結びつく、こういうこともあるのではないかとございいたします。

昨今の野菜の高騰、これは基本的には天候要因でございますけれども、同時に、その背後にそのような構造要因が横たわっているということにも十分留意しながら、野菜の価格安定の問題につきまして農林水産省とも十分連携をとって対応を進めてまいりたいと思っております。

○川端委員 時間が来てしまいましたので終わりにしますが、どうもありがとうございます。

今のいろいろな問題指摘、私も同感でございます。必要以上に曲がったキュウリは売れないといふふうなこともあるでしょうし、いろいろな地域に非常に集中してしまつているとか、いろいろな野菜づくりが、基盤が脆弱化していることは事実だと思つております。それと同時に、やはり今もお触れになりましたけれども、いわゆる農業後継者の問題、それと手間がかかるということでの、要するに農業従事者が本当に少なくなつてきているといふふうなこの現象を見ますときに、米づくりにおける農業といふものの何か将来を先に見ているのかなというふうな不安も持った次第でございます。どうか高い立場で分析をいただいで、農水省とも連携をとって将来に備えていただきたい、お願いを申し上げて終わりにいたします。

○武藤委員長 江田五月君。

（委員長退席、和田員委員長代理着席）

○江田委員 渡部通産大臣、御就任おめでとうございいたします。たしか私がまだ参議院の時代ですから今から十二、三年前でしょうか、近畿地方の大学の教育のシンポジウムが何かで御一緒させていただいたことがありまして、以来大臣には先輩としていろいろ御指導を賜りたいと思つておりました。今回の大臣御就任、大変期待をしておりますので、ひとつぜひ頑張つていただきたいと思つて、最初の質問です。通商産業行政全体にわたつて議論させていただきたいのですが、時間が余り

ありません。いや、これは文句を言っているのではなくて、委員長や同僚の委員の皆さんの御配慮で二十分という貴重な時間をお与えたいといふので感謝しておりますが、それとさうは緊急の問題がありますので、もう早速テーマを絞らせていただきたいと思つております。

実は前の国会の終わりが、九月の二十七日にこの商工委員会では当時の中尾通産大臣に政府のいわゆるODA四原則、平成三年四月十日参議院予算委員会における海部総理の答弁要旨というものが私の手元にあります。ここにあるODA四原則について質問をいたしました。被援助国の軍事支出の動向、兵器の開発、製造等の動向、武器輸出入の動向、そして四番目に被援助国の民主化の促進及び市場指向型経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況、こういった点に十分注意を払いつつ援助を行う。もちろん概括的な二国間関係とか安全保障環境を含めた国際情勢とかいろいろ総合勘案するわけですが、私はこの環境の原則もこの中に加えたらよかつたんじゃないかといふことをつけ加えたわけですが、特に基本的人権と自由の保障状況について伺いました。そしてこれに対して中尾大臣からは基本的に賛成だ、その上十分なる草の根の調査が必要である、十分なる資料と十分なる情報によつて初めての確たる判断が下される、こういうことをおっしゃられたわけですが、この点について渡部新大臣の基本的なお考えをまず承つておきたいと思つております。

（和田員委員長代理退席、委員長着席）

○渡部國務大臣 今江田先生からお話しの四原則、基本的に同様でございます。

○江田委員 さまざまな資料を十分に把握した上でその基本的人権あるいは自由、民主化、こういったことについての判断を下さなきゃならぬ。そういう十分な資料、情報ということの中で中尾前大臣は草の根の調査あるいは草の根運動的に調査をする、こういう言い方をされたわけで、これは草の根というのが何を意味しておるかはその以上時間がなかつたので詰めておりませんが、恐らく単

に政府間の情報だけでなくNGOといいますが非政府組織あるいは人権団体、市民団体あるいは個人レベルの情報、その情報価値はそれはいろいろですけれども、そうした情報をきちんとかんがえて受けとめるという姿勢で的確なODAを行うために努力をする、こういう趣旨だったと思うのですが、この点も渡部大臣は同じお考えだと伺いたいんですが、よろしいですか。

○渡部国務大臣 今江田先生お話しの方、私も同様でございます。
○江田委員 お答えが簡単に時間が節約できて大変助かっております。
そこで、実はきょう私は朝、委員会を時々抜けて大変忙しい思いをしたんですが、それは一つはミャンマーですね、ミャンマー、ビルマ。アウン・サン・スー・チーさんが率いる党が選挙で大勝したのには実は議会が招集されな。アウン・サン・スー・チーさんはノーベル賞を受けた。しかし自宅軟禁で出てこれない。もしノーベル平和賞をもらいにオスロへ行ったらもう帰ってくることでできないといった状況ですね。まあこれは象徴的な事例ですが、これについての勉強会を一つ行いました。

十二時から今度は東チモールの問題について記者会見を行いました、非常に忙しかつたんですが、この東チモールです。これは、一九七五年にインドネシアに武力侵攻されて、その後インドネシアの占領下にある東チモールという場所が最近重大な人権侵害事件がどうも起きた。インドネシア国軍による武力弾圧事件があったわけですが、きのうの夜の九時のNHKの「ニュース21」のトップニュースで報道されました私も見ましたが、これは大臣ごらんになったでしょうか。きのうの夜の九時の「ニュース21」

○渡部国務大臣 ちよっとその時間テレビを見ておりませんでした。
○江田委員 それは大変残念で、だけれども、私ともいつもテレビ見ているわけじゃないからそのことがどうというんじやありませんけれども、こらんになっておれば大臣もきつとびっくりされたと思えますよ。墓地の門のようなものがあるのですよね。その門のところへ人があつと逃げてくるわけですよ、門の中から。銃の音がバンバンと聞こえるという、まさにまたまた門があるの第二の天安門事件じゃないかなんて、元談言している場合じゃないのですけれども、そういう事件です。私は、これは先日宮澤総理が所信表明演説で、「新しい世界平和の秩序を構築する時代の始まりだ、そして日本は国際社会において名譽ある地位を占め、国民が誇りを感じる事ができる品格ある国となるよう、頑張る、こういうことをおっしゃったわけですが、もし大臣がこのテレビをごらんになったら、こういう状態の国に、日本のODAはインドネシアに一番たくさん行っているわけですよ。インドネシアから見ると日本から来ているODAが一番大きいわけです。これでいいのだからかというところを感ずるべき、そこから先どうするかは別ですよ、感ずるべきそういう映像だったような気がするので、どうです大臣、ちよっとそのビデオをもう一遍見てみようという気にならませんか。

○渡部国務大臣 ぜび取り寄せて拝見させていただきますかと思っております。
○江田委員 ぜびひとつこれはごらんになっていただきたい。ODA四原則から見ても看過できない事件だと思っております。
そこでこれは、事実関係の究明というのは外務省のまず第一的なお仕事かと思っておりますので、外務省、事実関係をどう把握しており、またこれにどう対応されたか、これからどうされようとしておるか、これを説明していただきたいと思っております。

○林説明員 お答え申し上げます。
全体としてまだ調査中という前提で手短にお話しさせていただきます。
この十二日の朝、東チモールのジリ市におきまして、去る十月二十八日に別の騒擾事件で死亡いたしました二名の青年の埋葬されており、墓地に集まっております群衆と治安部隊が衝突を起しました。軍の発砲等によりまして、インドネシア政府の発表によりますれば、死者二十名及び負傷者九十名以上に上る惨事となった由でございます。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

○江田委員 比較的早い段階での迅速な措置に感謝をいたしますが、そこで、私たちも事実関係については国際的ネットワークで調査をしておりますが、十二日の事件だけでなくその後今度十四日には逮捕者が、六十人にもわたって逮捕されている者が銃殺されたという、裁判なき処刑です。これは事実かどうかの確認ということになると難しいですけれども、そういう報道まで出てくるといふ大変に心配な状態になってくる。死体はもう運び去られているのではないかと、インドネシア政府は、今二十人というふうなお答えだったのですが、報道によると十九人と発表したということですが、百十五人という死者が、いやいや百八十人じゃないかというふうないろいろな情報があるわけですよ。相当な数に上っていることが起きてくるということが心配されるわけです。

が行われる段階でございまして、私どもとしても引き続きさまざまな情報を収集してまいりたいと思っております。

○江田委員 やはり事実というものを知る方法について、もつとさまざまな方法を駆使する必要がありますかと思ふんですね。これは通産大臣もひとつぜひ聞いておいていただきたいのですけれども、在外公館から向こうの政府を通じて手に入れた資料、あるいは在外公館の人間が現地に行つて見てくる、それだけで事がわからないケースというのはいっぱいあるので、私どもがいろいろな草の根資料でこんなこともあるぞ、あんなこともあるぞ、現地の人間はこんなことを不安に思っている、こんなことを心配しているぞということをいろいろ申し上げても、まあそれはなかなか資料的価値としてはいろいろあると思うのですけれども、常に政府は、いやいや平穩無事でございます、今回のような事件は平穩無事だったらそんなにはびんと起きないですよ。私は、やはり今度のこの十二日の事件でも、インドネシア側が設立を決めた真相究明委員会、この出してくる答えだけでなくて、それが本当に確かなのかということをも日本の独自の草の根調査を調べていただきたい。向こうが出してくるものをそのままのみにするのではなくて、日本も日本としてのそういうさまざまな真相究明の努力をするんだというその決意を外務省の方で聞かしていただきたい。

○林説明員 お答えいたします。先ほど御説明いたしましたとおり、私どもとしても現地に急遽館員を派遣する等独自の情報収集ということについては相応の関心を持っておりまして、現地に参りました館員も、決して政府の關係者だけではないと見えて、市井の人々の話も何う等の形で情報を収集しております。今後とも引き続きあらゆる形の情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○江田委員 事前に質問のためのやりとりで伺いましたら、現地の人たちが調査をして帰ってきた報告によると、現地は静ひつである、どうい

言葉でしたかね、穏やかである、そういう報告だったというふうには伺いましたけれども、それは穏やかなんじやなくて、やはり圧殺されているんじゃないですか、自由な声が。そこまで見抜かなければいけない。

私どものところに山ほど資料が集まってきた、もう私の部屋のアックスはパンク寸前とはいひませぬけれども、随分集まってきたのですが、ひとつせび逮捕者とか行方不明者、そういう人の名前も挙がつてくると思うので、これらの人々の安否についてインドネシア政府に確認の要請をしていただきたいと思うのです。これはこれからのことですが、いかがですか。

○林説明員 私どもとしては引き続きこのチモール状況、政治状況というのに対して十分な関心を持ってまいりたいと思ひます。

○江田委員 私は何もインドネシアをいじめるとか日本が優位に立つとかそんなことで言っているのじゃなくて、そういう関心を示していることが、インドネシア政府が基本的人権というものを大切にしないといふ国際社会で生きていけないよという認識を持つていく、そういう手だてになると思ふから言っているわけで、このODA四原則についても、これは何も日本がお金を出す場合のさじかげんのことの原則じゃなくて、世界から武器をなくしたいあるいは市場経済を確立していきたいあるいは基本的人権や自由を世界に確立したい、こういう日本の意思があるからこそこれをやろうと言っているわけですから、その態度、機会あるごとくにそういう発言をやつていくべきだと思ふのです。

そこで通産大臣、これは事実關係がまだ完全に明らかでないの今の段階でどうするところまでは求めませんが、実はもうかなりのところまではインドネシア政府も認めていて、さらにポルトガルはもとよりアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなども声を上げておりまして、ODA四原則に照らして、この間ハイチへの援助停止が行われてこれが適用第一号のようです

が、事実いかんによつてはインドネシアの援助停止を考へるべきだ、こう思ひます、事実いかんによつてはですよ、もちろん。今すぐそうするといふのではないですが、そういうこともあり得ますよということを通産大臣、おっしゃるべきだと思いますが、いかがですか。

○渡部國務大臣 ただいまの江田委員と外務省政府委員のやりとり、興味深く聞かせていただきましたので、これから勉強してみたいと思ひます。

○江田委員 勉強してみたいとお答えをいただきましたが、その瞬間に「質疑持ち時間が終了いたしました」といふ紙が来たので終わりますが、私はやはり、少なくとも事実關係が明らかになるまでは、実施中のものはともかくとして、新規の援助は中止しておくべきじゃないか、それだけの大きな事件じゃないかと思ひます。これは……

○武藤委員長 ちよつと外務省に聞こうか。——

○小島説明員 お答え申し上げます。

先ほど来御答申申し上げておりますとおり、インドネシア政府は調査委員会というものを設置いたしました調査を行つておるところでございます。私どももいたしましては早急に事件の真相の究明がなされることを期待しておるわけでございます。したがって、当面私どももいたしましてはインドネシア政府の調査の動き、結果、そういうものを見守つていきたいと考えております。

○江田委員 ぜひひとつ、単に見守るとか研究することだけじゃなくて、この事件、こういうことを通じて基本的人権を世界に確立するのだという日本の意思を示していただきたいと思ひますが、時間になりましたので終わります。

○武藤委員長 次に、内閣提出、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。渡部通産大臣。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案 〔本号末尾に掲載〕

○渡部國務大臣 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に高圧ガスの保安に関する基本的な法律として制定され、その後、高圧ガスの大量消費の増加、高圧ガス製造事業所の大規模化、複雑化等に対処するため、数次にわたる改正が加えられてきております。

しかしながら、近年、高圧ガス保安行政を取り巻く諸情勢は大きく変化してきており、特に、先般の大阪大学における爆発事故にも見られるとおり、圧縮モノシラン等の特に危険な性質を有する高圧ガスの消費が拡大していること等を踏まえ、高圧ガスの消費についての保安対策を強化することが急務となつております。

また、近年下げどまりの傾向にある高圧ガス関連事業所における事故の発生をより確実に防止していくため、事業者自身が行う保安活動の徹底を図つていくことが必要となつております。

さらに、高圧ガスの保安に関する技術の向上等に対応し、規制の合理化を行う必要がございます。以上のような要請に対応するため、今般、本法を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を説明申し上げます。まず第一に、圧縮モノシラン等の特殊高圧ガスを、その特に危険な性質にかんがみ、特定高圧ガスの種類に追加することとし、これにより、特殊高圧ガスの消費について、届け出をさせるとともに、特定高圧ガス取扱主任者の配置義務、従業者への保安教育の実施義務等を課することとしております。

また、液化石油ガス以外にも一般消費者が高圧ガスを消費する機会が増大していること及び高圧ガス消費事業所における事故が毎年多数発生していることにかんがみ、販売業者等に、その販売先

の消費者に災害の防止上必要な事項を周知させる義務を課することとしております。

第二に、事業者自身が行う保安活動の徹底を図るため、事業者がみずから定めた危害予防規程を遵守していない場合、あるいは従業者に対する保安教育を怠っている場合に、都道府県知事が危害予防規程の遵守を命令または勧告し、あるいは保安教育の実施、改善を勧告することができることとしております。

また、高圧ガス取締法に基づき設立されている高圧ガス保安協会の業務について、技術的な事項に限定せず、広く高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集、提供を行うこととしております。

第三に、高圧ガスの輸入について、現行の輸入前の許可、輸入後の検査という二重の厳しい規制を課しておかなくても保安は確保されることから、許可制を廃止し届け出制とするとともに、一定の場合には、届出、検査とも不要とすることとしております。

第四に、高圧ガスの保安に係る技術の向上により現行の規制を課することが過重かつ不必要となっている一定の設備について、通商産業大臣等が行う認定を受けた場合に、許可等の規制から届け出等の規制に変更をすることとしております。

第五に、高圧ガスを充てんするための容器について、容器証明書制度を廃止し、保安上必要な事項を容器に直接表示する制度を一律的に適用することとしております。

このほか、高圧ガス製造事業所について都道府県知事が行う保安検査について、高圧ガス保安協会に加えて民間検査機関も行うことといたします。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時四十分散會

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 冷凍機器及び原料ガス(第五十七条―第五十八条の二)」を

「第三節 指定設備(第五十六条の七―第五十六条の九)及び原料ガス(第五十七条―第五十八条の二)」

に、「指定試験機関、指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定試験機関等」に、

「指定容器検査機関(第五十八条の十八―第五節 指定特定設備検査機関(第五十九条)第十八条の三十)」を

「第二節 指定保安検査機関(第五十八條の十八―第五節 指定特定設備検査機関(第五十九條)第十八條の三十)」に改め

る。

第五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「である設備」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加え、同項第二号中「以上のもの」の下に「(第五十六條の七第二項の認定を受けた設備を除く。)」を加える。

第八條第一号中「第二十條の二」を「から第二十條の三まで」に、「第八十條第三号及び第四号」を「第八十條第二号及び第三号」に改める。

第十四條の三を第十四條の四とし、第十四條の二を第十四條の三とし、第十四條の次に次の一条を加える。

(周知させる義務等)
第十四條の二 販売業者又は第六條第一号の規定により販売する者(以下この条において「販売業者等」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の防止に關し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四條の三の特定高圧ガス消費者その他通商産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適當でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十條中「第十四條の三第一項」を「第十四條の四第一項」に改める。

第二十條の二の次に次の一条を加える。

第二十條の三 第五條第一項又は第十四條第一項の許可を受けた者は、第五十六條の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六條の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるとともに、その旨の確認をすることができるときは、同条の完成検査を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十二條第一項を次のように改める。

高圧ガスの輸入をしようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、そ

の旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

二 通商産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

三 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして通商産業省令で定める場合

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「第一項の許可を受けて」を「前項の届出をして」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 前項の検査においては、当該高圧ガスの性状及びその容器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

4 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が第二項の検査に合格しなかつたときは、当該高圧ガスの輸入をした者に対し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四條の二第一項中「次の」を「圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は次の」に、「と」を「と」総称するに、「であつて」を「次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを消費する者にあつては」に、「であるもの」を「である者」に、「もの(以下「特定高圧ガス消費者」と総称する)を「者に限る。以下同じ」に改め、「及び消費する特定高圧ガスの種類」を削り、「までに」の下に、「消費する特定高圧ガスの種類」を、「含む。以下」の下に、「この項において」を加える。

第二十四條の三第一項中「特定高圧ガス消費者は、消費」を「特定高圧ガスを消費する者(以下「特定高圧ガス消費者」という。))は、消費(消費に係

る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。』に改める。

第二十四条の四第一項中「又は消費」の下に「を」する特定高圧ガスの種類若しくは消費」を加える。

第二十六条に次の一項を加える。
6 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生を防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

第二十七条第四項中「特定高圧ガス消費者」の下に「次項において「第二種製造者等」という。』を加え、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生を防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生を防止上十分でない認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

第三十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「協会」の下に「又は通商産業大臣が指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）」を加え、同条第三項中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。
第三十五条の二中「第一種製造者」の下に「第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第三十八条第一項第一号中「第十四条の二第三

項」を「第十四条の三第三項」に改め、「第二十六条第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、同項第二号中「第十四条の三第一項、第十九条第一項又は第二十二條第一項」を「第十四条の四第一項又は第十九条第一項」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十五條を削る。

第四十五條の二の見出しを「(刻印等)」に改め、同条第一項中「前条第一項の」を「刻印をすること」が困難なものととして、「種類の高圧ガスを同項の通商産業省令で定める圧力以下の圧力で充てんする容器であつて、その内容積が百二十リットル未満」を「容器以外」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削り、同条第二項中「前項又は」を「前二項又は」に、「前項の刻印又はこれ」を「第一項の刻印若しくは前項の標章の揭示(以下「刻印等」という。))又はこれら」に、「刻印を」を「刻印等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の通商産業省令で定める容器であるときは、速やかに、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を揭示しなければならぬ。

第四十五條の二を第四十五條とする。
第四十六條第一項中「第四十五條第一項の規定により容器証明書の交付を受けたとき、又は前条第一項の規定により」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 容器(高圧ガスを充てんしたものに限り、通商産業省令で定めるものを除く。)の輸入をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければ

ならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十七條の見出し並びに同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特定容器を」を「容器」前条第二項の通商産業省令で定めるところの及びくず化し、その他容器として使用することができないように処分したものを除く。を」に、「特定容器に」を「容器に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「特定容器」を「容器」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八條第一項第一号中「その所有者が容器証明書の交付を受けており、又は第四十五條の二第一項の刻印を」を「刻印等」に改め、同項第五号中「特定容器以外の容器(以下「一般容器」という。))にあつては容器証明書にその旨の記載がされてお

り、特定容器にあつては次条第四項の刻印を」を「次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の揭示」に改め、同条第二項中「その容器が一般容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器である場合には第二号及び第三号」を「次の各号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十五條の二第一項の」を削り、「刻印」を「刻印等」に改め、「前号の」を削り、同項を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第四十九條第三項中「ときは」を「場合において」に、「第四十五條の二第一項に規定する容器である場合を除き」を「第四十五條第一項の通商産業省令で定める容器以外のものであるときは」に、「表示を」し、かつ、容器証明書に、裏書を「刻印」に改め、同条第四項中「第四十五條の二第一項に規定する」を「第四十五條第一項の通商産業省令で定める」に改め、「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による刻印を」を「標章を揭示」に改め、同条第五項中「前二項の表示若しくは刻印」を「第三項の刻印若しくは前項の標章の揭示」に、「表示若しくは刻印を」を「刻印若しくは標章の揭示を」に改める。

第四十九條の三第一項及び第四十九條の四第三

項中「速やかに」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、「通商産業省令で定める方式による」を削る。

第五十四條第一項中「次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める措置」を「刻印等」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に定める措置」を「刻印等」に改め、「その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは」を削り、「第四十五條の二第一項の刻印」を「刻印等」に改め、同条第三項中「により当該容器について第一項各号に定める措置」を「による刻印等」に改める。

第五十五條を次のように改める。
第五十五條 削除
第五十六條第三項及び第四項中「三箇月以内に第五十四條第一項各号に定める措置」を「三月以内に第五十四條第二項の規定による刻印等」に改める。

第五十六條の四中第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。
3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が通商産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を經由して通商産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会の交付に係るものであるときは協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関の交付に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その再交付を受けることができる。

第五十六條の六を次のように改める。
(特定設備検査合格証の返納)
第五十六條の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を通商産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければなら

第三十八條第一項第一号中「第十四条の二第三

ない。

一 特定設備を失つたとき。

二 特定設備を輸出したとき。

三 特定設備をくずし、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。

四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

第四節 第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 指定設備

(指定設備の認定)

第五十六条の七 高压ガスの製造(製造に係る貯蔵を含む。)のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備(以下「指定設備」という。)の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外国において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定設備について、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定設備認定機関」という。)が行う認定を受けることができる。

2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

(指定設備認定証)

第五十六条の八 通商産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

2 指定設備認定証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第五十六条の四第二項及び第三項の規定は、指定設備認定証について準用する。この場合に

において、同項中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十六条の九 第五十六条の五の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十六条の八第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の六の規定は、指定設備認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において、同条中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

第四章の二の章名を次のように改める。

第四章の二 指定試験機関等

第四章の二 指定保安検査機関

第二節 指定保安検査機関

第五十八条の十八中「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に、「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査以下「容器検査等」という。)を「保安検査」に改める。

第五十八条の十九中「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に改める。

第五十八条の二十中「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に改め、同条各号中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八条の二十一の見出し中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八条の二十二中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八条の二十三第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第三項中「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八条の二十四中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改める。

第五十八条の二十五第一項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八条の二十六及び第五十八条の二十七中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八条の二十八中「容器検査等」を「保安検査」に、「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八条の二十九中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に改める。

第五十八条の三十中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関」に、「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第一号中「第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第二項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))」を「第三十五条第三項」に改め、同条第三号中「容器検査等」を「保安検査」に改め、同条第五号中「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に改める。

第四章の二第三節の節名を次のように改める。

第三節 指定容器検査機関

第五十九条第一項中「第五十六条の三第一項」を「第四十四条第一項」に、「特定設備検査」を「容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査(以下「容器検査等」という。))」に改め、同条第二項中「指定特定設備検査機関」を「指定容器検査機関」に、「第四十四条第一項」を「第三十五条第一項ただし書」に、「第五十六条の三第一項」を「第四十四条第一項」に、「容器検査等」を「保安検査」に、「特定設備検査」を「容器検査等」に、「第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四

十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))」を「第三十五条第三項」に、「第五十六条の四第一項」を「第四十五条第一項若しくは第五項、第四十九条第三項若しくは第四項、第四十九条の三第一項、第四十九条の四第三項、第五十四条第二項若しくは第五十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))」に改め、第四章の二第三節中同条を第五十八条の三十一とする。

第四章の二に次の二節を加える。

第四節 指定特定設備検査機関

(指定等)

第五十八条の三十一 第五十六条の三第一項の規定は、通商産業省令で定めるところにより、特定設備検査を行うとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から第五十八条の三十一までの規定は、指定設備認定機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十五第一項及び第五十八条の三十中「第三十五条第一項ただし書」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、「第五十八条の二十から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「保安検査」とあるのは「特定設備検査」と、同条中「第三十五条第三項」とあるのは「第五十六条の四第一項」と読み替えるものとする。

第五節 指定設備認定機関

(指定等)

第五十九条 第五十六条の七第一項の規定は、通商産業省令で定めるところにより、同項の認定(以下「指定設備の認定」という。)を行うとする者の申請により行う。

2 第五十八条の十九から第五十八条の三十一までの規定は、指定設備認定機関に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十、第五十八条の二十五第一項及び第五十八

八条の三十中「第三十五条第一項ただし書」とあるのは「第五十六条の七第一項」と、第五十八条の二十から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「保安検査」とあるのは「指定設備の認定」と、同条中「第三十五条第三項」とあるのは「第五十六条の八第一項」と読み替えるものとする。
第五十九条の二中「技術的な事項についての」を削り、「行なう」を「行う」に改める。
第五十九条の九第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第三十五条第一項ただし書の指定保安検査機関
第五十九条の九中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 第五十六条の七第一項の指定設備認定機関

第五十九条の二十八第一項第一号中「技術的な事項についての」を削り、同項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。
四の二 指定設備の認定を行うこと。
第五十九条の二十九第三項中「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加える。
第五十九条の三十第一項中「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「行なわされる」を「行わせる」に改め、「保安検査等」の下に「指定設備の認定」を加える。

第六十条第二項中「指定容器検査機関及び指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関及び指定容器検査機関」と改め、同条第三項中「指定容器検査機関」を「指定保安検査機関及び指定設備認定機関」と改め、「容器検査等又は指定設備検査」「保安検査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。

備の認定」に改める。
第六十一条第二項及び第六十二条第二項中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関」を「指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に改める。
第六十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「若しくは容器又は容器証明書」を「又は容器」に、「盗取された」を「盗まれた」に改める。
第六十五条第一項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に、「第十九条第一項又は第二十二条第一項」を「又は第十九条第一項」に、「附する」を「付する」に改める。
第七十三条第一項第四号中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同項第八号中「第二十二条第一項の許可」を「第二十二条第二項の検査」に改め、同項第十五号中「協会」の下に「又は指定保安検査機関」を加え、同項第十七号を削り、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第五十四条第一項各号に定める措置」を「第五十四条第二項の規定による刻印等」に改め、同項を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項に次の二号を加える。
二十一 指定設備の認定（協会又は指定設備認定機関が行うものを除く。）を受けようとする者
二十二 特定設備検査合格証又は指定設備認定証の再交付（協会、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関が行うものを除く。）を受けようとする者
第七十三条第二項中「特定設備検査」の下に「指定設備の認定」を加え、「第五十四条第一項各号に定める措置」を「第五十四条第二項の規定による刻印等」に、「前項第十七号」を「前項第二十二号」に、「容器又は特定設備」を「特定設備又は指定設備」に改める。
第七十四条第一項中「第十六条第一項若しくは第二十二条第一項」を「若しくは第十六条第一

項」に改め、「第二十一条」の下に「第二十二条第一項」を加える。
第七十四条の二第二項第一号中「第三十一条の二第一項」の下に「第三十五条第一項ただし書」を加え、「又は第五十六条の三第一項」を「第五十六条の三第一項及び第五十六条の七第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「第五十九条第二項」を「第五十八条の三十一第二項、第五十九條第二項」に改め、同項第五号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項及び第五十九條第二項」に改め、同項第六号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項及び第五十九條第二項」に改め、同項第七号及び第九号中「保安検査、容器検査等、特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。
第七十五条中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、「第五十六条の三第四項」の下に「第五十六条の七第二項」を加える。
第七十六条第一項中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十九條第二項」に改め、同項及び第五十九條第二項に改める。
第七十七条中「又は指定特定設備検査機関」を「指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に改める。
第七十八条中「又は指定設備検査」を「特定設備検査又は指定設備の認定」に改める。
第八十条中「五十万円」を「百万円」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第八十条の二中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十九條第二項」に改め、同項及び第五十九條第二項に「指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関」に、「五十万円」を「百万円」に改める。
第八十条の三及び第八十条の四中「五十万円」を「百万円」に改める。
第八十条の五中「知得した」を「知り得た」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十一条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号の二中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 第二十二條第四項の規定による命令に違反した者
第八十一条第七号中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第八号中「第四十六條第一項、第四十七條第三項」を「第四十六條第一項若しくは第二項、第四十七條第一項」に改め、「第五十六條の五第一項」の下に「第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号及び第九号の二を削り、同条第九号の三中「第四十九條第四項」を「第四十九條第三項若しくは第四項」に改め、「刻印」の下に「若しくは標章の掲示」を加え、同条を同条第九号とする。
第八十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十四條の二第一項若しくは第二項」を「第十四條の三第一項若しくは第二項」に、「第四十五條第二項（第五十六條の四第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四十五條の二第二項、第四十六條第二項、第四十七條第四項、第四十六條第三項、第四十七條第二項」に、「又は第五十六條の五第二項」を「第五十六條の四第二項（第五十六條の八第三項において準用する場合を含む。）」又は第五十六條の五第二項（第五十六條の九第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第八十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十四條の三第二項」を「第十四條の四第二項」に改め、同条第二号中「第四十七條第一項、第五十五條（第五十六條の六において準用する場合を含む。）」を削り、「同条第四項において準用する場合を含む。」の下に「第五十六

条の六(第五十六條の九第二項において準用する場合を含む。))を加える。

第八十三條の二中「指定容器検査機関又は指定特定設備検査機関を」指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十九條第二項」を「第五十八條の三十一第二項、第五十八條の三十二第二項及び第五十九條第二項」に、「容器検査等若しくは特定設備検査」を「保安検査、容器検査等、特定設備検査若しくは指定設備の認定」に改める。

第八十五條中「十万円」を「二十万円」に改める。
第八十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五條の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の高圧ガス取締法(以下「旧法」という。)第二十二條第一項の規定による許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、改正後の高圧ガス取締法(以下「新法」という。)第二十二條第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四條の二第一項の政令で定める種類の高圧ガス(以下「特殊高圧ガス」という。)を消費している者(次項に規定する者を除く。)に關する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日」の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)の施行の日から一月以内」とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十四條の二第一項の届出をしてゐる特定高圧ガス消費者で

平成三年十一月三十日印刷

あつて、特殊高圧ガスを現に消費しているものに関する当該特殊高圧ガスに係る新法第二十四條の四第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)の施行の日から一月以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條第一項の規定に基づき交付されている容器証明書及び当該容器証明書に係る容器については、次の各号に掲げる時までの間は、なお従前の例による。

一 当該容器についてこの法律の施行後最初に行われた容器再検査(以下単に「容器再検査」という。)に当該容器が合格した場合は、その合格の時

二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月以内に当該容器が旧法第五十四條第二項の規定により旧法第四十四條第三項の規格に適合(以下単に「規格に適合」という。)すると認められたときは、その認められた時

三 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合(前号に掲げる場合を除く。)は、その合格しなかつた時から三月が経過した時

四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五條第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九條第三項の刻印若しくは同条第四項の標準の掲示若しくは新法第五十四條第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、三月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器証明書を通商産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

平成三年十二月一日発行

2 前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定により従前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の一部改正)
第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第七号中「第二十二條第一項の許可を受けないうで高圧ガスの輸入をしたとき又は同法」を削り、「命令若しくは」を「命令又は」に改める。

(政令への委任)
第八条 附則第二條から第六條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における高圧ガスの消費の多様化、製造事業の複雑化等に対処し保安の確保を図るため、特定の高圧ガスの消費に關する規制及び高圧ガス製造事業所等における保安に關する規制を強化するとともに、最近における高圧ガスの保安に關する技術の向上にかんがみ、規制の合理化を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局